

平成25年度 統計法施行状況報告

平成26年6月16日

総務省

政策統括官
(統計基準担当)

はじめに

「平成25年度 統計法施行状況報告」は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、平成25年度中の法の施行の状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

なお、構成については、「本編」、「別編」及び「資料編」の3編構成とし、各編の内容は以下のとおりである。

本 編：基本計画の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の施行状況を条文ごとに概括したもの。

別 編：基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの。

資料編：「本編」に加え、法の施行状況を概観する上で参考となる資料を掲載したもの。

目 次

【本編】	5
I 基本計画	6
1 推進体制	6
2 取組状況	6
(1) 進捗状況	6
(2) 平成25年度の主な取組実績	8
II 公的統計の作成	9
1 基幹統計	9
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	9
(2) 法定の基幹統計の状況	10
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	11
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	12
(5) 基幹統計調査の実施状況	12
(6) 基幹統計の公表の状況	13
2 一般統計調査	14
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況	14
(2) 一般統計調査の実施状況	15
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況	16
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査	17
(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況	17
(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況	17
4 届出独立行政法人等が行う統計調査	17
5 事業所母集団データベース	18
(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	18
(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況	18
6 統計基準の設定	19
7 法に基づく協力要請	20
(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況	20
(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	20
(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況	20
(4) 総務大臣が行う協力の要請状況	20

Ⅲ	調査票情報等の利用及び提供	21
1	調査票情報の二次利用	21
2	調査票情報の提供	21
3	委託による統計の作成等の実施	23
4	匿名データの作成、提供	23
5	調査票情報等の適正管理のための措置	24
Ⅳ	統計委員会	25
Ⅴ	その他	26
1	統計情報の提供（e-Statの取組等）	26
2	罰則等	27
【別編】		29
	[基本計画 事項別推進状況]	
	「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」関係	30
	「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係	62
	「第4 基本計画の推進・評価等」関係	92
	「別紙（「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1（2） 基幹統計の整備に関する方向性」）」関係	94

【資料編】	103
[統計法関連]	
資料1 統計法の概要	105
[基本計画関連]	
資料2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	107
資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	110
資料4 統計調査の見直し・効率化	112
資料5 統計関連業務の民間委託の状況	113
[公的統計の作成関連]	
資料6 基幹統計調査の承認一覧	116
資料7 統計委員会における諮問・答申実績	117
資料8 基幹統計調査の年度別承認件数	118
資料9 基幹統計の公表までの期間	119
資料10 一般統計調査の承認一覧	120
資料11 一般統計調査の年度別承認件数	123
資料12 一般統計調査の結果の公表までの期間	124
資料13 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	126
資料14 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	126
[調査票情報等の利用及び提供関連]	
資料15 法第32条に基づく調査票情報の二次利用（実績）	127
資料16 法第33条に基づく調査票情報の提供（実績）	129
資料17 オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査	131
資料18 オーダーメイド集計及び匿名データの提供（実績）	132
[統計委員会関連]	
資料19 統計委員会委員名簿	134
資料20 統計委員会臨時委員名簿	136
資料21 統計委員会専門委員名簿	136
資料22 統計委員会開催状況（第64回～第74回）	138
資料23 統計委員会が軽微な事項と認めるもの	140
資料24 統計職員等の人材の育成・確保 各府省一覧表	141
資料25 行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査結果の概要	143
資料26 国連アジア太平洋統計研修所 研修事業参加者数	146
[その他関連]	
資料27 政府統計の総合窓口（e-Stat）について	148
資料28 政府統計共同利用システムについて	149

【本 編】

I 基本計画

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第4条第1項においては、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を定めなければならないと規定されている。

当該規定に基づき、平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性を示した「本文」と、平成21年度からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」（計196事項）で構成されており、平成25年度までの推進状況は、以下のとおりである。

なお、法第4条第6項において、政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更するものとする規定されていることを踏まえ、平成26年3月に新たな基本計画（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）が閣議決定されている。

1 推進体制

政府では、基本計画に基づく各施策の具体的推進を図るため、各府省統計主管部局長等から構成される「公的統計基本計画推進会議」を設置し、各府省における取組状況についての情報共有や政府一体となった取組を進めるとともに、基本計画の「別表」に掲げられたそれぞれの事項に応じた推進体制を構築することにより、取組の推進を図っている。

具体的には、「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について」（平成21年4月23日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に基づき、全府省横断的事項については、総務省政策統括官（統計基準担当）を事務局として各府省で構成する検討会議やワーキンググループを設置して、具体的な対応方策の検討、情報共有等を行っている。また、複数府省連携事項や各府省個別事項については、関係府省又は各府省において、研究会、検討会等を開催し、有識者の知見や地方公共団体の意見等も活用しつつ、それぞれ取組を進めている。

2 取組状況

（1）進捗状況

基本計画の「別表」に掲げられた196事項について、各府省からの報告に基づく平成25年度の進捗状況をみると、平成25年度末までに実施済みとした事項（実施済）は、121事項（196事項の61.7%）、引き続き継続的な取組が必要とした事項（継続実施）は、59事項（同30.1%）となっている。

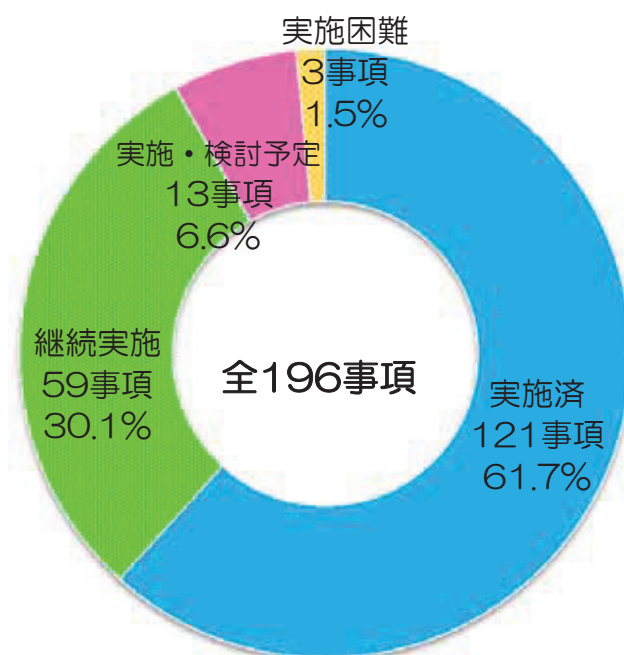
一方、平成25年度末までには実施に至らなかったものの第Ⅱ期基本計画期間内の実施が見込まれる事項（実施・検討予定）は、13事項（同

6.6%)、これまでの検討の結果、基本計画に沿った形での実施が困難な事項（実施困難）は、3事項（同1.5%）となっている。

この結果、基本計画の最終年度に当たる平成25年度末時点においては、基本計画の「別表」に掲げられた196事項についてそれぞれ所要の取組が進められ、継続実施を含め約9割が実施済みとなっており、おおむね計画に沿った取組が行われている。

なお、実施困難とされた事項については、これまでの統計委員会における法施行状況審議において、実施困難との自己評価は妥当とされている。

図 基本計画の「別表」196事項の進捗状況（平成25年度）



注) 1 進捗状況は、各府省からの報告による。

2 同一の事項において府省等により進捗状況が異なる場合は、最も進捗度合いが高い区分に整理（実施済 121 事項のうち、実施済及び継続実施が 5 事項、実施済及び実施・検討予定が 11 事項、実施済及び実施困難が 4 事項。また、継続実施 59 事項のうち、継続実施及び実施困難が 1 事項。）。

3 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない。

（２）平成25年度の主な取組実績

基本計画に掲げられた196事項のうち、平成25年度における各府省の主な取組実績については、以下のとおりである。

表 1 平成25年度における各府省の主な取組実績

基本計画の概要	主な取組実績
【統計相互の整合性の確保・向上】 ◇ 国民経済計算の整備 ◇ ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用（母集団情報の的確な整備）	⇒ 原則全ての系列について、平成23年度に公表した支出系列の時系列に合わせて、平成6年～平成12年を対象年次とする遡及推計を行い、公表 ＜内閣府＞ ⇒ 平成26年実施予定の経済センサス基礎調査について、平成25年6月の統計委員会答申を得て、調査規則の改正を行い、所要の準備を実施 ＜総務省＞
【経済・社会の変化に応じた統計の整備】 ◇ 企業のサービス活動に関する統計の整備 ◇ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 ◇ グローバル化の進展に対応した統計の整備	⇒ 平成25年度から新たに純粋持株会社実態調査を開始し、結果を公表（平成26年2月に速報、同年3月に確報） ＜経済産業省＞ ⇒ 学習費のよりの確な把握に向け、平成26年度子供の学習費調査において、附帯調査として塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加 ＜文部科学省＞ ⇒ 在留目的等の項目を拡充した在留外国人統計（平成24年12月末分）を平成25年9月に公表 ＜法務省＞
【統計リソースの確保及び有効活用】 ◇ 地方公共団体を経由する調査の見直し	⇒ 住宅・土地統計調査及び漁業センサスにおいてコールセンターを設置し、照会対応業務の負担を軽減 ＜総務省及び農林水産省＞ ⇒ 工業統計調査及び商業統計調査の国直轄の本社一括調査を拡充 ＜経済産業省＞
【統計データの有効活用の推進】 ◇ オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供の段階的な拡大	⇒ 平成25年度から農業経営統計調査に係るオーダーメイド集計を新たに実施 ＜農林水産省＞ ⇒ 平成25年度から国勢調査に係る匿名データの提供を開始 ＜総務省＞

なお、平成25年度における事項別の取組状況については、別編「基本計画 事項別推進状況」を参照。

Ⅱ 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項の規定では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等においてその作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成25年度末現在において、基幹統計の総数は、55統計となっている（表2参照）。

表2 基幹統計一覧（平成25年度末現在）

内閣府＜1統計＞	農林水産省＜7統計＞
国民経済計算	農林業構造統計
総務省＜11統計＞	牛乳乳製品統計
国勢統計	作物統計
住宅・土地統計	海面漁業生産統計
労働力統計	漁業構造統計
小売物価統計	木材統計
家計統計	農業経営統計
個人企業経済統計	経済産業省＜10統計＞
科学技術研究統計	工業統計
地方公務員給与実態統計	経済産業省生産動態統計
就業構造基本統計	商業統計
全国消費実態統計	ガス事業生産動態統計
社会生活基本統計	石油製品需給動態統計
財務省＜2統計＞	商業動態統計調査
法人企業統計	特定サービス産業実態統計
民間給与実態統計	経済産業省特定業種石油等消費統計
文部科学省＜4統計＞	経済産業省企業活動基本統計
学校基本調査	鉱工業指数
学校保健統計	国土交通省＜9統計＞
学校教員統計	港湾統計
社会教育調査	造船造機統計
厚生労働省＜9統計＞	建築着工統計
人口動態統計	鉄道車両等生産動態統計
毎月勤労統計	建設工事統計
薬事工業生産動態統計	船員労働統計
医療施設統計	自動車輸送統計
患者統計	内航船舶輸送統計
賃金構造基本統計	法人土地・建物基本統計
国民生活基礎統計	総務省及び経済産業省
生命表	経済構造統計
社会保障費用統計	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
	産業連関表
＜合計 55統計（平成24年度末 55統計）＞	

法第7条においては、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければ

ならないと規定されている。

平成25年度の統計委員会における諮問・答申の実績は、資料 7（P117参照）のとおりである。

平成25年度に、法第 7 条第 2 項の規定に基づき基幹統計の指定をしたものはない。

また、平成25年度に、法第 7 条第 3 項の規定に基づく指定の変更を行った基幹統計は、工業統計、家計統計、個人企業経済統計、地方公務員給与実態統計、人口動態統計、毎月勤労統計、薬事工業生産動態統計及び鉄道車両等生産動態統計であり、指定の解除を行ったものはない（表 3 参照）。

表 3 指定・変更・解除を行った基幹統計 （平成25年度）

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
工業統計	変更（平成25年11月27日）	名称を「工業統計調査」から「工業統計」に変更。
家計統計	変更（平成26年 3 月27日）	名称を「家計調査」から「家計統計」に変更。
個人企業経済統計	変更（平成26年 3 月27日）	名称を「個人企業経済調査」から「個人企業経済統計」に変更。
地方公務員給与実態統計	変更（平成26年 3 月27日）	名称を「地方公務員給与実態調査」から「地方公務員給与実態統計」に変更。
人口動態統計	変更（平成26年 3 月27日）	名称を「人口動態調査」から「人口動態統計」に変更。
毎月勤労統計	変更（平成26年 3 月27日）	名称を「毎月勤労統計調査」から「毎月勤労統計」に変更。
薬事工業生産動態統計	変更（平成26年 3 月27日）	名称を「薬事工業生産動態統計調査」から「薬事工業生産動態統計」に変更。
鉄道車両等生産動態統計	変更（平成26年 3 月27日）	名称を「鉄道車両等生産動態統計調査」から「鉄道車両等生産動態統計」に変更。

注）（ ）内の日付は、法第 7 条第 2 項の規定による公示を行った日である。

（２）法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第 5 条第 2 項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないと規定されている。ただし、当該国勢調査を行った年から 5 年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成25年度に、総務省は、平成22年国勢調査の集計結果について以下のとおり公表した。

公表日	集計結果
平成25年10月29日	抽出詳細集計結果
平成25年10月29日	従業地・通学地による抽出詳細集計結果

② 国民経済計算

法第6条第1項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないと規定されている。

また、同条第2項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定され、同条第3項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないと規定されている。

平成25年度に、内閣府は、平成24年度国民経済計算確報を作成・公表するとともに、四半期1次速報及び2次速報を4回、作成・公表した。

(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第5項では、国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査と定義し、同条第6項では、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

また、法第9条又は第11条では、国の行政機関の長は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないこととされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるもの（資料23（P140）参照）を除き、同委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成25年度末現在、基幹統計の総数55のうち、統計調査以外の方法により作成する統計（加工統計）は5統計（国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数）であり、残りの50統計は統計調査により作成する統計（調査統計）である。調査統計のうち、経済構造統計を作成するための統計調査は「経済センサス-基礎調査」及び「経済センサス-活動調査」の2調査があるため、基幹統計調査の総数は51となる。

平成25年度に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は12件であり、承認に当たり同年度に統計委員会に諮問を行ったものは10件、同年度に総務大臣が承認を行ったものは11件となっている（表4参照）。

表 4 基幹統計調査に係る申請件数等 (平成25年度)

府省名	総務大臣への		総務大臣の承認件数
	申請件数	うち統計委員会への諮問件数	
総務省	2	2	3<1>
財務省	0	0	0
文部科学省	0	0	0
厚生労働省	4<2>	2<2>	2
農林水産省	1	1	1
経済産業省	4<1>	4<1>	4<1>
国土交通省	1	1	1
合計	12<3>	10<3>	11<2>
(参考) 平成24年度の実績	16<2>	6<2>	16<2>

注 1) 「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の< >の数値は、平成25年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、平成25年度末までに承認に至っていないもの（「医療施設調査」、「患者調査」及び「商業動態統計調査」）の件数である。

注 2) 「総務大臣の承認件数」の< >の数値は、平成24年度に承認申請を行い、平成25年度に承認が行われたもの（「経済センサス - 基礎調査」及び「商業統計調査」に係る承認）の件数である。

注 3) (参考) 平成24年度の実績における「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の< >の数値は、「経済センサス - 基礎調査」及び「商業統計調査」が該当し、「総務大臣の承認件数」の< >の数値は、「小売物価統計調査」及び「全国物価統計調査」が該当する。

(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

平成25年度末現在、統計調査以外の方法により作成する基幹統計は、国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数の5統計である。

法第26条第1項において、国の行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないと規定され、同条第2項及び第3項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べるものと規定されている。

平成25年度に総務大臣に対して行われた統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知は、産業連関表及び鉱工業指数の2件となっている。

(5) 基幹統計調査の実施状況

平成25年度に実施された基幹統計調査は、41件となっている。

このうち、おおむね1年以下の周期で行われる調査（経常調査）は36件、それ以外の周期で行われる調査（周期調査）は6件となっている。

また、法第14条において、国の行政機関の長は、基幹統計調査の実施のため必要がある場合には、統計調査員を置くことができると規定され、法

第15条で、国の行政機関の長は、立入検査等ができることと規定されている。また、法第16条で、基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととすることができると規定されている。

平成25年度に実施された41件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは18件、立入検査等に係る手続規定を措置しているものは13件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは23件となっている（表5参照）。

表5 基幹統計調査の実施件数等 （平成25年度）

府省名	基幹統計調査の実施件数					
		うち 周期 調査	うち 経常 調査	うち 法第14条に 定める統計調査 員により実施 している調査	うち 法第15条に 規定する立入 検査等を行う 調査	うち 法第16条の規 定に基づき、地 方公共団体が 行うこととし て調査
総務省	7	2	5	5	1	6
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	3	1	2	0	0	3
厚生労働省	6	1*	6*	4	3	5
農林水産省	6	1	5	4	6	1
経済産業省	8	0	8	4	0	4
国土交通省	9	1	8	1	2	4
合計	41	6*	36*	18	13	23
(参考) 平成24年度の実績	36	1	35	17	12	18

注1）経常調査とはおおむね1年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期（2年に1回など）で実施される統計調査である。

注2）「*」については、一つの基幹統計調査（国民生活基礎調査）において周期調査と経常調査を行っているため、「うち周期調査」と「うち経常調査」のそれぞれに1件として計上している。このため、周期調査と経常調査の件数を合計しても、「基幹統計調査の実施件数」とは一致しない。

（6）基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成25年度に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、40件となっている（表6参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された35件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均58日である（平成24年度の平均は60日）（資料9（P119）参照）。

表 6 公表を行った基幹統計の件数 (平成25年度)

府省名	公表を行った基幹統計の件数			
		うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数	
			うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	6	0	1	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	2	0	0	2
厚生労働省	8	2	0	6
農林水産省	5	0	0	5
経済産業省	8	1	0	7
国土交通省	8	0	0	8
合計	40	4	1	35
(参考) 平成24年度の実績	43	4	5	34

注 1) 平成25年度に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。

注 2) 統計調査以外の方法により作成された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。

注 3) 経常調査とはおおむね 1 年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期（2 年に 1 回など）で実施される統計調査である。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況

法第 2 条第 7 項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第 1 項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従前から行われている一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないと規定されている。

また、法第21条第 3 項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する国の行政機関の長は、あらかじめ総務大臣にその旨を通知しなければならないと規定されている。

平成25年度に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、72件である（表 7 参照）。

表 7 一般統計調査に係る承認件数 (平成25年度)

府省等名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更等の申請
内閣府	5	5	0
総務省	6	3	3
財務省	1	1	0
文部科学省	4	0	4
厚生労働省	28	1	27
農林水産省	6	1	5
経済産業省	9	3	6
国土交通省	9	5	4
環境省	1	0	1
人事院	3	0	3
合計	72	19	53
(参考) 平成24年度の実績	72(2)	22(2)	50

注1) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認した一般統計調査件数の内数。

注2) 「変更等の申請」とは、調査内容の変更を行うもののほか、旧統計報告調整法の承認期限が切れたため、変更はないが調査継続のため承認手続を行ったものである。

注3) 平成25年度に複数回承認されている場合、1件と計上している。

注4) 産業連関構造調査については、総務省において1件と計上している。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成25年度に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、191件となっている(表8参照)。

表 8 一般統計調査の実施状況 (平成25年度)

府省等名	一般統計調査の		
	実施件数	うち周期調査	うち経常調査
内閣府	13(1)	5	8(1)
総務省	8(1)	3	5(1)
財務省	5(1)	1	4(1)
文部科学省	12(1)	1	11(1)
厚生労働省	52(1)	16	36(1)
農林水産省	32(1)	4	28(1)
経済産業省	29(2)	0	29(2)
国土交通省	31	11	20
環境省	6	1	5
人事院	3	0	3
合計	191(8)	42	149(8)
(参考) 平成24年度の実績	205(7)	62(3)	143(4)

注1) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 経常調査とはおおむね1年以下の周期(毎月、毎四半期、毎年など)で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期(2年に1回、一回限りなど)で実施される統計調査である。

注3) 産業連関構造調査については、総務省において1件と計上している。

なお、平成25年度末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は、252件（このうち、平成25年度に新規調査として行われたものが11件）となっている。

（３）一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成25年度に、同項の規定に基づき国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、167件となっている（表9参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された142件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均129日である（平成24年度の平均は126日）（資料12（P124）参照）。

表9 一般統計調査の結果の公表件数 （平成25年度）

府省等名	一般統計調査の結果の公表件数		
		うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
内閣府	12(1)	4	8(1)
総務省	8(1)	3	5(1)
法務省	0	0	0
財務省	3(1)	0	3(1)
文部科学省	13(1)	2	11(1)
厚生労働省	43(1)	11	32(1)
農林水産省	30(1)	2	28(1)
経済産業省	29(2)	1	28(2)
国土交通省	21	1	20
環境省	6	1	5
人事院	2	0	2
合計	167(4)	25	142(4)
(参考) 平成24年度の実績	158(4)	25	133(4)

注1）平成25年度に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。

注2）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注3）経常調査とはおおむね1年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期（2年に1回、一回限りなど）で実施される統計調査である。

注4）産業連関構造調査については、総務省において1件と計上している。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況

法第24条第1項においては、政令で定める地方公共団体（平成26年3月31日現在で、47都道府県及び20指定都市）の長が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合には、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されている。

平成25年度に、政令で定める地方公共団体の長が、統計調査の新規実施の届出を行った件数は150件、統計調査の変更の届出を行った件数は116件となっている（表10参照）。

表10 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出件数（平成25年度）

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	94	80
指定都市	56	36
合計	150	116
(参考) 平成24年度の実績	151	139

注) 平成25年度に複数回届出が行われた場合、1件として計上している。

(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況

平成25年度に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は546件となっている（表11参照）。

表11 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数（平成25年度）

	都道府県	指定都市	合計
実施した統計調査の件数	448	98	546
(参考) 平成24年度の実績	445	59	504

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。）が、統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合には、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されており、平成25年度末現在、日本銀行のみが対象となっている。

平成25年度に行われた統計調査の新規実施の届出の件数は0件、統計調査の変更の届出の件数は2件となっている。

また、法第25条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。日本銀行のみ。）が、平成25年度に実施した統計調査の件数は3件となっている。

5 事業所母集団データベース

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものと規定されており、同条第2項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合には、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができると規定されている。

平成25年度に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は75件となっている（表12参照）。

表12 事業所母集団データベースの情報の利用状況（平成25年度）

提供先 府省等名	提供を受けた件数			
		うち調査対象の 抽出目的	うち統計の作成 目的	うち調査対象の抽出 及び統計の作成目的
内閣府	3	2	0	1
総務省	6	5	1	0
財務省	2	1	1	0
文部科学省	0	—	—	—
厚生労働省	9	9	0	0
農林水産省	1	1	0	0
経済産業省	5	5	0	0
国土交通省	2	2	0	0
環境省	2	2	0	0
都道府県	34	32	1	1
指定都市	11	11	0	0
届出独立行政法人等	0	—	—	—
合計	75	70	3	2
(参考) 平成24年度の実績	61	58	1	2

(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況

法第27条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）している。

平成25年度に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は重複是正の対象となる90件のうち81件（実施率90.0%）、調査履歴登録を行った統計調査は調査履歴登録の対象となる166件のうち151件（実施率91.0%）となっている（表13参照）。

表13 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成25年度）

府省等名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)
内閣府	4(1)	4(1)	100.0	8(1)	8(1)	100.0
総務省	5	5	100.0	8(1)	8(1)	100.0
財務省	4	4	100.0	4	4	100.0
文部科学省	2	2	100.0	10(1)	10(1)	100.0
厚生労働省	20	20	100.0	35(1)	35(1)	100.0
農林水産省	24(1)	22(1)	91.7	32(1)	32(1)	100.0
経済産業省	14(1)	10(1)	71.4	39(2)	39(2)	100.0
国土交通省	13	10	76.9	25	10	40.0
環境省	1	1	100.0	2	2	100.0
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
合計	90(3)	81(3)	90.0	166(7)	151(7)	91.0
(参考) 平成24年度の実績	94(2)	83(2)	88.3	174(6)	166(6)	95.4

注）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省等の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

6 統計基準の設定

法第2条第9項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第28条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないと規定されている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様）。

平成25年度に、統計基準の変更を行ったものは、「日本標準産業分類」の1件であり、統計委員会への諮問などの必要な手続を経て、平成26年4月1日に施行された（表14参照）。

表14 統計基準の設定状況（平成25年度末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成21年 3月23日	平成21年 4月1日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 12月21日	平成22年 4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成23年 3月25日	平成23年 5月1日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成25年 10月30日	平成26年 4月1日

7 法に基づく協力要請

(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況

法第29条第1項においては、国の行政機関の長は、国の他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認められるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対してその情報の提供を求めることができると規定されている。

平成25年度に、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は3件となっている（平成24年度の実績は1件）。

(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第29条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、国の他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができると規定されている。

平成25年度に、国の行政機関が、国の他の行政機関に対し協力要請を行った実績はなかった（平成24年度も実績はなかった）。

(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況

法第30条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができると規定されている。

平成25年度に、国の行政機関が、地方公共団体の長その他の関係者に対して協力要請を行った件数は13件となっており、平成25年度末時点で要請中の1件を除き、全ての協力要請が応諾されている（平成24年度の要請・応諾の実績は2件）。

(4) 総務大臣が行う協力の要請状況

法第31条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計の作成のために必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する国の行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができると規定されている。

平成25年度に、総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力を行うよう求めた実績はなかった（平成24年度も実績はなかった）。

Ⅲ 調査票情報等の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成25年度に、国の行政機関及び届出独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は643件となっている（表15、資料15（P127）参照）。

表15 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（平成25年度）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	
		統計の作成等を行う 場合	統計を作成するための調査 に係る名簿を作成する場合
内閣府	5	5	0
総務省	33	33	0
法務省	0	－	－
外務省	0	－	－
財務省	8	7	1
文部科学省	99	89	10
厚生労働省	174	164	10
農林水産省	116	111	5
経済産業省	143	121	22
国土交通省	65	63	2
環境省	0	－	－
防衛省	0	－	－
人事院	0	－	－
日本銀行	0	－	－
合計	643	593	50
(参考) 平成24年度の実績	625	565	60

注）平成25年度に利用を開始したもの数であり、24年度以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第33条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第2号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる」と規定されている。

後者の場合について、総務省令においては、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が規定されている。

平成25年度に、国の行政機関及び届出行政機関等が、法第33条第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,504件となっている。また、法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は244件となっている（表16、資料16（P129）参照）。

表16 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（平成25年度）

統計調査 所管府省等名	法第33条第1号該当件数 (公的機関への提供)			法第33条第2号該当件数 〔公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕			
		統計の作成 等を行う場 合	統計を作成 するための 調査に係る 名簿を作成 する場合		公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者への 提供	国の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用であると 認める等の 統計の作成 等を行う者 への提供
内閣府	0	－	－	2	0	2	0
総務省	404	284	120	35	1	34	0
法務省	0	－	－	0	－	－	－
外務省	0	－	－	0	－	－	－
財務省	12	9	3	5	0	5	0
文部科学省	233	233	0	1	0	1	0
厚生労働省	1,181	1,175	6	178	5	169	4
農林水産省	39	35	4	0	－	－	－
経済産業省	495	481	14	9	0	9	0
国土交通省	140	137	3	14	4	7	3
環境省	0	－	－	0	－	－	－
防衛省	0	－	－	0	－	－	－
人事院	0	－	－	0	－	－	－
日本銀行	0	－	－	0	－	－	－
合計	2,504	2,354	150	244	10	227	7
(参考) 平成24年度の実績	2,478	2,230	248	169	8	154	7

注）平成25年度に利用を開始したもの数であり、24年度以前から継続して利用しているものは含まない。

3 委託による統計の作成等の実施

法第34条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行い、これを提供することができる」と規定されている。

平成25年度末現在、国の行政機関及び届出行政機関等がオーダーメイド集計の対象としている統計調査は26調査（203年次分）となっており、平成25年度には農林水産省の農業経営統計調査が新たに追加された（資料17（1）（P131）参照）。これらのうち、13調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託してオーダーメイド集計の提供を実施している。

平成25年度のオーダーメイド集計の提供件数は13件となっている（表17、資料18（1）（P132）参照）。

表17 オーダーメイド集計の結果の提供件数 （平成25年度）

統計調査 所管府省等名	オーダーメイド集計 の結果の提供件数	(参考) 注		統計調査ごとに 計上した場合の 提供件数
		学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合	
内閣府	1	1	0	1
総務省	9	8	1	9
財務省	0	－	－	－
文部科学省	0	－	－	－
厚生労働省	3	3	0	3
農林水産省	0	－	－	－
経済産業省	0	－	－	－
国土交通省	0	－	－	－
日本銀行	0	－	－	－
合計	13	12	1	13
(参考) 平成24年度の実績	19	19	0	21

注) 1件の申出で複数の統計調査に係るオーダーメイド集計の結果の提供を受け付けているものがあるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

4 匿名データの作成、提供

法第35条第1項においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」と規定されており、同条第2項においては、行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成25年度においては、厚生労働大臣から国民生活基礎調査に係る匿名デ

ータの作成について統計委員会に諮問が行われた^{注)}。

注) 国民生活基礎調査に係る匿名データについては、平成16年調査の匿名データについて、平成22年度に統計委員会に諮問が行われ、23年度から提供が開始されたが、平成19年調査の匿名データについて、匿名化手法に変更があったことから改めて諮問が行われた。

また、法第36条においては、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができると規定されている。

平成25年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行っている統計調査は7調査（40年次分）となっており、平成25年度には総務省の国勢調査が新たに追加された（資料17（2）（P131）参照）。これらのうち、6調査に係る匿名データは、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託して匿名データの提供を実施している。

平成25年度の匿名データの提供件数は41件となっている（表18、資料18（2）（P133）参照）。

表18 匿名データの提供件数 （平成25年度）

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会にお ける我が国の 利益の増進等 に資すると認 められる場合	（参考） ^注 統計調査ごとに 計上した場合の 提供件数
総務省	33	30	3	0	39
厚生労働省	8	7	1	0	8
合計	41	37	4	0	47
（参考） 平成24年度の実績	32	29	3	0	35

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けているものがあるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、又は同ガイドラインを参考として、調査票情報等を適正に管理するための管理体制の構築や管理台帳の整備を行っている。

平成25年度には、統計調査員や実施機関等が過失により調査票を紛失するなどの管理上問題があると見られる事案が確認された。関係機関においては、管理体制の見直しや研修による注意喚起等、再発防止に取り組んでいる。

IV 統計委員会

法第5章の規定、統計委員会令（平成19年政令第300号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議が行われている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成25年度末時点で7部会が置かれている。

平成25年度に、統計委員会は11回開催され、部会は合計で48回開催されている（表19参照）。

統計委員会においては、平成25年度に諮問され、同年度に答申した案件は14件あった。

また、平成25年度当初時点で、平成24年度から審議継続となっていた諮問案件が1件（経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査の変更について）あったが、平成25年度に答申が行われた。

また、平成25年度に新たに諮問が行われ、平成25年度末時点で調査審議中となっているものは1件（商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について）となっている（表20参照）。

なお、必要に応じて、統計委員会の審議に資するために、公的統計の現状に関する情報収集等を目的として、統計委員会委員と統計利用者との意見交換会等が開催されている。

表19 統計委員会及び部会の開催実績等 （平成21～25年度）

統計委員会		開催回数				
		平成 25年度	(参考)			
			平成 24年度	平成 23年度	平成 22年度	平成 21年度
		11	9	11	11	12
部会名	部会の所掌	開催回数				
		平成 25年度	(参考)			
			平成 24年度	平成 23年度	平成 22年度	平成 21年度
基本計画 部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	12	5	5	4	0
国民経済 計算部会	国民経済計算の作成基準の設定及び産業連関表に関する事項	0	0	1	4	3

人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	8	8	4	9	6
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	11	3	6	4	6
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	12	4	4	6	9
統計基準部会	統計基準に関する事項	4	0	0	1	9
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	1	4	3	3	0
部会計		48	24	23	31	33

表20 統計委員会における諮問・答申件数

	平成24年度に諮問し、平成25年度に答申した事案	平成25年度に諮問し、同年度に答申した事案	平成25年度に諮問し、同年度末で調査審議中の事案
公的統計の整備に関する基本的な計画（法第4条第2項）	0	1	0
基幹統計の指定（法第7条第1項、第7条第3項）	0	2	0
基幹統計調査（法第9条第4項、第11条第2項）	0	9	0
基幹統計の指定（法第7条第1項、第7条第3項）及び基幹統計調査（法第9条第4項、第11条第2項）	1	0	1
統計基準の設定（法第28条第2項）	0	1	0
匿名データの作成（法第35条第2項）	0	1	0
合 計	1	14	1

V その他

1 統計情報の提供（e-Statの取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）は、国

の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料27（P148）参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第54条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っていると言える。

e-Statには、平成25年度に約3,493万件のアクセスがあった（このうち、クローラによるアクセス^注）を除いた件数は約1,759万件）（表21参照）。

注）クローラによるアクセス：検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表21 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数（平成25年度）

府省等名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣府	533,611
総務省	10,313,079
法務省	694,026
外務省	16,773
財務省	7,625,393
文部科学省	1,561,522
厚生労働省	5,097,545
農林水産省	7,497,268
経済産業省	499,946
国土交通省	1,009,213
環境省	61,076
防衛省	131
人事院	20,880
合計	34,930,463
（参考）平成24年度実績	39,439,021

注）アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 罰則等

平成25年度に、統計法違反として罰則の適用があった事案は1件あり、平成22年国勢調査において地方公共団体の職員が不正な事務処理（人口の水増し行為）を行い、その部下に当該行為を指示した者に対し、平成25年10月に法第60条第2号の違反として懲役4か月、執行猶予2年の判決が下り、確定した。また、統計法との関連で問題があると見られる事案として関係府省等から公表されているものは1件あり、平成25年住宅・土地統計調査において地方公共団体の職員が不正な事務処理を行っていた。

【別 編】

次頁以降の表中における区分は次のとおり。

○ 進捗状況

原則として、平成 25 年度における取組実績を記載。

ただし、平成 24 年度末までに既に実施済である事項等については、過去の施行状況報告を引用又は集約して記載（背景着色の上、斜体文字で記載）。

○ 実施済等の別

ア 実施済

平成 25 年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの

イ 継続実施

基本計画期間内のみならず、第Ⅱ期基本計画期間内においても、継続的に措置・取組を講ずる必要が認められるもの

ウ 実施・検討予定

平成 25 年度末までの実施には至らなかったものの、第Ⅱ期基本計画期間内の実施が見込まれるもの（平成 26 年度以降引き続き検討するものを含む。）

エ 実施困難

所要の検討は行ったものの、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施が困難であったもの（平成 26 年度以降引き続き検討するものを除く。）

[基本計画 事項別推進状況]

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性	<「別紙」参照>		
(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	○ 平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省	平成21年度から検討する。
	○ 固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	国民経済計算は次回の平成17年基準改定(以下「平成17年基準改定」という。)時、産業連関表(基本表)は次回作成時の実施を目指す。
	○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に移行する。
	○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表(基本表)は次回作成時に実施する。

進捗状況	実施済等の別
<「別紙」参照>	
○ 経済センサス-活動調査に適合した年次推計方法について、部内で検討を行ってきたところであり、平成25年度においては、平成23年確々報における製造業の推計において平成24年経済センサス-活動調査を活用した。平成28年経済センサス-活動調査を踏まえた年次推計方法については、同調査の実施までに確立すべく引き続き検討を進める。【内閣府】 ○ 産業関連統計の体系的整備については、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(平成21年6月に関係府省間で設置)において、平成24年3月末までの検討状況等(各府省における産業関連統計に係る検討状況を含む。)を、検討報告書として取りまとめた。 ○ また、平成26年度を始期とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。)において、経済構造統計を軸とした産業関連統計に関する新たな枠組みの構築など、引き続き、産業関連統計の体系的整備に取り組むことを盛り込んだ。【以上総務省】	継続実施
○ 平成21年度以降、内閣府及び経済産業省は、国民経済計算の推計に活用する経済センサス-活動調査における工業統計調査相当部分について意見交換を行ってきた。平成24年12月には、別途検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサス-活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。【内閣府及び経済産業省】	実施済
○ 平成25年10月に経済センサス実施部局から各府省庁等に対してなされた「平成28年経済センサス-活動調査の調査事項の要望の把握について(依頼)」を受けて、同年11月、産業連関表の作成過程での利用を踏まえた要望を提出した。【産業連関表作成府省庁】	継続実施
○ 国民経済計算における固定資本減耗の時価評価等については、統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会国民経済計算部会での審議、同委員会からの答申(平成23年5月)を経て、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入した。【内閣府】	実施済
○ 平成23年中の検討において、平成23年産業連関表から導入する方針を取りまとめ済み。【産業連関表作成府省庁】	実施済
○ FISIMについては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に本系列へ移行した。移行に当たってはFISIMの影響について解説した資料も併せて公表した。四半期系列については、FISIM導入による影響を分離した系列(FISIM除くGDP等)も併せて公表することとした。	実施済
○ 自社開発ソフトウェアを固定資本として計上する推計方法については、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入した。 ○ また、同様に、育成資産の仕掛品在庫の推計方法についても、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に変更した。	実施済
○ 国民経済計算における公的部門の格付けの見直しについては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に行った。【内閣府】	実施済
○ 93SNA及び08SNAに準拠した我が国の国民経済計算の判断基準に即して、格付けの見直しを実施した。【産業連関表作成府省庁】	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。	内閣府	平成17年基準改定の次の基準改定(以下「次々回基準改定」という。)時における導入を目指す。
	○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	次々回基準改定を待たずとも、可能なものから年次推計において対応する。
イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply - Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。
	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省	国民経済計算は次々回基準改定に、産業連関表(基本表)は次回作成に間に合うよう検討する。
	○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	総務省、経済産業省、内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。
ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。	内閣府	次々回基準改定までに導入する。

進捗状況	実施済等の別
○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成は、府内に設けたPTを中心に検討した結果、基礎統計の制約から実施困難という結論を得た。	実施済
○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、2008SNAへの移行(公的部門分類、FISIM等は実施済み)について、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。R&Dの資本化を含む2008SNAへの対応の在り方については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	実施済(一部)及び 実施・検討予定(一部)
○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、基準年の供給・使用表の整備の必要性、可能性について、第II期基本計画において、引き続き検討することとなった。基準年の推計精度の向上については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。【内閣府】	継続実施
○ 統計委員会・第8回国民経済計算部会(平成22年6月11日)において、基本計画の記述について「供給表・使用表から機械的にX表を作成するという作成手順に関するものではなく、現実的な制約の中で、できる限り理想に近い表となるよう推計精度の向上に努める必要がある」との趣旨である旨の理解がなされたことを受け、その後、産業連関表の精度向上について、部門設定及び産業連関表作成の基礎資料を得るために行う統計調査の改善の観点から検討した。 平成24年度においては、これら検討を踏まえ、平成23年産業連関表における部門分類及び各部門の概念・定義・範囲を設定するとともに、各種統計調査を実施した。【産業連関表作成府省庁】	実施済
○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、基本価格表示の国民経済計算について、第II期基本計画において、引き続き検討することとなった。【内閣府】 ○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、基本価格表示による産業連関表の作成について、第II期基本計画において、引き続き検討することとした。【産業連関表作成府省庁】	継続実施
○ 国民経済計算において生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法については、供給・使用表の枠組み等を通じた推計精度の向上に係る検討作業の中で合わせて取り扱っており、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。供給・使用表の枠組みの活用については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。【内閣府】	継続実施
○ 平成23年度までに、 ① 生産額等が相当の規模を有する部門における生産物の種類及び投入構造等の確認、当該確認結果に基づく独立した部門の設定の検討 ② サービス部門を広く対象にして行う「サービス産業・非営利団体等投入調査」、企業の管理経費の内訳を把握するために行う「企業の管理活動等に関する実態調査」及び産出構造の把握の検討に資することを目的として試行的に行う「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」(いずれの調査も総務省が実施)の実施計画についての検討を行った。 平成24年度においては、これら検討を踏まえ、平成23年産業連関表における部門分類及び各部門の概念・定義・範囲を設定するとともに、各種統計調査を実施した。【産業連関表作成府省庁】	実施済
○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、供給・使用表の枠組みによる年次推計の精度の向上について、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。年次推計における供給・使用表の枠組みを活用した推計精度の向上の在り方については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	実施・検討予定

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定における導入を目指す。
	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、経済産業省	次々回基準改定までに段階的検討を行う。
	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。
	○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。	内閣府	平成17年基準改定までに結論を得る。

進捗状況	実施済等の別
○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成は、検討の結果、基礎統計の制約から実施困難という結論を得たところであり、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議においても、妥当とされた。 支出、生産及び所得の三面からの推計値の供給・使用表の枠組みによる調整については、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。供給・使用表の枠組み活用については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	実施困難(一部) 及び 継続実施(一部)
○ 平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、平成22年度に比較検証した平成12年基準の比較データと同様のデータを整備し、平成12年基準と平成17年基準における国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の比較検証作業を実施し、両者の整合性の改善点や課題について整理した。また、平成22年度に実施できなかった実質値についての比較の検討に向けて、情報交換を内閣府と行った。【経済産業省】 ○ 上記調査研究事業における国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の整合性確保に関する検討結果も踏まえた平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表につき、平成25年3月に続き、平成26年3月にその時点の最新版を公表した。 ○ また、第II期基本計画においては、「供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表及び延長産業連関表の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。」とされており、これを踏まえて、引き続き連携していく。【以上内閣府】	実施済(一部) 及び 実施・検討予定 (一部)
○ 中間消費や最終需要項目への配分方法の改善による精度向上については、供給・使用表の枠組みを通じた推計精度の向上に係る検討作業の中で合わせて取り扱っており、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。年次推計における供給・使用表の枠組みを活用した推計精度の向上の在り方については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	実施済(一部) 及び 実施・検討予定 (一部)
○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、建設部門の産出額の推計方法の見直しについて、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。なお、同推計方法の見直しについては、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。 ○ また、コモ法の推計対象外となっているR&Dについて、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定において、新たに追加することを予定している。	実施済(一部) 及び 実施・検討予定 (一部)
○ 平成23年度までに、各課題について、国民経済計算における位置付けや既存の一次統計等の概要と課題について、関係省庁の協力を得て、整理を行った。平成24年度においては、整理した課題について、関係省庁とともに議論を行った。 具体的な課題は以下の通り。 ① より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備については、「主にサービス業などの業種について、既存の基礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、毎年把握できるようにすること」が課題 ② 流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備については、基礎統計において品目分類の細分化がなされることがSNA推計上の課題(当該基礎統計における調査客体の負担増等に留意する必要がある。) ③ コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備については、「毎年、商品ごとに中間消費、家計消費、固定資本形成等へ、どの程度の割合で配分されているのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題(しかしながら、基礎統計による年次ベースでの配分比率の捕捉は困難な状況) ④ 個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備については、個人企業経済調査の「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」が課題 ⑤ 企業統計を事業所単位に変換するコンバータの在り方については、アメリカで用いられているコンバータがSNA統計の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があれば別途独自の変換手法を開発することが課題(基礎統計の課題より、むしろSNA推計手法の課題) ⑥ 労働生産性及び全要素生産性指標の整備については、個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕捉する基礎統計の整備が課題(しかしながら、個人事業主等の実態は捕捉が困難)	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。	内閣府	平成21年度から検討する。
エ 四半期推計に関する諸課題	○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。	内閣府	平成21年度に実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。	内閣府	平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。
	○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。	内閣府	平成21年度に検討する。
	○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。	内閣府	平成21年度に検討する。
	○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。	内閣府	平成21年度から順次検討する。
	○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。	内閣府、経済産業省	平成21年度に実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ デフレーターについては、23年度、24年度において日本銀行の協力を得て、「企業物価指数(2010年基準)」改定結果を踏まえ、品目ごとの物価指数との対応関係のチェック等を通じてデフレーター推計の精度向上を図るなど、価格指数と概念の整合性に関して検討し、四半期別GDP速報値(平成24年4-6月期1次)より、反映した。 ○ 長期遡及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行い、平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、平成13年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施したのに続き、平成25年度においては、原則全ての系列について、平成23年度に公表した支出系列の時系列にあわせて、平成6年～平成12年を対象年次とする遡及推計を行い、公表した(平成25年10月)。	実施済
○ 平成21年度において、項目別に1次QEからの改定状況を分析し、改定の大きな項目を特定するとともに、関係する基礎統計の動向を分析し、その結果を取りまとめたところ。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法の見直しを行った。	実施済
○ 平成21年度に季節調整について、月次単位で行うことや、項目を細分化するといった手法について検討を行った。 世界同時不況の影響による平成20年秋以降の変動に対して、平成22年2月には財の輸出入、平成22年12月には国内家計最終消費支出や民間在庫品増加の一部等について、各種ダミーを設定した。 四半期分割方法については、平成22年度に家計最終消費支出及び民間企業設備の系列、平成23年度に出荷系列に対して比例デントン法を導入した。	実施済
○ 平成21年度において、民間企業設備に関する需要側統計と供給側統計の季節調整系列の相関を比較したところ、不規則変動成分の除去による平滑化によって、相関係数が上昇する結果が得られた。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法について、1次QEにおいては利用できない需要側基礎統計の「仮置き値」を供給側基礎統計のトレンド・サイクル成分の動きにより作成する方法に改善し、1次QEから2次QEへの改定幅の縮小を図った。また、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。	実施済
○ 平成21年度において、需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択について、従来の標本誤差に基づく統合ウェイトの算出方法に加え、過去の時系列の計数に基づく算出方法についても検討を行った結果、民間企業設備については従来より供給側のウェイトが大きくなる傾向がみられた。基礎統計の選択に当たっては様々な考え方があることから、これらの結果を踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法について、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。	実施済
○ 平成21年度以降、経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、基礎統計(工業統計と経済産業省生産動態統計)それぞれに基づく推計値の比較を行った。具体的には出荷と産出の概念の違いによる推計方法への影響など基礎統計間の関係や基礎統計とSNA概念との対応を整理した。また、中間投入比率について法人企業統計を利用した推計方法を開発するなどの拡充を図るとともに業界統計等の活用についても府内に設けたPTを中心に検討した。 平成24年12月には、上記のように検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサスー活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。	実施済
○ 平成21年度以降、経済産業省から提供を受けたデータをもとに、工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行い、経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、両統計の適切な使用方法について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。 平成24年12月には、上記のように検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサスー活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。【内閣府】 ○ 経済センサス実施に伴う国民経済計算の推計方法見直しのため、経済産業省生産動態統計調査について内閣府から要望のあった平成22年～23年の個票データの提供を行った。【経済産業省】	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	平成21年度から検討する。
	○ 内閣府等と協力し、四半期推計の精度向上に資するよう家計消費状況調査の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。	総務省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。	財務省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。	財務省、総務省、内閣府	平成25年度までに結論を得る。
	○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するために、四半期別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
	○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。	内閣府	平成22年以降、順次検討する。

進捗状況	実施済等の別
○ 分配面の四半期推計の整備については、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。分配側GDPや家計貯蓄率の四半期速報等の開発に向けては、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列として公表することを目指し、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。 ○ 長期遡及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行い、平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、平成13年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施したのに続き、平成25年度においては、原則全ての系列について、平成23年度に公表した支出系列の時系列にあわせて、平成6年～平成12年を対象年次とする遡及推計を行い、公表した(平成25年10月)。	継続実施(一部)及び実施済(一部)
○ 内閣府からの要望を踏まえ、家計消費状況調査の調査項目の追加等を平成27年1月調査分から行うこととした。 調査世帯標本数の確保については、大幅な予算増を伴う標本数の増加に限らず、調査の精度向上を実現する方策について幅広く検討を行った。その結果、平成27年1月調査分から調査票の回収方法としてオンライン回収も可能とすることにより、調査の精度向上を図ることとした。	実施済
○ 売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要があるが、法人企業統計調査で使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、売上高に関する情報を含む平成24年経済センサス活動調査(確報)及び平成26年経済センサス基礎調査の情報を活用することについて、第II期基本計画においても引き続き検討することとした。	実施・検討予定
○ 関係府省間で統計の整備について検討を行ってきたところである。 中央政府における公共事業予算の執行状況に関しては、特定の経費について各府省から執行状況の報告を受けているものの、これは、事業の性格上、施行調整(促進又は抑制)になじみやすい経費を指定してその執行状況を把握するためのものであり、全ての公共事業予算を対象とするものではなく、また、月次や四半期等定期的に公表を行う趣旨のものでもない。よって、当該目的以外での調査要請に対応することは困難である。 また、地方政府における公共事業予算の執行状況に関しては、中央政府における状況に加え、地方公共団体数が1,789と非常に多く、その全ての地方公共団体から定期的に情報を集約し公表することは、容易に実現しえるものではない。また、地方公共団体における事務負担の観点からも困難と考えられる。 上記のように、非常に整備の困難な当該統計を整備する必要性について、具体的かつ広範なニーズについても見受けられないことから、整備困難との結論に至ったものである。	実施困難
○ 政府最終消費の中の雇用者報酬の推計において、行政記録情報の活用による把握等について関係省庁と検討を行ったところであるが、QE推計に用いることができる四半期別の人員・賃金単価に関する情報がなかったことが確認されたため実施は困難との結論を得た。	実施済
○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、生産面の四半期推計の整備については、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。生産側GDPの四半期速報の開発に向けては、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列として公表することを目指し、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
(2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 経済センサス-活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス-基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う。	総務省	平成25年度までに所要の準備を実施する。

進捗状況	実施済等の別
① 有識者による検討会を開催し、(イ)「断層」が発生しているか、(ロ)推計方法を改善できるか、について検討を行った。 その結果、(イ)については、いわゆる「断層」の主要因は標本替えではなく季節性が主因と考えられること、(ロ)については、標本替えの要因を補正する手法も提案されたが、後述するとおり標本替え後も陳腐化バイアスを保持してしまう可能性が強いと考えられることから、厚生労働省としては現行の推計方法を変更するなどの対応は必要ないとの結論に至った。 ○ 検討会の報告書によれば、次のとおりである。 <(イ)について> 「断層」の可能性のある所定内給与の1月分及び7月分の前月比のうち、標本替えの要因は全体の10%程度の寄与であり、継続サンプルの所定内給与の季節的な変化要因よりも小さいため、いわゆる「断層」の主要因は特定月で生じる季節性とみなせる。 <(ロ)について> (新標本群の特徴) 新規に調査を開始するサンプル群の賃金は、継続群よりもやや低い。 (提案された補正方法) 標本替えの要因が全体の変動の10%程度含まれることについて、当該検討会の報告書では、標本替えの前後で約2/3の標本が継続することを利用して、推定値の安定性を高める計算方法が提案された。その方法は、脱落したサンプルを、同一母集団から質的に等価なサンプルで補充する場合に、脱落サンプルの特性値を活用して推計値を補正するものである。 ○ 検討会の報告書に対する厚生労働省の評価は、次のとおりである。 (新・旧標本群に対する評価) 一方、毎月勤労統計調査では、5～29人事業所は新設・廃止が多いため、それに伴うサンプルの陳腐化を抑えるために、1年半の調査期間の後、最新の新設・廃止を反映した母集団からの標本に標本替えを行っているところであり、陳腐化によるバイアスが懸念されるサンプルを新設・廃止によるバイアスのないサンプルで置き換えている(この陳腐化バイアスは、報告書の記載においては「新規に調査を開始するサンプル群の賃金は、継続群よりもやや低い」という形で現れている)。標本替え時における、前月比の一定程度の変動は、この陳腐化バイアスを取り除くことにより生じると考えられる。 (補正方法に対する評価) したがって、報告書で提案された、調査終了(脱落)サンプルを用いた補正を行うことは、推定の際の、バイアスのないサンプルの比重を下げることにより、標本替え前後の推定値が滑らかに接続されることに寄与するが、標本替え後も陳腐化バイアスを保持してしまうという点で、採用するのに適当でないと考える。 ② 退職者比率の把握については、平成2年の毎月勤労統計調査の改正において新たにパートタイム労働者について調査を行うこととした際に調査負担に配慮して廃止した経緯があり、現時点でもパートタイム労働者の把握は退職者の把握より重要であると考え、毎月勤労統計調査において、退職者の把握は予定していない。なお、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することとし、平成23年度調査から実施している。 ③ 退職金は、退職時の事業所から支払われるものとは限らず、支払い形態も複雑であることから、毎月勤労統計調査において、毎月、事業所に対して調査することは困難であるため、退職金についての調査は予定していない。	実施済
○ 雇用者報酬以外の分配側GDPの構成項目を含む四半期推計の開発に向けては、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討し、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列として公表することを目指すこととした。なお、第Ⅱ期基本計画において、同趣旨の事項が盛り込まれているところ。	実施済
○ 平成25年3月に統計委員会に諮問した経済センサス-基礎調査の実施計画案については、部会審議を経て、25年6月に答申を得た。その後、調査規則の改正を行い、所要の準備を実施した。	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の確な整備	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的実施する。	総務省	平成21年度から実施する。
	○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。	総務省	平成22年から検討する。
イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ 工業統計調査の出荷額等、全数調査の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する法人企業統計調査の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、関係府省との検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。
	○ EDINET情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。	総務省、財務省	平成21年度から検討する。
	○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成21年度から検討を開始し、速やかに実施する。
	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」(輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。
(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS(欧州統合社会保護統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。

進捗状況	実施済等の別
※平成23年度に以下の取組を実施した。 ○ 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を定期的に実施しており、平成23年度においても年4回の照会業務を引き続き実施した。 ○ 労働保険情報の照会対象と重複が想定されることを踏まえ、照会業務の見直しを実施した。 ※上記取組を受けた平成24年度の対応 ○ 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を定期的に実施しており、平成24年度においても照会業務を引き続き実施した。 ○ 上記照会業務について、労働保険情報の照会対象と重複することを踏まえ、照会業務について、年4回から年1回の周期として実施する見直しを行い、労働保険情報に基づく既照会済み対象を除外した上で、実施した。	実施済
○ 労働保険情報に基づく毎月照会を平成24年5月より、本格的に開始した。 ○ また、当該情報及び商業・法人登記簿情報に基づく照会結果の活用に関するスキームを構築した。 なお、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。	実施済
○ 平成23年3月に策定した整備方針に基づき、優先的に記録する統計調査結果(各府省で実施している21の統計調査)については、各種行政記録情報(労働保険情報、商業・法人登記簿情報、EDINET情報)と併せて、毎年度整備・提供する最新の母集団情報に活用することとした。 なお、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。	実施済
○ EDINET情報については、企業ごとに有価証券報告書に記載されている財務諸表の科目が相違しており、全ての科目についてビジネスレジスターへデータの記録をするには相当の作業量が発生することが判明した。 このことから、従業員数、売上高、総費用、売上原価、資本金など経済センサスと共通する項目についてはビジネスレジスターに記録することとした。 なお、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。【総務省】 ○ 総務省と打ち合わせを行い、ビジネスレジスターへの記録状況、記録項目、提供時期等について確認を行った。 その結果、ビジネスレジスターに記録されたEDINET情報を、法人企業統計に可能な範囲で活用することとした。【財務省】	実施済
○ 整備方針に基づき、平成25年1月以降、知的財産活動調査(特許庁)の対象となる企業出願人の情報に対して継続的に照合作業を実施し、知的財産活動調査結果名簿に対して、共通事業所コードを付与することで対応することとした。	実施済
○ 日本輸出入者標準コード情報については、名称・所在地・コードのみの保有であり、海外取引実績等について把握できないことが判明したため、有用性は得られないという結論に至った。	実施済
○ 当該課題への対応も含め、社会保障給付費の基幹統計としての指定について、平成24年3月16日に統計委員会に諮問され、平成24年4月20日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ 国際比較性の向上という課題に対応するため、OECD基準表による集計を充実させるとともに、SNAとの関係を含めた解説を加えることとし、従来のILO基準表による集計と合わせて新たな「社会保障費用統計」を公表することとした。	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
(5) 財政統計の整備	○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
	○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、関係府省等の協力を得つつ、推計方法等を検討し、推計及び公表することについて結論を得る。	内閣府	平成25年度までを目途に実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。 第1回 平成22年4月26日 第2回 同 12月9日 第3回 平成23年3月14日(地震の影響により、持ち回り開催に変更) 国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討を進め、その結果を基に公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に同検討会から以下の指摘を受けた。 (指摘事項) ・ 国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。 ・ 公的統計として位置付けることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。 ・ SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。 ・ 現時点においても様々な課題があり、どれか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。 厚生労働省としても、上記の指摘事項を踏まえ、別途、「厚生労働統計の整備に関する検討会」においても検討をした結果、平成23年12月に、医療費に関する統計の国際比較可能性の向上のためには、現時点で直ちに公的統計化するのではなく、その前にまず国民医療費を始めとした既存統計において、データ精度を向上させる等の充実を図ることにより、現在作成されているSHAの質の担保に貢献していくことが重要であるとの結論を得た。 (対応状況等) 上記「厚生労働統計の整備に関する検討会」の検討結果におけるSHAの質の担保に貢献するため、平成22年度国民医療費の作表において推計方法の全面的な再検討を行うとともに、把握可能な資料を元に推計することにより統計の精度向上及び結果の拡充を図った。 【主な改善内容】 ・ 「一般診療医療費」を「内科診療医療費」と「療養費等」へ細分化 ・ 「公費負担医療給付費分」の「その他」から「児童福祉法」、「特定疾患治療研究費」及び「地方公共団体単独実施」を細分化 ・ 「高額療養費」の支給金額の推移表を追加 ・ 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に係る医療給付費を公費負担分と事業主負担分に分割計上 ・ 「被用者保険」の被保険者、被扶養者、高齢者別の推計について、「健康保険・船員保険事業年報」の支払確定額を活用 ・ 国家公務員災害補償法の適用外となる特別職の防衛省職員及び裁判所職員の災害給付を新たにデータソースとして活用 ・ 従来は保険給付額(7割分)のみで全体を推計していたが、医療費総額(10割分)が入手可能となったため、医療費総額(10割分)と保険給付額(7割分)を活用する推計方法に変更 ・ 従来は、内科診療医療費の「病院」、「一般診療所」別の推計に1ヶ月分の支払額により推計を行っていたところ、年間の支払確定額を用いる推計方法へ変更	実施済
○ 政府財政統計について、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に主要項目の推計及び公表を行った。	実施済
○ 一般政府の金融面の勘定のうち調整勘定に係る内訳については、平成28年度中を目途とする次回基準改定時に公表することを目指し、取り組むこととした。また、一般政府の資本ストックのうち部門の内訳については、基礎資料に制約があることから、経済的所有の概念に基づくストックの配分を行うことが困難であるとの結論を得た。	実施済(一部)及び 実施困難(一部)

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (5) 財政統計の整備	○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
(6) スtock統計の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と整合的なStock量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本Stockマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基準改定時の導入を目指す。
	○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	内閣府	次々回基準改定時に導入する。
	○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物Stock全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	平成21年度から実施する。
	○ 上記加工統計を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定時に実施する。
	○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 生産的資本Stock及び純資本Stockの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル(経齢的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の(取得年別)設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	内閣府	次々回基準改定時までには結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討する。	内閣府	次々回基準改定時までには結論を得る。
(7) 統計基準の設定	○ 各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度前半までに実施する。
	○ 指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度に実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 政府支出推計については、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、COFOGの分類により公表を行った。	実施済
○ 恒久棚卸法等によるストック推計については、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入し、公表した。併せて、固定資本マトリックス、固定資本ストックマトリックスの開発を行い、この結果についても公表した。 また、固定資本減耗についてもストック推計の見直しと整合的な時価評価によるものに改めた。	実施済
○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、資本サービス量の導入を含む2008SNAへの移行について、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。資本サービス量の導入を含む2008SNAへの対応の在り方については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	実施・検討予定
○ 平成21年度に取りまとめた建築物ストック統計検討会報告書に基づき、平成22年7月に、建築物ストック統計の試算値(平成22年1月1日現在)を算出し公表。以降、毎年1月1日現在の建築物ストック統計を取りまとめ、公表(平成26年1月1日現在の統計は同年3月末に公表)。	実施済
○ 恒久棚卸法と方法論的に共通する部分について整合性を確保するため、平成22年度より公表された建築物ストック統計の推計結果について、検討を行ってきた。統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議においては、一定の検討はされ、所期の目的は達成しており、更なる取組の発展・充実を図るべき必要が無い事項と整理された。	実施済
○ 設備投資の構造については、民間企業投資・除却調査を活用した詳細把握を行い、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)における推計に反映し公表した。	実施済
○ 民間企業投資・除却調査結果の蓄積に基づいた資産別経齢プロファイルの推計については、調査研究(平成21年4月～23年12月)を行い、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)における推計に反映し公表した。	実施済
○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議においては、国民経済計算における恒久棚卸法によるストック推計の導入など、ストック統計の整備について具体的な取組が行われていると評価され、国富調査については、現在の統計環境において再び実施することは困難であり、更なる取組の発展・充実を図る余地も乏しいと整理された。	実施済
○ 本事項については、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議において、SNA単独の課題ではなく、経済統計全般の課題として、「事業所母集団データベースの共通事業所コードの活用を含め、その手法の向上に努める」と整理され、この整理を受けて、第II期基本計画においては総務省を中心とした関係府省で検討することとされた。また、ファイナンシャル・リースの取扱いを含めて、関連する取組について、適宜、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携の場において、協議・情報共有を進めていくこととされている。	継続実施
○ 日本標準職業分類については、基準案に関する統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成21年8月)を経て、統計基準として設定し、平成21年12月21日に総務省告示第555号により公示した。	実施済
○ 「指数の基準時に関する統計基準」について、基準案を経済指標専門会議で2回(平成21年12月及び22年1月)検討。 この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問(平成22年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成22年2月)を経て、平成22年3月18日に統計基準として設定し、同年3月31日に総務省告示第112号により公示。	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定	○ 季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成22年度に実施する。
	○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	平成22年を目途として実施する。
	○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成21年度から検討する。
イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成23年度までに結論を得る。
	○ 平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。	総務省、経済産業省	平成24年度までに結論を得る。

進捗状況	実施済等の別
○ 「季節調整法の適用に当たっての統計基準」について、基準案を平成22年11月開催の経済指標専門会議で検討。 この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会に諮問(平成23年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成23年2月)を経て、平成23年3月9日に統計基準として設定し、同年3月25日に総務省告示第96号により公示。	実施済
○ 日本標準商品分類については、統計分類専門会議における検討を平成22年12月に開始し、関係府省及び学識経験者により、統計基準設定の必要性や新たな商品分類の在り方等について検討した結果、 ・ 我が国における経済統計調査の多くは産業分野ごとの調査であり、他の統計調査が対象とする産業分野の商品と比較する機会が多くないこと ・ 国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系は、国民経済計算推計に利用される一次統計側の各行政ニーズから見た分類体系と必ずしも一致するものではなく、また、前者の分類体系を、国民経済計算推計に利用されない統計をも適用対象に含めた統一的な基準とする必要性が高くないこと ・ 現状では、商品に係る統計データに対して国際的に求められる詳細度が低く、CPC等の国際分類と整合的な国内分類を構築することは喫緊の課題ではないこと から、現時点では統計基準化の必要性が乏しいと判断されるため、統計基準としての設定は行わない、との結論を得た。 ○ また、従業上の地位に係る分類の在り方の検討については、総務省政策統括官(統計基準担当)が総務省統計局及び厚生労働省から情報提供等の協力を得て検討を行ってきた。その結果、 ・ 我が国の各統計調査における区分は、「従業上の地位に関する国際分類」(ILO)におおむね従っていること ・ 我が国の各統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであり、これによって多様な分析を可能としている面もあること から、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低い、との結論を得た。	実施済
○ ただし、第Ⅱ期基本計画において、生産物分類の構築について段階的に検討を進めるとともに、労働者の区分の整理・見直しなどの取組を進めることを盛り込んだところ。	
○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成25年度調査の結果については、速報結果を平成25年10月29日に、確報結果を平成26年3月20日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。	実施済(一部)及び実施・検討予定(一部)
○ 通信利用動向調査については、平成22年度から調査対象数を増やし、世帯調査の都道府県別表章や情報通信分野の利用実態に即したきめ細やかな分析が行えるよう、必要な標本数を確保した調査設計としている。また、平成22年調査以降、毎年都道府県別の表章を実施し、調査結果を公表(平成24年調査は平成25年6月14日)するとともに情報通信白書等に掲載した。	実施済
※平成23年度に以下の取組を実施した。 ○ ビジネスレジスターの企業情報(名称、所在地)と産業財産権の企業出願人情報(申請人氏名、申請人住所)の照合結果を基に、平成23年9月に協議。未照合情報については、特許庁にて未照合の状況を確認し、両省庁で対応を検討した結果、照合された情報を基に企業出願人の共通事業所コード対応表を作成し、特許庁が管理することとし、未照合情報については、ビジネスレジスターによって継続的に照合を実施することとした。	実施済
○ 企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けて必要な取組等について、総務省及び経済産業省で検討した結果、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査から得られる知的財産活動データ、法人企業統計調査及びEDINET情報から得られる財務データについて、経済センサス-基礎調査から得られる企業グループ情報及び共通事業所コードを用いて相互に活用することで、分析が可能になるとの結論を得た。	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成21年度から実施する。
エ 企業のサービス活動(組織内活動と外部委託)に関する統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成23年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成23年度以降実施する。
(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。
	○ 就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。

進捗状況	実施済等の別
○ 「サービスの計測に関する検討会」(平成21年10月にサービス分野に係る統計を作成している府省等を構成員として設置)において平成22年度に実施した、「サービスの質の実態把握と評価が困難な分野に焦点を合わせた国民的需要に関する調査」で国民的需要が高いとされたサービス分野を中心として、サービスの計測に係る方向性について検討を行った。 その結果、現在、学問的に、サービスの計測において不可欠なサービスの質の指標についてコンセンサスが得られたものはないことから、将来、サービスの質の指標が確立した時点で改めて検討するという結論を得た。	実施済
○ 平成21年経済センサス-基礎調査(平成23年12月確報公表)の結果で把握した純粋持株会社の全てを対象として、常時従業者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報及び収益内訳等を調査することについて検討した結果、平成25年度から「純粋持株会社実態調査」として開始。平成25年度調査の結果については、速報結果を平成26年2月13日に、確報結果を平成26年3月14日に公表した。 ○ また、その結果を平成26年実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせて、持株会社のグループ活動を明らかにすることについては、引き続き検討する。	実施済(一部)及び 実施・検討予定(一部)
○ 厳しい財政状況の中で新規統計調査を創設することは困難であるが、少子化関連項目について、平成24年就業構造基本調査における非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「その他」に含まれていた「出産」を「育児のため」と併せ、「出産・育児のため」として把握できるよう調査票を設計した。 なお、全数調査である国勢調査においても、過去、結婚時期や子供の数に係る調査項目は、調査の忌避感や精度の確保が難しいとされており、既存の統計調査でこれら調査項目を把握することは困難である。	実施済(一部)及び 実施困難(一部)
○ 労働力調査については、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施した。 就業構造基本調査については、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更し、また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。【総務省】 ○ 就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握している。 (1)雇用動向調査 - 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において、「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 - 平成24年雇用動向調査 入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」に関する「結婚・出産・育児・介護」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割した。(離職者票の「離職理由」に関する選択肢においては、従来から「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分けている。) (2)縦断調査(現在、実施している主な調査項目) 21世紀出生児縦断調査 就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等 21世紀成年者縦断調査 就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況)等 - 中高年者縦断調査 就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間)等 【厚生労働省】	実施済
○ 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。 ○ 21世紀成年者縦断調査は平成24年度に新たなコーホートを追加し、平成24年11月に調査を実施した。	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。 ・ 集計の充実(性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など) ・ 作成時期(現行は3月末)の見直し	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。
(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況のよりの確な把握について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。
	○ 全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の調査結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。	総務省	平成25年中に結論を得る。
	○ 地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティー活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。

進捗状況	実施済等の別
○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。	実施済
○ 基本計画に例示された集計項目や調査基準日の見直しについて、都道府県への意見照会及び全省庁への影響調査(基準調査日)を実施。また、平成21年の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳の適用対象に外国人が加わることから、外国人住民に関する集計項目を追加した。 作成時期の見直しについては、現行の転出入の多い時期以外に変更すべく、地方公共団体の意見も踏まえ、1月1日とすることとした。 なお、平成25年3月29日付けで局長通知の改正を行い、平成26年から調査基準日を1月1日に変更して調査を実施しているところである。	実施済
○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得て、平成21年人口動態統計(確定数)において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。 (追加統計表) ・(出生)出生数、出生月・母の生年年齢別 ・(婚姻)婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別－夫・妻－ ・(離婚)離婚件数、届出月・届出時生年年齢別－夫・妻－	実施済
※平成23年度に以下の取組を実施した。 ○ 平成22年度に個計化の状況を把握するためのアンケートを実施。この結果、世帯における家計簿記入者の世帯全体の収入・支出総額の把握状況は、「把握している」及び「把握可能」であるとの回答が全体の9割以上であった。 ○ 上記のアンケート結果を踏まえ、有識者等を含む家計調査等改善検討会(平成23年6月2日開催)において、家計調査では現行の調査方法により、世帯全体の家計の把握は可能との結論を得た。 ○ 今後は家計調査の精度の維持・向上を図るため、調査票の記入例に世帯全体の収支を漏れなく記入してもらうための注意喚起の文言を盛り込む等、世帯全体の家計収支のよりの確な把握に努める。 ※上記取組を受けた平成24年度の対応 ○ 調査票の記入例に注意喚起の文言を盛り込むなど、世帯全体の家計収支のよりの確な把握に努めた。	実施済
○ 全国単身世帯収支実態調査の調査結果の分析、平成21年全国消費実態調査との統合方法の検討を行い、平成23年12月に平成21年全国消費実態調査との統合集計結果を公表した。 平成24年度は、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用について、家計調査等改善検討会などで検討を行い、平成26年調査においてもモニター方式による調査を実施するという結論を得た。	実施済
○ 地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から、平成23年社会生活基本調査において、「ボランティア活動の実施状況」について、NPOや地域に根付いた組織との関わりや、1回の活動当たりの平均時間を把握する調査項目を追加し、平成23年10月に調査を実施。	実施済
○ 平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかったため、平成25年調査で実施することはできなかった。 第Ⅱ期基本計画では、引き続き「試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する」(平成28年調査の企画時期までに結論)とされたが、平成26年に実施を予定していた試験調査については、財政事情により実施することは困難である。 そのため、試験調査に代わる方法として以下を検討中である。 1 全自治体を対象とした一斉アンケート調査の実施 2 調査協力機関へのヒアリング 3 平成20年度試験調査結果の活用 4 有識者検討会における上記結果の分析、検証、評価	実施・検討予定

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。
	○ 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。	総務省 (関連:国土交通省)	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等)において、より客観的な基準の設定等、統計の比較可能性向上策について検討する。	文部科学省	平成21年中に結論を得る。
	○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。	文部科学省	平成22年中に結論を得る。
	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討する。	文部科学省	平成25年中に結論を得る。
	○ 学校外学習の実態把握の観点から、子どもの学習費調査において、塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加することについて検討する。	文部科学省	平成22年中に結論を得る。
	○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。	環境省	平成21年度から実施する。
(5) 環境に関する統計の段階的な整備			

進捗状況	実施済等の別
○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることとし、統計委員会(平成22年1月25日)による審議等を経て、平成22年調査(大規模調査)において、所得票と世帯票・健康票をクロス集計した集計表(6表)を拡充し、平成23年7月に公表。 (追加統計表) ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・所得金額階級別 ・高齢者世帯数、医療費の家計支出に占める割合・所得金額階級別 ・世帯人員数(6歳以上)、健康意識・生活意識別 ・世帯人員数(12歳以上)、こころの状態(点数階級)・生活意識別 ・世帯人員数(15歳以上)、健康意識・性・生活意識別 ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・生活意識別	実施済
○ 平成23年9月から平成24年11月までの間、有識者等を構成員とする「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」(計6回開催)にて所要の検討を行い、その検討結果をもって、平成24年11月に統計委員会に諮問し、平成25年2月に答申を得た。	実施済
○ 平成24年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から客観的な基準の設定部分については、 1 計上の仕方をわかりやすくすることにより、より客観的な調査にするため、調査票の注記の例示を増やすとともに、注記の記載をわかりやすくする 2 いじめについて、緊急調査の際に認知件数の地域差が大きかったことを踏まえ、いじめアンケート実施状況や頻度の有無など、調査項目を追加すること、改善を図った。	実施済
○ 平成23年度には、掲げられた事項以外の調査方法や調査票の改善についても、小児科医や養護教諭などの専門家の団体である財団法人日本学校保健会から意見を聴取した。その際、小児医学の専門家からは、「心の健康」「アレルギー疾患」「生活習慣病」に関し、新しい方法によって調査できないか研究が進められているところであるが、学校現場における対応能力も踏まえつつ、学校健康診断項目として、全児童生徒に一律に実施すべきとするほどには有効性が確認されたものではなく、現時点においては追加すべき項目としては考えにくいとしていることから、対応は困難であるとの結論を得た。	実施困難
○ 労働力調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査においては、従前から学歴等の教育関連項目として、「在学、卒業等教育の状況」を設置しており、社会生活や雇用・労働等と教育との関係に関するデータを公表済。【総務省】 ○ 統計委員会(平成22年1月25日)による審議を経て、平成22年から国民生活基礎調査において、「教育」の項目を追加し、学歴を6区分(小学・中学、高・旧制中、専門学校、短大・高専、大学、大学院)で把握することとした。【厚生労働省】	実施済
○ 船員は、労働環境の特殊性から、賃金決定の際、重要視されるのは「学歴」ではなく「海技免許の資格」等の区分であることから、一般的に学歴と賃金の間に、ある程度の関連性が認められる陸上労働者との「学歴」を基準とした比較は適しておらず、報告者負担の観点も含め、「学歴」の追加は困難であるとの結論を得た。【国土交通省】	実施困難
○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計の実現のため、文部科学省において「学校から社会・職業への移行」に係る縦断調査に関する検討会を開催し、平成25年6月に調査のための諸課題をとりまとめた。縦断調査の実施については、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、平成26年度に、既存調査との連携も含めて実現可能性を検証するための調査研究を実施する予定である。	実施・検討予定
○ 学習費のよりの確な把握に向け、平成26年度調査において、附帯調査として塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加した。	実施済
○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文部科学省、気象庁と共同で平成25年3月に作成した「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 日本の気候変動とその影響」を4月に公表し、また、気象庁の開発した気候モデル及び気候統計値を利用して将来の気候変動予測を行うなど、気候変動に関する科学的分析・普及啓発を進めた。	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 関係府省と協力して、この数年内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。	環境省	平成22年度から実施する。
	○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。
	○ 新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。	関係府省(農林水産省、資源エネルギー庁)	平成21年度から検討する。
	○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるよう努める。	資源エネルギー庁、関係府省(林野庁、経済産業省、国土交通省等)	平成21年度から実施する。
	○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	平成21年度に設置する。
	○ 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。
	○ 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計(人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等)を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。
(6) 観光に関する統計の整備	○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。	観光庁	平成22年度までに実施する。
	○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。
	○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 平成26年1月に温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催し、国際ルールの変更や最新の科学的知見も踏まえ、算定方法の精緻化を図った(平成26年4月に、精緻化された算定方法によって算定された平成24年度温室効果ガス排出量を公表し、気候変動枠組条約事務局にも提出)。 また、家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計の整備のため、総務省から一般統計調査の承認を得て「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査試験調査」を平成24年10月から平成25年9月まで実施し、その成果をとりまとめ、概要を公表した。同調査の進め方等については、専門家からなる検討会を開催する等、平成28年度以降の統計調査の本格実施に向けた準備を進めた。 ○ 気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関し、関係府省と協力して情報収集を行い、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 日本の気候変動とその影響」として平成25年4月に公表した。	実施済(一部)及び実施・検討予定(一部)
○ 平成21年全国消費実態調査(総務省)の耐久財等調査票及び家計簿を用いて、各世帯のエネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係について集計し、平成24年3月に結果を公表した。	実施済
○ 再生可能エネルギー関連の一次統計については、資源エネルギー庁において平成24年7月以降、発電源(太陽光・風力等)ごとの発電容量と発電量を都道府県別に集計し、毎月「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」として公表を行っている。 当該業務統計により、発電源ごとの規模及び稼働状況を把握することが出来るため、再生可能エネルギーの黎明期における一次統計の整備としては現実的な対応と判断した。【資源エネルギー庁】	実施済
○ 総合エネルギー統計における基礎統計の提供元である各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ早期化を図っているところ。25年度はエネルギー需給バランスの確認に時間を要したものの、前年度と比較して早期化が図れた。【資源エネルギー庁】 ○ 平成25年度の速報値の公表は、前年度と比較して早期化が図れた。(速報公表 平成24年10月3日 → 平成25年9月11日)【林野庁】	継続実施
○ 環境省において、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備のため、平成21年12月に関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる検討会を設置した。 同検討会において、廃棄物統計の精度向上及び迅速化について検討を進めているところ。	実施済(廃棄物統計の精度向上等は継続実施)
○ 環境分野分析用産業連関表(環境IO)作成要領に従って、試行版である平成17年版環境IO(基本分類レベル)の環境フロー表を作成し、課題を抽出した。さらに、抽出した課題を踏まえ、平成23年版環境IOの作成要領を作成した。	継続実施
○ 整理したデータフォーマット変換手順をもとに、「地図で見る統計(統計GIS)」の利用のための準備を行い、領域環境統計の構築について検討した。	実施済
○ 旅行・観光消費動向調査については、平成22年度に、調査対象数(7,500人→2万5,000人)及び調査項目(海外旅行等)の拡充を行った。 ○ 宿泊旅行統計調査についても、平成22年度に、従業者数10人以上の宿泊施設を調査対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充した。	実施済
○ 有識者を含めた「観光入込客統計分科会」等の検討を踏まえ、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定した。また、各都道府県が当該基準に則って観光客入込客統計を作成するに当たり、あわせて調査要領も作成し、平成22年度から各都道府県において当該基準に基づく観光入込客統計を順次作成している。未導入の府県に対しては今後の導入を促進するために状況確認を実施した。	実施済
○ 平成21年暦年分の旅行・観光サテライト勘定を作成し、平成23年4月に公表した。(以後、毎年作成及び公表)	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的ニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。
	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。
	○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。	法務省	平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。
	○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。
(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。

進捗状況	実施済等の別
○ 事業所母集団データベースの企業情報と貿易統計とのマッチングを行うことにより、新たな統計を作成することについては、両データベースの収録情報の接続が可能か否か、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されないか、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点から、その作成が可能か否か引き続き検討。	実施・検討予定
○ 平成23年度統計法施行状況審議において、本課題の背景にある必要性としては2008SNAへの対応があり、そのためには、加工用の財貨に係る基礎データの提供について検討を行う必要があるとの指摘があった。これを踏まえ、平成24年度に内閣府等と協議の上、2008SNAにおける加工用の財貨に関する取扱い変更の検討に資する関連データを内閣府に提供した。さらに、平成25年度においても、引き続きデータの定義や解釈といった関連情報の提供を行うなど、その検討に寄与した。	実施済
○ 在留外国人統計及び出入国管理統計に係る国籍、入国(在留)目的等の項目を拡充することとし、平成25年1月分の出入国管理統計(月報)から、国籍を拡充した統計表を公表した。 在留目的等の項目を拡充した在留外国人統計(平成24年12月末分)を平成25年9月に公表した。出入国管理統計(年報)における入国目的等の項目を拡充したものを平成26年末までに公表予定。	実施済(一部)及び 実施・検討予定(一部)
○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について、基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得て、平成21年人口動態統計(確定数)において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。 【追加統計表】 (出生) 【日本における日本人】 ①父日本・母外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別 ②母日本・父外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別 【日本における外国人】 ③出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)・嫡出子－嫡出でない子別 (婚姻) 【日本における日本人】 ①夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) ②夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 【日本における外国人】 ③婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) (離婚) 【日本における日本人】 ①夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) ②夫外国・妻日本の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 【日本における外国人】 ③離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)	実施済
○ 労働力調査において、有期雇用契約者の総数を把握できるようにするため、従業上の地位における常雇を無期と有期に分割し、平成25年1月から調査を実施した。 また、平成24年就業構造基本調査において、従業上の地位に代えて1回当たりの雇用契約期間及び労働契約の更新回数を追加し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。【総務省】 ○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」(総務省主催)と「厚生労働統計の整備に関する検討会」(厚生労働省主催)の連携要望(第36回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行った。今後についても、総務省における取組を参考に、関係する統計調査において必要な対応について機会を捉えて検討する。 ○ なお、雇用者に関する用語や概念については、総務省への統計調査の承認申請等の際、必要な調整を実施して整合性を図るように努めていく。【以上厚生労働省】	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。
	○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。
	○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容及実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。
	○ 労働力調査において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、労働力調査を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者又は失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。	総務省	平成25年度までを目途に結論を得る。
	○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、総務省	平成21年度から検討する。
(9) その他	○ 平成22年国勢調査の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、平成27年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。

進捗状況	実施済等の別
○ 「実労働時間に関するWEBアンケート」の結果を踏まえ、労働力調査において、年ベースの実労働時間の把握に必要な調査項目を追加し、平成25年1月から調査することとした。 【総務省】 ○ 統計委員会(平成22年1月25日)等における審議を経て、平成22年国民生活基礎調査(大規模調査)において、1週間の実労働時間を把握することとした。 ○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」(総務省主催)と「厚生労働統計の整備に関する検討会」(厚生労働省主催)の連携要望(第36回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行い、総務省における取組を参考に、関係する統計調査における必要な対応について検討することとし、第1回から第3回「雇用失業統計研究会」に参加し、世帯に対する月間労働時間を把握するための方法、労働力調査及び就業構造基本調査(ともに総務省)の調査内容に関する論点整理に加わり、労働力調査における就業日数等の把握について、調査技術的観点から助言を行った。【以上厚生労働省】	実施済
○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、平成23年社会生活基本調査において、個人の年間収入や健康状態を把握する調査項目を追加し、実施。	実施済
○ 雇用・賃金福祉統計課において雇用創出・消失指標を推計し、平成24年9月12日に公表した。	実施済
○ 平成25年1月よりビジネスレジスター(事業所母集団データベースシステム)の運用が開始されたことから、順次、共通事業所コードの付与及び保持を行う。	実施済
○ 統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について平成23年度に整理した。これを受けて、既存調査に加え、雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等)において、各調査年のテーマに即した調査事項と、毎年共通の調査事項とに分けて調査することで対応することとし、平成24年雇用構造調査から対応している。	実施済
○ 「雇用失業統計研究会」において検討し、「フローデータの基幹統計としての集計・公表は慎重であるべきである」との結論を得た。	実施済
○ 統計局における世帯調査においては、労働力調査により、従前から求職関連項目として求職活動の有無及び求職活動の種類を把握しており、データを公表済。【総務省】 ○ 四半期ごとに実施している労働経済動向調査(30人以上、公務を除く12大産業)において、平成25年2月調査分から、未充足求人の把握が可能か試行的に調査を実施している。 【厚生労働省】	実施済
○ 平成22年国勢調査では、東京都においてインターネットを用いた回答方式を導入するなど、調査結果の精度向上に向けた取組を実施し、平成23年度には、調査実施状況の概要を取りまとめた。 ○ 平成27年国勢調査についても、平成23年度から有識者を含めた検討会を開催し、円滑な実施に向けた検討を開始。 ○ 平成24年度においては、第1次試験調査を実施し、諸外国による事例を参考にインターネットによる回答を推進するための調査方法等を検証。 ○ 平成25年度においては、第2次試験調査を実施し、インターネットによる回答を推進し、円滑にオンライン調査を実施するため、スマートフォンに対応したシステムや提出状況を適切に管理するためのしくみについて検証。 ○ 平成26年3月に、これまでの試験調査や地方公共団体との意見交換、有識者会議による検討を踏まえ、平成27年国勢調査実施計画案を作成。	実施・検討予定

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (9) その他	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 犯罪被害実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上について検討する。	法務省	平成24年調査の企画時期までに結論を得る。
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成23年度の経済センサス-活動調査における活用を平成21年度から検討する。
	○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について地方公共団体に説明し、現行よりも詳細なデータの提供についての了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。	総務省	平成21年度から具体的検討を開始する。
	○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。	財務省	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済産業省等	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。	関係府省(農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。

進捗状況	実施済等の別
○ 平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。 ○ 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択され、平成23年度調査から活用を開始した。	実施済
○ 平成25年度における取組実績なし(平成23年度において調査票内容の整理等、回収率向上のための諸対策を取ることににより、精度向上を図っている。)	実施済
○ 雇用保険情報を含む労働保険情報(名称、所在地、保険関係等)の事業所母集団データベースへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、平成22年12月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照合などの分析を実施。 また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス-活動調査の名簿整備に活用。	実施済
○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。	実施済
○ EDINET情報を法人企業統計調査に活用する方策について、総務省、財務省、金融庁の3者による検討を平成21年度から開始している。この中で、総務省へビジネスレジスターに収納するためのシステム開発に関する検討結果を確認したところ、①XBRL化されたEDINET情報の経理項目と各科目とのタグの関連付け、②企業の勘定科目と調査項目の関連付け(新規企業については新たに分析の必要、かつ既存提出企業についても科目変更に伴う見直しの必要性が随時発生する)、③企業間における科目の関連付け等に相当の作業量が発生することが判明したとの情報を得たことから、今後、財務省においても独自に集計システムの改修を行うことは困難であるとの結論に達した。 ただし、ビジネスレジスターに記録されたEDINET情報を、法人企業統計に可能な範囲で活用することとした。	実施済
○ 追加検証を行うべきとされた、地域・業種別のオーダーメイド集計値による税務データの経済センサス-活動調査への活用可能性について検証を実施した。 その結果、①両データの地域や業種の定義に関し整合がとれないこと、②売上高などの審査基準として活用するためには、欠損金の繰越控除といった税務上の調整を乗り越えるために何らかの推計作業が必要となり、前回個票との比較などの審査手法よりも非効率であること、③秘匿箇所が頻発し、実用性に乏しいことが想定されること、等の課題が判明したことから、経済センサス-活動調査への活用は困難との結論に至った。 今後、関係府省がそれぞれの所管統計の作成に当たって税務データの活用を検討するに際し、本検証結果の情報提供を積極的に行っていく。【財務省及び経済産業省】	実施済
○ 平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。 ○ 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択され、平成23年度調査から活用を開始した。【以上厚生労働省】	実施済
○ 2013年漁業センサス実施の際、漁船登録データを母集団整備に活用することで統計委員会の了解を得た(平成25年2月15日答申)。【農林水産省】	実施済
○ 法人土地基本調査への固定資産課税台帳などの行政記録情報の活用については、検討の結果、実施困難との結論に至り、このことについて、平成24年12月21日開催の統計委員会において審議された結果、「時間と経費を要するなど非効率であるとの認識について十分理解できることから、今回の計画変更において、固定資産課税台帳を活用しないことはやむを得ない」との答申がなされた。【国土交通省】	実施困難

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 イ 行政記録情報等の調査の原則化	○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
ウ 保有機関における集計の活用	○ 統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。 なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。	各府省	平成21年度から実施する。
エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。
(2) 民間事業者の活用 ア 民間事業者の積極的な活用等	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成21年度から実施する。
イ 適正活用のための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成21年度に実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 総務省への統計調査の実施に係る承認申請の際、活用できる行政記録情報の有無について確認を行ったが、新たに活用した実績はない。【内閣府】 ○ 調査計画を策定する際に検討を行っているが、平成25年度に新たに活用した事例はない。【総務省】 ○ 平成25年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが該当が無かったため、新たに活用した実績なし。【文部科学省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の実施に係る承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っているが、平成25年度に新たに活用した事例はない。【以上厚生労働省】 ○ 統計法に基づく承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行っているが、平成25年度に新たに活用した実績なし。【農林水産省】 ○ 総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行ったが、新たに活用した実績なし。【経済産業省】 ○ 統計調査の計画に際し、行政記録情報活用の可能性について検討を行っているが、新たに活用した実績はない。【国土交通省】 ○ 平成25年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績はない。【環境省】	継続実施
○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認している。【総務省】	継続実施
〔該当事例なし〕	継続実施
○ 行政記録情報等を用いて作成・公表されている業務統計や行政記録情報等を活用した統計調査について、最新の状況を把握するため、各府省の協力の下、平成22年度、23年度及び24年度に引き続き、平成25年度においても、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を実施した。	実施済 (ただし、行政記録情報の活用は継続実施)
○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認しており、基幹統計調査については、特定サービス産業実態調査の実査に係る業務や医療施設調査、患者調査及び農林業センサスにおけるコールセンターの設置について、民間事業者への委託により実施することを承認した。【総務省】 ○ 基幹統計調査の審議ごとに、必要に応じて民間事業者の活用に関する審議を行っており、平成25年度は、2件の民間委託(特定サービス産業実態調査(郵送調査)、工業統計調査(郵送調査))について審議した。このうち特定サービス産業実態調査については、結果精度や回収率の面で懸念があるものの、都道府県の事務負担に資すると考えられることからやむを得ないとの答申をした。また、工業統計調査については、おおむね適当であるものの、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、今後の課題として検証を行う必要があるとの答申をした。【内閣府(統計委員会)】	継続実施
○ 基本計画における民間事業者の活用の取組の方向性を踏まえ、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し(平成22年3月25日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示。なお、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(以下「民間事業者活用ガイドライン」という。)に変更。	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (2) 民間事業者の活用 ウ 民間事業者の活用に関する 不断の見直し・改善	○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成22年度から検討する。
	○ 統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成22年度から実施する。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ア 政府全体の調整機能の発揮	○ 各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成22年度から検討する。
イ 各府省の取組	○ 新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 社会の情報基盤としてふさわしい統計を適時・適切に提供する観点から、基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。	各府省	平成21年度から実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 「統計基盤の整備に関する検討会議」(平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)の下に、「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」を平成22年4月に設置し、府省横断的な検討を開始し、各府省が設定する統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法等について情報共有を実施するとともに、誓約書の徴収や公的資格・認証の取扱等の明確化を図る観点から、平成24年4月6日に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ)を改定。今後は、統計の品質保証活動(特にプロセス保証の導入に向けた検討)の取組状況を踏まえつつ、民間事業者における統計調査の実施過程の効果的な管理方法等について、引き続き、検討を行っていく予定。	継続実施
○ 各府省と統計調査業務に関係する民間事業者団体等との意見交換を平成26年3月に開催し、公的統計におけるプロセス保証導入に向けて、ISO20252の概要や民間事業者団体における取組状況等について意見交換を行ったところ。今後とも民間事業者団体等との意見交換等を適宜開催し、民間事業者の履行能力の実態把握等を行っていく予定。	継続実施
○ 統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ(以下「統計リソースWG」という。)で専門家集団を編成することについての可否を含めて検討を行った結果、専門家集団を編成することは、現状においてニーズや編成を行うための要員を確保する余裕・見込みがなく、新たな統計調査の実施や統計の実施に際しては、各府省における研究会の開催を通じて有識者の知見等が活用されているところであり、専門家集団を編成することは現実的ではないとの結論を得たところ。しかしながら、専門家集団を代替するものとして、既存の組織・機能等の活用を一層推進するための取組を第Ⅱ期基本計画に盛り込んだところ。	実施困難
○ 国家公務員の勤務条件の維持に資する適正な調査となるよう、報告者の負担軽減の観点から踏まえつつ、必要最小限の調査項目を毎年決定している。【人事院】 ○ 平成25年住宅・土地統計調査の実施に際し、インターネットを用いた回答方式を全国展開した。【総務省】 ○ 一部調査において、報告を電子媒体での提出を可能とするなど、既存統計の見直し・効率化を実施。【財務省】 ○ 報告者の負担軽減及び統計リソースの有効活用の観点から、オンライン調査の推進を図り、調査の効率化に努めている。 平成25年度に新たに労働争議統計調査、子どもを守る地域ネットワーク等調査及び保険医療材料等使用状況調査においてオンライン調査を実施した。【以上厚生労働省】 ○ 既存統計を見直す際は、行政ニーズなどを踏まえつつ、報告者の負担軽減等の観点でも検討を行っている。【農林水産省】 ○ 経済産業省生産動態統計について、調査品目の見直しを行い、必要性の乏しくなった品目を整理・簡素化した(1,644品目→1,615品目)。 平成25年工業統計調査について、都道府県の事務負担軽減のため、国直轄による本社一括調査を拡充し、調査を実施した。 平成26年特定サービス産業実態調査について、調査員の高齢化や都道府県の統計職員の縮減などにより、都道府県経由の調査員調査の見直しが求められていることから、全28業種を国直轄の民間事業者経由の郵送調査に変更することとした。 平成26年商業統計調査について、都道府県の事務負担軽減のため、国直轄による本社一括調査を拡充することとした。【以上経済産業省】 ○ 一般統計調査について、報告者負担軽減等の観点で見直し・効率化の検討を行っている。また、基幹統計調査のうち、造船造機統計調査において、行政ニーズなどを踏まえ、製造船舶の受注項目を追加するとともに、報告者の負担軽減の観点から、必要性の乏しくなった調査項目の削除を行い、平成26年1月分より調査を実施している。【国土交通省】	継続実施
○ 基本計画推進のための各種専門会議や調査研究を行うための経費を平成26年度予算に計上。【総務省】 ○ 「統計データの有効活用の推進」に必要な経費等を平成26年度予算に計上。【文部科学省】 ○ 平成26年度においては、縦断調査に関する体制強化のためにコーホート分析専門官1名が平成26年10月から定員として認められた。【厚生労働省】 ○ 基本計画に定められた具体的取組に対応した、経済産業省所管の統計基盤の整備に関する調査・検討のため、平成26年度予算を確保した。【経済産業省】 ○ 基本計画に定められた具体的取組に係る省内外の調整のための専門官(調整)の時限延長が平成26年度から5年認められた。【国土交通省】	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 業務の内容に応じて必要な人材の量(特に、実査、審査、集計部門において重要な要素)と質(特に、企画、分析・公表部門において重要な要素)のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、中核的職員の確保に努力する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成21年度から検討する。

進捗状況	実施済等の別
○ 総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講を通じて、統計関連業務に必要な知識・技術を職員に習得させるなど、必要な統計リソースの確保を行っている。【人事院】 ○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の統計関連業務に関する能力向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】 ○ 職員を集め研修を行うなど、各統計業務を担当する職員の育成に努めている。【警察庁】 ○ 統計研修所では、国・地方公共団体等に対し平成25年6月に意見・要望調査、9～10月にヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、平成26年度研修計画において、各課程のレベル・内容の明確化等研修体系の見直しを行った。また、特定の対象者向けの研修や統計をめぐるタイムリーなテーマの研修で構成した「特別コース」を新たに設けた。 ○ 総務省内の職員に対する取組は、以下のとおり。 ・ 業務の現状に対応した知識、技術等の習得のため総務省統計局、政策統括官及び統計研修所職員研修要綱を改正し、一部統計研修につき受講を必修化するなどにより、受講機会を拡充。 ・ 平成25年度以降、一年目の職員に基本的な統計知識の習得のための研修、二年目に統計分析と推測統計の基礎知識の習得のための研修、三年目に統計の知識、行政の課題に対応した統計の活用方法の習得のための研修、四年目に企画、設計、意識調査、標本設計など実務的な知識の習得のための研修を受講することとしている。 ・ 統計研修所等が行う各種統計研修の積極的な受講を働きかけており、引き続き働きかけを行っていく予定。 ・ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。 ・ さらに、統計担当職員の能力の一層の高度化を図るため、研修内容の見直しを行った。【以上総務省】 ○ 総務省統計研修所が開催する統計研修の受講を推進。【財務省】 ○ 調査対象者の現場の訪問や意見交換、学校・社会教育施設への職員派遣など、統計調査の実査や企画に携わる統計職員の資質向上に資する研修を行った。【文部科学省】 ○ 人員数については業務ごとに適正なマンパワーの確保、人材についてはスキルアップを前提に考え、1年から3年周期等の各調査周期に合わせた在任年数、また研修により、専門家育成を図っている。【厚生労働省】 ○ 計画的な研修の実施に努めており、平成25年度については、受講者数は117人(前年度108人)であった。また、35人(前年度は33人)が総務省統計研修所の研修を受講した。【農林水産省】 ○ 研修については、アンケート等を基に、より効果的な見直しを図った上で、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を実施しており、平成25年度には計14講座を実施した。 ○ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても、統計審査等の業務のために総務省等に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の推進を図っている。【以上経済産業省】 ○ 調査対象者である港湾管理者や鉄道車両製造事業者、貨物自動車運送事業者等を訪問し、意見交換を行うなど、統計職員としての資質向上のための取組を行った。【国土交通省】	継続実施
○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、25年度の定員に関しては2名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行っていく。	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ウ 各府省の取組への支援	○ 各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。 ○ 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。 ○ 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。	総務省	平成22年度から実施する。
エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	○ 効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省の機能及び統計リソースを最大限に活用する。また、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。	各府省	平成21年度から実施する。
オ 緊急ニーズへの対応	○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。	関係府省	平成21年度から実施する。
	○ 上記により難しく、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。	総務省	平成21年度から実施する。
(2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。	各府省	平成21年度から実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 各府省における統計リソース(予算及び定員)の確保に向けた取組の参考とするため、前年度に引き続き、歳出予算概算要求書の提出前(平成25年7月)に、統計リソースWGを開催し、平成26年度概算要求・定員要求に向けた各府省の検討状況について情報共有・意見交換を実施。 ○ 次年度に各府省が実施予定の統計調査計画等についての事前審査の仕組みを活用し、平成25年度についても、その審査結果を財政当局に通知することにより、各府省の適正な統計リソースの確保等が図られるよう働きかけを実施したところ。 ○ また、次年度に各府省が実施予定の統計事業計画等を取りまとめた「各府省統計事業計画一覧」を、平成25年度についても、定員管理当局に提供し、情報提供・周知を図ったところ。	継続実施
○ 総務省及び経済産業省において、平成26年7月1日に、「平成26年経済センサス-基礎調査」及び「平成26年商業統計調査」を一体的に実施することとし、所要の準備を行った。 ○ 総務省・経済産業省の共管調査として、各府省の協力の下、平成24年2月に実施された「経済センサス-活動調査」について、逐次、公表を行い、平成26年2月26日をもって、全ての集計結果の公表を終了した。 ○ 総務省・経済産業省共管の一般統計調査として、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」を開始。平成25年5月に「平成25年情報通信業基本調査」を実施し、平成25年10月29日に速報、平成26年3月20日に確報を公表した。【以上総務省及び経済産業省】	継続実施
○ 東日本大震災に関連して、以下の対応を実施 ・ 既存の調査のサーベイを踏まえ、被災自治体の復興状況の把握が可能となる指標の設定、指標データの収集、整理を行うことで、被災自治体が自らの復興状況を把握するための統計データ等の基礎的なプラットフォームを構築し、各自治体が活用できる情報等の提供を行った。【復興庁】 ・ 住民基本台帳人口移動報告において、引き続き、被災三県の転入・転出の状況について公表している。【総務省】 ・ 平成25年度においては、①平成24年被災市町村別農業産出額、②被災3県における農業経営体の被災・経営再開状況(平成26年2月1日現在)ー農林業センサス結果の状況確認の概要ー、③東日本大震災による津波被災地域における農業・漁業経営体の経営状況について、④被災3県における漁業経営体数の推移(平成25年11月1日現在)、④東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況(平成25年3月11日現在)ー漁業センサス結果の状況確認の概要ーを公表するとともに、最新結果を「食料・農業・農村白書」等において掲載。【農林水産省】 ・ 平成23年3月11日の東日本大震災に関連して、被災地及び被災地以外で分けて作成した鉱工業生産指数(試算値)や津波浸水地域における鉱工業事業所の生産額試算等について、毎月更新を行い、東日本大震災関連の統計のホームページにおいて公表している。【経済産業省】	継続実施
○ 直接該当する承認申請事例はなかったが、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応予定。	継続実施
○ 平成25年住宅・土地統計調査について、コールセンターの設置によって、実査期間中の世帯からの照会対応事務の負担軽減を図った。【総務省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を經由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】 ○ 平成25年度は漁業センサスについて、コールセンターの設置により照会対応の負担軽減を図った。【農林水産省】 ○ 平成25年工業統計調査について、都道府県の事務負担軽減のため、国直轄による本社一括調査を拡充し、調査を実施した。 ○ 平成26年特定サービス産業実態調査について、調査員の高齢化や都道府県の統計職員の縮減などにより、都道府県経由の調査員調査の見直しが求められていることから、全28業種を国直轄の民間事業者経由の郵送調査に変更することとした。 ○ 平成26年商業統計調査について、都道府県の事務負担軽減のため、国直轄による本社一括調査を拡充することとした。【以上経済産業省】	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 新たな統計整備ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化するよう調整に努める。	総務省	平成21年度から実施する。
	○ 地方公共団体を經由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方公共団体のニーズも踏まえ、地方別表章の充実を計画的に推進するとともに、客体数や調査事項を上乗せした調査を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成22年度までに結論を得る
	○ 各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員(統計調査指導員を含む。)の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。	総務省	平成21年度から検討する。
	○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に報告者等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成21年度から実施する。
	○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成21年度から実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度に、地方公共団体の事務負担の軽減に資する観点から、①都道府県統計主管課を対象に各府省が主催する各種会議の統合等による合理化・効率化、②地方公共団体における統計調査員の栄典事務の合理化・効率化等、具体的な対応方策を取りまとめるとともに、その着実な推進を図るため、22年度以降、適宜、同WGにおいてフォローアップを実施しているところ。 また、上記取組の一環として、地方公共団体における統計調査業務の計画的かつ効率的な遂行に資するため、次年度に關係省が地方統計機構経由で実施を予定している各統計調査に係る年間業務スケジュールを、地方公共団体に情報提供するとされたことを踏まえ、關係省の協力の下、平成22年度以降、各省で実施予定の各統計調査に係る業務スケジュールを取りまとめ、地方公共団体に対して情報提供を実施しているところ。	継続実施
○ 学校基本調査(初等中等教育機関)の結果について、平成24年度から市町村別集計を公表。【文部科学省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】	継続実施
○ 統計調査事務地方公共団体委託費により整備維持している都道府県統計専任職員の平成25年度における予算定数は1,811人を確保したが、平成24年度に引き続き、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律による給与減額支給措置が適用されている。 ○ 統計専任職員の対象範囲等の見直しについては、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた定数管理を平成25年度から26年度を試行期間として、問題点の有無を検証。	継続実施
○ 地方公共団体の統計部局の人材確保支援に資する観点から、幹部職員の都道府県訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に対し、統計行政をめぐる状況の説明に努めた。 また、平成26年度に実施予定の経済センサス基礎調査、学校基本調査、農林業センサス、商業統計調査等の円滑な実施に向け、地方公共団体の体制整備に資するための調査実施者連名の依頼文書の発出に当たり、所要の調整を図った。	継続実施
○ 統計調査員の処遇改善等については、これまで統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度及び22年度には統計調査員の安全対策の推進や国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用等について、23年度には統計調査員の確保・育成方策について検討を行い、既存ガイドラインを全面的に見直した「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き」を策定したところ。 また、統計調査員手当(単価)については、毎年度、統一要求に向けて関係省間の調整を図り、財政当局に対し所要の働きかけを行っているところ。	継続実施
○ 次の媒体を通じ、統計調査員について掲載・紹介 ・ 調査依頼時に配布する依頼状・リーフレット等 ・ 経常調査用広報のポスター等(※) ※ 版下を地方公共団体に提供 ○ 上記の他、統計局等ホームページにて統計調査員について記載。【以上総務省】 ○ ホームページ上にて、統計学習の観点から、統計調査員について記載。【経済産業省】	継続実施
○ 当省において確保している登録調査員について、登録の際に、他府省、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向を確認し、必要に応じ情報提供しているところ。【農林水産省】	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	○ 統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。 なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。 ○ 府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。	各府省	平成22年度から実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】 ○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】 ○ 業務の現状に対応した知識、技術等の習得のため総務省統計局、政策統括官及び統計研修所職員研修要綱を改正し、一部統計研修につき受講を必修化するなどにより、受講機会を拡充。 ○ 平成25年度以降、一年目の職員に基本的な統計知識の習得のための研修、二年目に統計分析と推測統計の基礎知識の習得のための研修、三年目に統計の知識、行政の課題に対応した統計の活用方法の習得のための研修、四年目に企画、設計、意識調査、標本設計など実務的な知識の習得のための研修を受講することとしている。 ○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。 ○ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。【以上総務省】 ○ 調査対象者の現場の訪問や意見交換、学校・社会教育施設への職員派遣など、統計調査の実査や企画に携わる統計職員の資質向上に資する研修を行った。【文部科学省】 ○ 統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を引き続き計画的に実施している。また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】 ○ 統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】 ○ 中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。 ・ 研修については、アンケート等を基に、より効果的な見直しを図った上で、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成25年度に計14講座を実施し、質的向上及び職員の確保に努めているところ。 ・ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても統計審査等の業務のために総務省等に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の推進を図っている。【経済産業省】	継続実施
○ 統計関連職員については、統計調査業務の実施計画及び当該職員の職務に応じて、迅速かつ正確なデータ作成・分析、専門研修の受講による統計専門能力の向上等を人事評価における業績目標として設定するよう努めている。【人事院】 ○ 統計関連職員の専門性向上については、統計業務における専門知識・技術の習得・情報収集等の状況や業務目標に基づき評価を実施した。また、内閣府人材育成・活用方針(平成23年12月26日内閣府事務次官決定)において、人材育成を管理職の人事評価上の目標管理項目の必須事項とし、統計の専門家を目指す若手職員の育成に向けた体系的な取組を行っている。【内閣府】 ○ 統計関連職員にあっては、従前から、迅速かつ正確な統計作成や、作成した統計の適切な分析等を業績目標として掲げており、今後も引き続き目標として設定するよう努めていく。【警察庁】 ○ 統計に関するスキル向上など、人事評価の業績目標に自己啓発項目を設けるよう職員に指導。統計に関するシンポジウムや研修の受講機会の拡大に貢献。 ○ 職員に対し、統計担当職員としての専門性を向上させるために必要であると考えている自己啓発テーマ等について、人事評価における実績評価の目標として積極的に掲げるよう働きかけたところ。 ○ 人事評価において、「統計の専門性の向上に関連する事項」を可能な限り目標に設定し、評価を実施している。さらに、平成25年度以降については、年度当初に受講希望の研修を人事評価の目標として記載するよう指示しているところ。【以上総務省】 ○ 統計部局に所属する主な統計関連職員については、人事評価の目標に関連項目を設定。【文部科学省】	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの 確保及び有効活用 (3) 統計職員等 の人材の育成・ 確保 ア 中核的職員の 計画的な育成・ 確保の推進			
	○ 各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、一次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や二次的利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。	総務省	平成22年度から実施する。
	○ 各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図る。	総務省	平成22年度から実施する。
イ 国際社会において貢献できる 人材の育成・確 保の推進	○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 業績評価の目標として、統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努めている。【厚生労働省】 ○ 統計研修計画の設計や人事を担当する部署の業績評価の目標として、統計職員の専門性の向上を図る事項を設定している。【農林水産省】 ○ 人事評価において引き続き、目標設定に当たって、各部局目標に加え、各課室目標・個人目標を設定することとしている。統計部局としては、統計調査の着実な実施、新たな統計整備への取組等に関する事項を目標として設定しているところ。【経済産業省】 ○ 統計主管部局である情報政策本部の統計関連職員が、人事評価制度の目標設定時において、課題を踏まえた目標設定をするなど、統計の専門性の向上に努めている。【国土交通省】 ○ 統計に関係する部局等に対して、本件基本計画の記述について周知を行っている。【環境省】	
○ 統計研修所は、各府省や地方公共団体に対して研修内容に関するアンケートを実施し、ニーズに応じた研修内容を検討して研修の充実に努めている。 ○ 一次統計作成上の実務能力向上に資するため、調査設計に重点を置いた研修を実施するとともに、二次的利用における実務能力向上に資するため、「統計解析ソフトRで学ぶマイクロデータ利用入門」を平成22年度に新設し、平成25年度においても継続して実施した。更に、平成26年度においては研修体系の見直しの中で、「統計解析ソフトRで学ぶマイクロデータ利用法」を「統計専門・応用課程」と位置付けることとし、講座内容を従来よりも専門性を持たせた内容にリニューアルすることとしており、そのために26年3月有識者による検討会を開催した。	継続実施
○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組を推進・支援する観点から、統計リソースWGの場を活用し、上記第3-2-(1)-「ウ 各府省の取組への支援」の各府省における予算・定員面の取組状況に関する情報共有・意見交換の実施と併せ、各府省における統計職員等の人材の確保・育成に係る取組状況について情報共有等を行っているところ。	継続実施
○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】 ○ 国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。 ○ カンボジア政府の統計能力を向上させるため、カンボジア統計局に対し支援を実施。 ○ 国際統計研修への積極的な派遣について検討。国際会議への参加要員養成等を目的とした英語研修を実施しているところ、平成25年度から実施コース及び対象者を拡充し、計19名が参加。 ○ 国際会議に23回、職員延べ61名が出席。 ○ 外国の統計局等の関係機関に職員延べ5名が訪問し、情報収集等を実施。 ○ SIAPの研修プログラムに、職員5名を講師として派遣。 ○ 韓国統計庁とEurostatが共催する研修へ1名派遣。【以上総務省】 ○ OECD等の国際統計関係会議に11回、職員延べ13名が出席。【文部科学省】 ○ スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当係への配置、業務内容に合わせた在任年数、また、研修の活用により、人材育成を図っている。【厚生労働省】 ○ 職員の経験等に応じ、業務を通じた能力の向上方策を実施した。 ① 延べ19名の職員が海外で行われた国際会議の出張、海外調査実施に取り組んだ。 ② JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計に係る本邦研修に講師として職員20名を派遣した。 ○ ASEAN各国の食糧需給情報の整備支援事業等(国際機関拠出事業)に専門家3名を派遣した。【以上農林水産省】 ○ 国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が実施する研修に講師として職員1名を派遣した。 ○ 日中国際産業連関表プロジェクトや国連統計委員会に若手職員を参加させる等により、統計の知見や英語力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。【以上経済産業省】 ○ UNWTO等の国際統計関係会議に3回、職員延べ3名が出席。【観光庁】	継続実施
○ 「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成21年6月24日各府省統計主管部局長等会議申合せ)を設置し、国際的な課題について情報共有、対応等の研究・検討を行っているほか、主要な国際会合における審議に対し参加国として協力を行っている。	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ウ 人材の育成・確保に向けた研究の実施	○ 専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。	総務省、各府省	平成22年度から実施する。
3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
	○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	○ IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。	総務省	平成21年度に実施する。
	○ 所管する統計について、上記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化を図る。	各府省	平成22年度から実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組の参考に資する観点から、必要に応じ、統計リソースWGの場を通じ、各府省において参考としたい諸外国の具体的な対応事例の有無等について把握した上、可能な範囲で諸外国の事例収集を行い、各府省と情報共有を図ることとしているところ。 ○ 統計研修所は、統計に関する専門の研修機関として、統計の作成、分析、利用等に必要な理論や手法についての研修を実施しており、平成24年度に引き続き、平成25年度においても、統計局及び統計センター職員に対して、標本理論等の専門的知識の向上を目的に「統計専門研修」を統計局と共同で実施した。【以上総務省】 ○ ILOの国際労働統計家会議への出席を通じて、失業者の定義の見直しなどの情報収集を行うとともに、関係職員に対して情報共有を行い、統計職員の能力の向上を図った。【厚生労働省】 ○ 諸外国の農林水産統計組織、調査の実施体制等について職員を出張させ把握した。【農林水産省】 ○ 国連統計委員会への職員派遣や、諸外国の統計作成部局との意見交換を積極的に実施し、各国における取組事例等を共有することにより職員の能力向上を図っている。【経済産業省】 ○ 関係部局が収集した統計に関する諸外国の事例等について、必要に応じて、省内の関係職員において情報を共有し、統計職員の能力向上を図っている。【環境省】	継続実施
○ 統計利用者のニーズを把握し、将来的な統計の整備等に活用するために、「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を平成26年1月に実施。社会保障・税番号制度の統計への活用について、統計利用者から意見を聴取し、統計委員会委員及びオブザーバーの各府省と意見交換を行った。	継続実施
○ 「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用し「統計ニーズに係るアンケート」を平成21年10月から開始し、平成25年度においても引き続き統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズの把握を行った。また、各府省に情報提供を行い、統計の整備及び提供を支援した。さらに、意見等に基づく各府省の対応状況についても把握を行い、公表を行った。	継続実施
○ 「統計の品質保証に関するワーキンググループ(以下、「品質保証WG」という。)」における平成21年度の検討結果を基に策定した「公的統計の品質保証に関するガイドライン」について、平成22年度に各府省における試行結果を踏まえつつ、同ワーキンググループにおいて検討し、同ガイドラインを改定(平成23年4月8日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)。また、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続については、平成22年5月12日に「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」(総務省政策統括官決定)を各府省に通知。	実施済
○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管する統計について、実施計画を策定した。【内閣府】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、実施計画を策定し、自己評価を実施。【総務省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管する統計について、実施計画を策定。評価のためのチェックリストの検討を実施。【財務省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、文部科学省が所管する基幹統計の「学校基本調査」において自己評価を実施した。【文部科学省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、以下の取組を実施した。 ・ 平成24年度に引き続き所管する統計について品質表示を実施した。 ・ 所管する基幹統計の一部について品質評価を実施した。また、実施の際に生じた課題等を整理した。【厚生労働省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、引き続き品質表示を実施するとともに、各統計調査において自己評価を行い、合理化を図った。【農林水産省】 ○ 新たに開始した統計調査について、HPを更新するなど品質表示の取組を行った。【経済産業省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管の統計に係る品質保証に関する実施計画を策定し、自己評価を調査実施部局に依頼した。【国土交通省】	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対応 (2) 統計の評価 を通じた見直し・ 効率化	○ 各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。	総務省	平成22年度から 実施する。
(3) 統計に対する 国民の理解の促進 ア 国民・企業へ の広報・啓発活 動の充実	○ 各府省の協力を得て、ホームページ等から、統計調査結果の有用性や調査に協力しない場合に生じる不都合などの情報とともに、より分りやすく、使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策を策定する。	総務省	平成21年度に 実施する。
	○ 上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。	各府省	平成21年度に 実施する。
	○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。	総務省、各 府省	平成21年度から 実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 各府省における品質保証活動の承認審査への活用に向けて、平成25年4月及び平成26年3月に品質保証WGを開催し、各府省における取組状況に関する情報共有を図ったところ、一部の省においては、自己評価を実施しているものの、評価結果の取りまとめや公表に向けた課題について検討中であり、引き続き取組を行っていく予定。	継続実施
○ 統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」(注)を平成21年度に4回開催し、各府省等の協力を得て、統計に対する国民等の理解促進を図るためのホームページ等による広報・啓発活動の充実に向けた具体的方策について検討。 ○ 上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定。 (注)「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」は、①調査非協力者に対する具体的な対処方策の検討、②HP等において、調査結果の有用性や調査非協力に伴う不都合等の情報とともに、より分かりやすく使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策の策定等について検討することを目的として、「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に設置されたもので、関係府省から構成され、オブザーバーとして一部の地方公共団体も参加。	実施済
○ 人事院ホームページには、人事院勧告当日、参考資料として「民間給与関係」の調査結果を、併せて、その説明として「職種別民間給与実態調査結果の概要」を掲載している。また、職種別民間給与実態調査等の結果を「民間給与の実態」等として取りまとめ、その内容をExcel形式で掲載し、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい形で提供している。 ○ 調査協力の礼状の中に、人事院ホームページで結果の概要を掲載することを記載している。【以上人事院】 ○ 統計局ホームページ等を通じた統計の広報に関する今後の取組を示した統計局の広報に関する行動計画を作成。 ○ 国民・企業への広報・啓発活動の一環として、「親しみやすい」などの3つの観点からホームページをリニューアルし、平成25年3月から運用中。【以上総務省】 ○ 最適化計画に基づき共通メニュー化等への対応を実施しているところ、適時掲載内容等の改善を実施。【法務省】 ○ 利活用事例等の掲載を順次実施。【財務省】 ○ 統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目として掲載している項目について、掲載内容の見直しを行った。【文部科学省】 ○ 統計情報のページについて、利用者の利便性の向上の観点から、以下の取組を実施した。 ・「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」等に基づき、利活用事例等の掲載を順次行っている。 ・ウェブアクセシビリティに対応したページにリニューアルするとともに、トップページに統計調査実施のお知らせコーナーを作成している。【厚生労働省】 ○ 平成22年度にホームページの利用者の利用状況やニーズを把握する統計情報の要望欄を設ける等、所要の改善を図った。【農林水産省】 ○ 調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で提供するとの観点から、東日本大震災関連の統計情報について、引き続き当該情報を集約した専用ページから発信している。 ○ 経済産業省の統計を紹介したリーフレットについて、パソコンやスマートフォン等に対応した電子パンフレットを作成し、ホームページに引き続き掲載した。【以上経済産業省】 ○ 最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に準拠して掲載を行っている。【国土交通省】	継続実施
○ 平成25年住宅・土地統計調査を円滑に実施するために、国土交通省を通じて、マンション管理団体等への協力依頼を実施した。 ○ 平成21年度に策定した「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」において、統計調査の円滑な実施を推進するための方策として、①調査対象者に対する統計調査の実施に関する事前広報の強化、②業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等に関する具体的な方策を示し、各府省は、本行動指針に沿って、所要の取組を積極的に実施することとしたところ。平成25年3月「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、平成24年度までの各府省における取組状況・推進状況について、平成25年4月末まででフォローアップを各府省に依頼するなど、取組の推進を図っているところ。【以上総務省】	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対応 (3) 統計に対する 国民の理解の促進 イ 非協力者への 対処方針	○ 各府省や地方公共団体等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討する。	総務省	平成21年度に 結論を得る。
	○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成22年度から 実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、統計調査への非協力者に対する具体的方策として、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定。 ○ 上記行動指針を実現するため、各府省の意見を踏まえ、平成25年3月に「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を総務省政策統括官(統計基準担当)決定として取りまとめた。	実施済
○ 職種別民間給与実態調査の重要性が理解されるよう人事院ホームページで周知している。調査に非協力な者に対しては、調査の趣旨、重要性を丁寧に説明することで、調査への協力が得られるよう対処している。【人事院】 ○ 調査実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等について詳しく説明するほか、公表物においても調査結果を理解しやすいように工夫するなどにより協力度を上げる努力をしている。【内閣府】 ○ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、以下の取組(主なもの)を実施。 ・ 統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の活用実例や最近の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、各種図書館での閲覧や各種イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。 ・ 平成25年住宅・土地統計調査を円滑かつ正確に実施するため、関係省庁と連携を図り、調査実施上の対応が必要となるマンション管理団体を始めとし、企業、経済団体、業界団体等に対し協力依頼を行った。 ・ 平成26年経済センサス-基礎調査を正確かつ円滑に実施するため、日本経済団体連合会、日本商工会議所等をはじめとする約4800団体に対し調査の重要性を説明するとともに、協力依頼を行った。 ・ 平成25年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方公共団体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット、新聞やラジオCM等による広報を行い、広く国民一般に対する理解増進に努めた。 ○ 統計情報の利活用を促進することを目的として、「国民の祝日」等の季節にちなんだ統計データのトピックを紹介する「統計トピックス」や統計の利用者等に対して統計の見方・使い方に関するヒントを紹介する「統計Today」、「話題の数字」などを統計局ホームページへ掲載し、積極的に情報発信を行う等、統計調査に対する理解増進に努めた。【以上総務省】 ○ 法人企業統計調査等において、各調査期の未回答法人に対し、電話・葉書などにより調査への協力を依頼し、調査統計への理解が深められるよう努めている。【財務省】 ○ 調査対象者に対し、調査の趣旨等を説明の上、調査依頼をしているが、非協力的な場合は重ねて説明して調査票の提出を促すなど理解が得られるよう努めている。【厚生労働省】 ○ 調査への協力が得がたい場合、現場の職員が非協力者の下に直接出向くなどにより調査の趣旨や調査結果の利活用例などを説明し、調査への理解が得られるよう努めている。【農林水産省】 ○ 未提出となっている調査対象事業所の提出促進を図るため、毎年、「調査票提出促進運動」を実施している。平成25年度においては、経済産業省、経済産業局、都道府県において未提出状態である約2,500の調査対象事業所に対して、電話・訪問等による提出の督促を行った。その結果、約500事業所(未提出事業所に占める割合約22%)から、調査票の提出に向けた意思表示を得るなど提出状況の改善が図られた。 未提出である約2,500事業所のうち、特に提出要請を重点的に行う必要がある約310事業所への督促結果についてみると、約110事業所(重点提出要請事業所に占める割合約35%)において提出状況の改善が図られ、未提出事業所全体平均を大きく上回る成果となった。【経済産業省】 ○ 調査対象者へ調査依頼を行う際には、調査の趣旨や調査結果の公表、また、調査の活用事例等について提示しており、非協力者には、上述のような事項を説明し、調査への協力を重ねて促すなど、統計調査の円滑な実施に努めている。また、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」でまとめられた行動指針等も参考として、統計調査への理解が得られるよう努めている。【国土交通省】	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (3) 統計に対する 国民の理解の促 進 ウ 統計リテラ シーや統計倫理 を重視した統計 教育の拡充	○ 教員への研修について、以下の事項を実施する。 ・ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。 ・ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。	総務省	平成23年度から実施する。
	○ 各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童、生徒が関心を持つような分かりやすい教材を併せて掲載するための具体的方策を検討する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。
	○ 上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。	各府省	平成24年度から実施する。
4 統計データの 有効活用の推進 (1) オーダーメ ード集計、匿名 データの作成及 び提供	○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。 ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績（申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等）を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。 ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメード集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が各府省からのオーダーメード集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。 ○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンサイト利用について検討する。	各府省	平成21年度から実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 平成25年度統計指導者講習会の参加者に対して、統計研修所の研修を周知するとともに、都道府県統計主管課に対して、関係する学校、教員等への周知協力を依頼。 ○ 上記統計指導者講習会において、小学校、中学校及び高等学校別に統計教育の事例報告を実施するとともに、統計教育の実践方法等に関する班別討議、総務省統計局のデータを活用した実践事例(実践講習)を実施するなど、研修内容を充実。 ○ 統計研修所が実施している研修は、教員を含む国・地方公共団体の職員を対象としており、これまで教育関係者向けに限った課程は、平成24年8月に、千葉県内の高等学校の数学担当教員に対し実施している。平成25年度は広く地方公共団体に募集する教育関係者向けの研修について検討し、26年度には試行的に実施する予定としている。	継続実施
○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、具体的方策の検討を行い、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に検討した具体的方策を平成25年1月31日付けで追記した。	実施済
○ 学習指導要領の改訂に併せて、高校生向け学習サイト「なるほど統計学園高等部」を作成した。(平成25年4月5日公開) ○ 小・中学生向けサイト「なるほど統計学園」及び先生向けサイトについては、内容を随時更新している。 ○ クイズ形式で統計の理解度を測るコンテンツ「統計理解度チェック」を統計局ホームページへ掲載した。(平成25年11月12日公開)【以上総務省】 ○ 統計学習に関する情報提供や、他省等が運営している児童・生徒向け統計学習サイトを紹介するページを作成し、既存のこども向けページ等に掲載している。【厚生労働省】 ○ キッズページにおける今後のコンテンツ拡充に際して利用者のニーズを反映させるため、小学生から教育関係者を始めとした大人までを対象とした、キッズページに関するアンケートサイトを設置し、その結果を分析した。【経済産業省】	継続実施
○ 各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。 ○ 総務省(政策統括官)では、各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。 ○ 平成25年度中に、国の行政機関が新たにオーダーメイド集計の利用対象とした統計調査は、1調査(農業経営統計調査(農林水産省))であった。また、匿名データの提供を新たに開始した統計調査は1調査(国勢調査(総務省))であった。 ○ 二次的利用のニーズに対応するため、各府省において予算・定員等の統計リソースの適切な確保及び有効活用に取り組んでいる。 ○ オーダーメイド集計に関しては13調査、匿名データの提供に関しては6調査について、各府省からの委託を受けて統計センターが業務を実施している。 ○ 有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し(関係府省等はオブザーバー参加)、オンサイト利用を可能とする環境整備に向けた検討を行い、検討結果に基づき統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループに報告を行った。 この結果、第Ⅱ期基本計画において、リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を進めることとされた。	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 4 統計データの 有効活用の推進 (2) 統計データ・ アーカイブの整備 ア 統計データ・ アーカイブの整備	○ 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。 ・ 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。 ・ 調査票情報の提供、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。	総務省	平成25年度までに結論を得る。
イ 調査票情報等の 保管方法	○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。	総務省	平成22年度までに実施する。
	○ 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管する。	各府省	平成23年度から実施する。
	○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	総務省	平成23年度までに実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、統計データ・アーカイブについて、期待される機能(収集・整理・保管、統計機関相互のデータ共有・連携、ユーザーへの提供)の各々の視点ごとに論点の絞り込みを行い、検討結果に基づき統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループに報告を行った。 この結果、第Ⅱ期基本計画において、統計データ・アーカイブについては、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータ(メタデータ)の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討することとされた(平成28年度末までに結論を得る。)。	実施・検討予定
○ 「統計データの有効活用に関する検討会議」の下に設置した「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省等と連携・協力しつつ検討・調整を行い、平成22年度末までに、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成23年3月28日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定)を策定し、所要の周知期間を経て平成23年10月1日から施行した。	実施済
○ 「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の内容について、内部規程に従い適切に実施している。なお、同規程に基づき保管状況を監査している。【総務省】 ○ 当該ガイドラインに基づき、適切に対応している。【財務省】 ○ 文部科学省においては、平成23年10月に策定した「調査票情報等を適正に管理するためのマニュアル」に基づき、適切に対応している。【文部科学省】 ○ 調査票情報等については、統計情報部における調査票情報等の管理要領等に基づき適正に管理している。【厚生労働省】 ○ 平成24年度に策定した調査票情報等の管理等に関する内部規定に基づき、適正に管理している。【農林水産省】 ○ ガイドラインに基づき、経済産業省としての調査票情報の管理に関する規定により、適切な情報管理を行っている。【経済産業省】 ○ 情報セキュリティポリシーを含めた関係法令等も踏まえ、適切に対応している。【国土交通省】	継続実施
○ 総務省では統計センターの第2期中期目標に引き続き、第3期中期目標においても、調査票情報の二次的利用を効率的かつ効果的に行うため、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを適切に運営する旨、指示している。 統計センターでは、中期目標に従って、平成21年4月から、オーダーメイド集計、匿名データ等の作成・提供のほか、各府省の統計調査の調査票情報、匿名データ等を保管・蓄積する統計データアーカイブの運営を行っている。	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 5 その他 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進	○ 最適化計画に基づき、以下の事項を実施する。 ・ 統計センターが運用管理している共同利用システム等を活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進する。 ・ 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組の進捗状況について、毎年度フォローアップを着実に実施し、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の的確な把握を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。	各府省	平成21年度から実施する。
(2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成21年度から実施する。
	○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度に実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 最適化計画の実施状況のフォローアップを実施し、統計表管理システムへの登録状況について把握し登録作業を実施している。 ○ 政府統計共同利用システムを活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進した。【以上内閣府】 ○ 当庁で行っている統計の一部を政府統計共同利用システムに載せており、府省間でのデータ共有や提供を図っているとともに、その活用状況について毎年度フォローアップを行い、的確な現状把握に努めている。【警察庁】 ○ 政府統計共同利用システムにおいて各府省のデータを共有、提供。統計表は累計53万6,000件を登録(平成26年3月末現在)。 ○ 政府統計共同利用システムの利用の推進により、平成25年度中の統計表へのアクセス数は約3,500万件。 ○ 平成24年度最適化実施評価報告書を取りまとめ、CIO連絡会議(平成26年4月1日開催)において報告(決定時期未定)。 ○ このほか、政府統計データの高度利用を可能とするため、以下の取組を行った。 ・ 機械判読に適したデータ形式で統計データを取得できる統計API機能を平成25年6月25日より提供開始し、平成25年度末現在でリクエスト件数は約533万件となっている。 ・ 任意に指定したエリアによる集計やユーザ保有のデータの取り込み機能を追加した統計GIS機能を平成25年10月18日より試行提供しており、平成25年度末現在でログイン数は約2,700件となっている。 ・ 統計におけるオープンデータの取組の一環として、広く国民に統計の有益性や便利さを実感してもらえるような、スマートフォンによる統計情報提供アプリ「アプリDe統計」を開発した。(平成26年4月15日より試行提供を開始)【以上総務省】 ○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムにおける統計表データの共有、提供を継続している。【法務省】 ○ 政府統計共同利用システムへのデータ提供を進めるなど、最適化計画の取組を実施。【財務省】 ○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムへのデータ提供を進めるなど、同計画の取組を実施。【文部科学省】 ○ 政府統計の総合窓口(e-Stat)のポータルサイトから統計表を一元的に提供することにより、同サイトを通じた府省間でのデータ共有や提供を図っている。 また、最適化計画に基づいたフォローアップを実施するとともに、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画簡易マニュアル」(平成23年度作成)について、省内担当者への周知徹底に努めた。【厚生労働省】 ○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムの活用を推進するとともに、同計画に基づいた各種取組の進捗状況について、フォローアップを実施。【農林水産省】 ○ 公表した統計表(結果表)について、政府統計共同利用システムの「統計表管理システム」への登録作業及び基幹統計の統計表データについて、「統計情報データベース」への登録作業を継続して進めた。【経済産業省】 ○ 最適化計画に基づくデータ提供等、同計画に準拠した対応を行っている。【国土交通省】	継続実施
○ 内閣府経済社会総合研究所や東京工業大学などによるワークショップ『「統計加工・集計の新たな手法と設計について」SNA統計の事例を中心に』の開催(平成22年4月開催)等、これまでに得られた知見等を元に、推計業務の効率向上に向けた研究開発等を進めた。なお、国民経済計算における推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立するという点については、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、第Ⅱ期基本計画において引き続き推進していくこととなった。	実施済
○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成22年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が行われた。	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 5 その他 (2) 研究開発の 推進(情報通信 技術の利活用 等)と学会等との 連携強化	○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学会等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、公募型や競争型による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備や提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 統計利用者との意見交換の場を活用し(3(1)参照)、上記各府省と学会等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
	○ 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。	各府省	平成22年度から実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 統計の作成方法に関する調査・研究等に当たり、有識者と連携を図っている。【内閣府】 ○ 統計研修所において、外部有識者(大学教授等)と統計の高度利用に関する共同研究を実施しており、平成25年度は、事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)の登録情報及び地理情報等を活用した、ビジネスレジスターから提供する母集団情報及び作成する統計の有用性に関する研究等、6件の共同研究を実施。 研究成果は、リサーチペーパーとして取りまとめ予定。【総務省】 ○ 学識経験者で構成される「法人企業統計研究会」及び「法人企業景気予測調査に関するワーキンググループ」を開催し、知見を活用している。【財務省】 ○ 平成22年度より、外部有識者で構成される「厚生労働統計の整備に関する検討会」を開催し、知見を得ている。 また、社団法人日本品質管理学会が主催する統計の品質評価に関する研究会に参加している。【厚生労働省】 ○ 第24回環太平洋産業連関分析学会において、「2005年日米国際産業連関表」について発表するとともに、有識者と「再生可能エネルギー発電とスマートグリッド分析用産業連関表の開発と応用」の共同論文を執筆した。 ○ 「商業動態統計調査の推計方法等の改善に関する調査研究会」等を実施し、学会等の有識者の知見を活用した。 ○ EU各国統計局やOECDからの支援を受けるプロジェクトの中の、「世界産業連関データベース」の会議開催に際し、有識者と共同論文を執筆・提出した。【以上経済産業省】	継続実施
○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成22年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が行われた。 研究会の成果については、平成25年9月27日開催の第68回統計委員会において、国際規格ISO20252の一部を活用した公的統計のプロセスの質を上げるためのチェックリスト作成などの報告が行われた。	実施済
○ 職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。【人事院】 ○ 内閣府経済社会総合研究所において実施している統計関係研修に延べ9名の大学教授等外部講師を招へいした。【内閣府】 ○ 職員を大学に派遣し、「統計調査論」の講義等を実施。 ○ 平成25年度に実施した統計研修所における研修において大学等から講師を招へいし、講義を実施(30コース、外部講師延べ119名)。 ○ 大学との連携により、イギリス国家統計局、フランス国立統計経済研究所及びアメリカセンサス局職員によるビジネスレジスターに関する講演会を開催。【以上総務省】 ○ 大学の研究者等を統計調査主管課の統計調査協力者として委嘱し、助言等を受けている。【文部科学省】 ○ 平成25年度においても、省内における統計基礎研修の実施、統計解析(民間主催のSPSS)研修、内閣府経済社会総合研究所主催の研修等に参加させ、統計職員の人材育成を行った。【厚生労働省】 ○ 統計の中核を担う人材育成の観点から、現在、農林水産省の研修において、大学の教授等を講師として招き、講義いただくとともに、大学からの依頼に応じ、当省職員を講師として派遣した。【農林水産省】 ○ 経済産業省が行う研修において、大学教授等に講師として協力いただくとともに、大学からの講師派遣の依頼に応じて当省職員を派遣している。【経済産業省】	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 5 その他 (3) 統計の中立性	○ 上記3(2)のガイドラインを踏まえ、調査方法などの統計の作成過程についてインターネット上等で公表する。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。	各府省	平成22年度から実施する。
第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	○ 「基本計画推進会議」(仮称)を開催し、基本計画に掲げた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 総務大臣は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取組を取りまとめ、統計法第55条第2項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。 ○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために統計法第55条第3項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成22年度から実施する。

進捗状況	実施済等の別
○ 最適化計画別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、調査結果等を公表した。【人事院】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、品質表示の取組を進めている。【内閣府】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」及び最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、品質表示の実施計画を策定し、表示事項の見直しを実施している。【総務省】 ○ 犯罪被害実態(暗数)調査の結果を平成25年3月に「法務総合研究所研究部報告」として発刊した。また、同調査の結果を同年5月に「法務総合研究所研究部報告」として法務省ホームページに掲載した。【法務省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、調査方法などの表示事項の確認を順次実施。【財務省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、調査方法などの統計の作成過程について、ホームページに順次掲載している。【厚生労働省】 ○ 品質表示の取組について、平成25年度も引き続き実施し、順次HPを更新。【農林水産省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、新たに開始した統計調査について、HPを更新するなど品質表示の取組を行った。【経済産業省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、品質表示の取組を実施した。【国土交通省】	継続実施
○ 総務省(政策統括官室)において、「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」を平成22年5月12日に決定。これを基に、各府省は、所管する基幹統計について、事前情報の共有範囲等に係る内規を策定・公表。	実施済
○ 平成25年度の「公的統計基本計画推進会議」(平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)については、以下のとおり、計4回開催し、第Ⅰ期基本計画の推進とともに、第Ⅱ期基本計画の策定に関して、府省間の情報共有・調整等を行った。 《第10回会議(平成25年5月)》 平成24年度統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告に当たり、当該報告のうち、基本計画に掲げられた措置・方策に係る検討状況・推進状況について、各府省間で情報共有するとともに合意形成を図った。 《第11回会議(平成25年10月)》 基本計画の変更に関する統計委員会への諮問に当たり、第Ⅱ期基本計画(案)の概要及び今後のスケジュールについて、各府省間で情報共有するとともに合意形成を図った。 《第12回会議(平成26年2月)》 統計委員会答申を踏まえた第Ⅱ期基本計画(案)の概要及び閣議決定に向けた今後のスケジュールについて情報共有するとともに、平成25年度統計法施行状況報告の基本的な考え方及び今後のスケジュールについて説明し、各府省に協力を依頼。 《第13回会議(平成26年3月)》 第Ⅱ期基本計画の推進に当たっての全体的な枠組み、推進体制等について各府省間で合意形成を図った。	継続実施
○ 基本計画に掲げられた措置・方策に関する各府省の平成24年度の検討状況・進捗状況については、平成24年度統計法施行状況報告の一部として平成25年4月中旬までに各府省から報告を求め、その結果を取りまとめの上、平成25年5月17日開催の第64回統計委員会において報告。【総務省】 ○ 平成25年5月に総務大臣から平成24年度統計法施行状況報告(基本計画関連事項)を受けた後、当該法施行状況について、個別項目又は事項ごとの取組状況の評価を中心に専門的かつ客観的な見地から、計画全般を対象に検討を行った。また、この評価結果及び統計をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、平成25年10月9日に次期基本計画に関する基本的な考え方を取りまとめ、総務大臣に統計法第55条第3項に規定する意見として提示した。【内閣府(統計委員会)】	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。
	○ 関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。
別紙 1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備 (2) 統合(共管)に向けて検討する基幹統計	【薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査】 これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに整備を図る。
(3) 一定の検討を行う基幹統計	【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】 民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。 また、地方公務員給与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計である。 これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。	総務省	平成21年中に結論を得る。

進捗状況	実施済等の別
○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基本計画別表に掲げられた事項との整合性について確認し、必要に応じて、答申の中に反映させている。平成25年4月～平成26年3月末に答申を行った事項のうち、具体例は以下のとおり。 □ 諮問「経済産業省生産動態統計調査の変更について」 基本計画別表において、府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目、用語等の統一を図る、とされていることを踏まえ、「労務」の「月末従事者数」の名称について、5省庁(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)間での打ち合わせを通して、用語及びその定義の統一を図ることとされていることに対し、適当と答申した。 □ 諮問「造船造船機統計調査の変更について」 上記と同様の観点から、本調査に関する検討結果(表章の変更等)について、「基本計画への指摘への対応として適当である」との答申をした。 □ 諮問「日本標準産業分類の変更について」 基本計画において、「公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」とされていることに基づき検討を行い、必要な変更を行うこととしたが、今後も、その趣旨を踏まえ、適時適切に見直しの検討を行う必要がある、との答申をした。 □ 諮問「全国消費実態調査の変更について」 基本計画で求められている課題を踏まえて「エネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係等」を把握することは合理的であるとの答申をした。	継続実施
○ 平成25年10月9日に、次期基本計画に関する基本的な考え方をとりまとめ、統計委員会意見として総務大臣に提示した。取りまとめに当たっては、基本計画部会の中にワーキンググループを設け、必要に応じて学会等の有識者に審議協力者として参加いただき、意見を聴取した。また、審議の過程においては、関係府省に対し、取組状況の詳細を確認するなど、十分な調査を行った。	実施済
○ 平成23年度に開催された、「生産動態統計の整備に関する検討会」(平成22年2月に関係4省により設置)のワーキンググループにて取りまとめられた以下について、平成26年1月調査分から順次実施。 ① 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の調査事項と定め、その他主な調査事項の定義を統一。 ② 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の集計様式を「生産動態統計(共通集計表)」として定め、e-Stat上に掲載。 ③ 「生産動態統計(共通集計表)」とは別に、各調査における既存の集計結果は存続して公表。	実施済
○ 民間給与実態統計を所管する財務省、地方公務員給与実態調査を所管する総務省及び国家公務員給与等実態調査を所管する人事院の協力を得て、三統計の整理を行った。 ○ 三統計については、今後とも、それぞれの調査によって作成される別々の統計としての位置付けを維持することが合理的との結論を得た。 ○ なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成21年度統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 1 指定統計から 基幹統計に移行 する統計の整備 (3) 一定の検討 を行う基幹統計	【船員労働統計】 船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。 他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。 このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。	総務省	平成21年中に結論を得る。
(4) 基幹統計から除外する統計	【埋蔵鉱量統計】 本統計は、昭和25年8月に指定統計として指定され、平成16年から5年周期の調査として実施されてきているが、その重要性が低下してきていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。	経済産業省	平成22年度以降に到来する調査の実施時期までに措置する。
2 新たに基幹統計として整備する統計	【現在推計人口(加)】 現在推計人口は、国勢調査の合間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、国勢統計、人口動態調査、外国人統計及び国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計であり、各種政策を策定する上での基礎データや(人口当たりの)統計指標の分母人口として活用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図る。 【産業連関表(基本表)(加)】 総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。 【完全生命表／簡易生命表(加)】 国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。 【社会保障給付費(加)】 ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。 【鉱工業指数(加)】 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。 基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。	総務省 総務省等 10府省庁 厚生労働省 厚生労働省 経済産業省	平成23年度までの整備に向けて、平成22年度から所要の準備を開始する。 次回産業連関表(基本表)の整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。 平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。 別表の第2の2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。 平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。

進捗状況	実施済等の別
○ 船員労働統計を所管する国土交通省、及び毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計を所管する厚生労働省の協力を得て、検討を行った。 ○ 船員労働統計については、従前同様、船員労働統計調査に基づいて作成される独立した統計として扱うことが、統計の内容としても明確であり、合理的であるとの結論を得た。なお、船員に関する統計と陸上労働者に関する統計の一体的な利用については、一定の対応がなされていると考えられる。 なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成21年度統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。	実施済
○ 平成21年度まで基幹統計調査として実施。平成25年3月29日の告示をもって統計法第2条第4項第3号の規定による基幹統計の指定から解除された。	実施済
○ 基本計画決定後に行われた住民基本台帳法改正に伴い、新たに外国人住民の登録が平成24年7月以降順次行われるなど、人口推計の方法等に関連する制度の変更がなされることから、その状況を踏まえつつ、推計に用いる外国人住民関連統計の情報の収集を進めているところ。今後も情報の収集を進めつつ、新たな推計方法の検討を行うなど基幹統計化の検討を進めることとした。	実施・検討予定
○ 産業連関表の基幹統計としての指定について、産業連関表作成府省庁(10府省庁)との協議(平成22年5月)が行われた後、統計委員会へ諮問(平成22年5月)され、同委員会国民経済計算部会での審議を経て、同委員会からの答申(平成22年6月)を受けた。当該答申を踏まえ、平成22年7月26日に産業連関表が基幹統計として指定され、その旨が平成22年9月24日に総務省告示第345号により公示された。	実施済
○ 生命表(完全生命表及び簡易生命表)の基幹統計としての指定について、平成22年11月19日に統計委員会に諮問され、同委員会人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年1月26日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ その後、平成23年2月17日付けで基幹統計として指定され、同年3月2日の総務省告示第70号により、その旨が公示された(平成23年度に公表するものから適用)。	実施済
○ 社会保障給付費の基幹統計としての指定について、平成24年3月16日に統計委員会に諮問され、平成24年4月20日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ 平成24年7月9日に、基幹統計としての指定の告示済み。	実施済
○ 鉱工業指数の基幹統計としての指定について、平成22年11月19日に統計委員会に諮問され、同委員会産業統計部会による審議を経て、平成22年12月17日に統計委員会において、生産(付加価値額ウェイト)、出荷、在庫、在庫率、生産能力、稼働率の6系列の指数の基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ その後、平成23年1月27日付けで基幹統計として指定され、同年2月9日の総務省告示第35号により、その旨が公示された(平成23年1月分の指数から適用)。	実施済

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【サービス産業動向調査】 調査開始(平成20年7月から)以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。
	【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省	平成22年を目途に実施する。
	【貿易統計(業)】 貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正する議定書及び附属書(昭和27年条約第19号))及び関税法(昭和29年法律第61号)第102条に基づき作成されている業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、物の動きを水際でとらえる統計として、極めて重要な役割を果たしている。 一方、貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告事項の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このため、貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行う。	財務省	平成21年度から検討を開始する。
	【食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査】 上記1(2)の府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計として整備し、その下で農林水産省所管の生産動態統計調査として再編を検討する中で、これら3調査を対象とすることについてその可能性を検討する。	農林水産省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに結論を得る。
	【エネルギー消費統計調査】 経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲について併せて検討する。	経済産業省	平成23年度までに結論を得る。
	【第3次産業活動指数(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
	【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。

進捗状況	実施済等の別
○ 調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った結果、平成25年1月以降の調査について、一部企業等調査を導入するなど見直しを行い、月次調査及び年次調査を実施しているところ。基幹統計化については、見直し後の調査の状況や結果の蓄積、国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、引き続き検討することとしている。	実施・検討予定
○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成24年度調査の結果については、速報結果を平成24年10月31日に、確報結果を平成25年3月22日に公表し、平成25年度調査の調査結果については、速報結果を平成25年10月29日に、確報結果を平成26年3月20日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。	実施済(一部)及び 実施・検討予定(一部)
○ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、その特性に留意するとともに、国民への情報提供の充実、本来業務への要請と両立し得るかという観点等も考慮し、基幹統計化の可否について引き続き検討。	実施・検討予定
○ 上記1(2)の対応を踏まえ、平成26年1月調査分から油糧生産実績調査をe-Stat上へ掲載。	実施済
○ エネルギー消費統計調査については、有識者と省内関係課室職員による「エネルギー消費統計検討会」を開催し、問題点、課題等の整理を行い、国連報告データ(温室効果ガス排出量)の算出基礎となる「総合エネルギー統計」への組み込みに向け、調査票改正、調査対象事業所の見直し等データの精緻化を図った。 今後は、エネルギー基本計画の見直しや、地球温暖化の諸外国情勢などの大きな情勢変化を踏まえつつ、算出基礎方法の変更時期を考慮しながら、引き続き基幹統計化について検討する。 また、経済産業省特定石油等消費統計調査との関係整理については、調査実施体制の見直しを含めた検討を継続した。	実施・検討予定
○ 次回基準改定(平成27年度予定)に向け、速確差が比較的大きいデータ系列を中心に推計方法の検証・見直しを実施したほか、平成24年度に比べ速報公表を1日早期化するなど、統計の有用性の向上のための取組を行った。	実施済(一部)及び 実施・検討予定(一部)
○ 延長表の推計作業に経済センサス活動調査のデータを用いた場合の影響について、データ時系列の連続性確保に関するデータ検証作業や時系列断層に対する対応方法の検討を実施し、得られた情報を基に、延長表の国内生産額推計作業に用いるための調整を実施して精度向上を図った。 ○ 資源・エネルギー価格の高騰など経済実態の変化や基礎統計の廃止に伴い、鉱物(鉄鉱石や燃料ガス)や鉄鋼(粗鋼)などの一部品目について、国内生産額の推計方法の見直しを行った。	実施済(一部)及び 実施・検討予定(一部)

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査】 観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。	国土交通省	平成22年度までに結論を得る。
	【法人建物調査】 密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産(土地及び建物)ストックを把握する基幹統計とすることを検討する。	国土交通省	平成24年度までに結論を得る。

(注) 別紙における統計又は統計調査名の括弧内の「加」は加工統計、「業」は業務統計を示す。

進捗状況	実施済等の別
○ 都道府県統一基準については、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定し、平成22年度より運用を開始した。また、平成22年度には「訪日外国人消費動向調査」を開始し、外国人旅行者の把握の向上を図っている。 一方、「宿泊旅行統計調査」については、平成22年度に従業者10人以上の宿泊施設を対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充、また「旅行・観光消費動向調査」についても調査対象数(7,500人→25,000人)を拡充する等の改善・充実を図ってきたところである。 また、平成24年度も「観光統計に関する検討会(国土交通省観光庁が設けた有識者の検討会)」において、両統計の更なる課題・改善策の検討を行った。具体的には「宿泊旅行統計調査」では、オンライン化の導入方策の検討、「旅行・観光消費動向調査」については、推計方法の改善策等の検討を行ったところ。さらに、平成25年度も引き続き検討すべき課題(宿泊旅行統計調査:層化基準の変更の必要性等、旅行・観光消費動向調査:精度設計の変更の必要性等)について、改善策を模索したが、両統計とも更なる検討が必要な状況であることから、第Ⅱ期基本計画において、既存の観光統計の精度向上、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備等について取り組むこととした。	実施・検討予定
○ 法人土地基本調査(基幹統計調査)に「法人建物調査」(一般統計調査)を統合し、法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)として実施することについては、平成24年12月21日開催の統計委員会において審議された結果、「統計法第10条各号の各要件(基幹統計の作成目的に照らして必要かつ十分であること、統計技術的に合理的かつ妥当なものであること、他の基幹統計調査との間の重複が合理的な範囲を超えていないこと)のいずれにも適合しているため、変更を承認して差し支えない」との答申がなされ、平成25年2月27日付けで総務大臣より承認された。	実施済

【資料編】

資料 1 統計法の概要

旧統計法を全部改正（統計報告調整法を廃止）して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編

1. 目的（第1条）

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備（第2条～第31条）

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計全体の体系性を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条～第43条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメイド集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5. 罰則等

○ 雑則 (第52条～第56条)

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則 (第57条～第62条)

- ・ 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査の全てに拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

基本計画は、統計法（平成19年法律第53号）第4条の規定に基づき、分散型統計機構の下、政府が公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、施策展開に当たっての基本的な考え方や取組の方向性等を記した「本文」と平成21年度からの5年間に取組む具体的な措置、方策等を列記した「別表」とで構成

今後、政府は、基本計画を踏まえた公的統計の整備に関する施策を着実かつ計画的に推進するとともに、施策の効果に関する評価や社会経済情勢を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを実施

第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

1 公的統計の果たすべき役割

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられたことを踏まえ、社会で広く有効活用され得る情報基盤として整備していくことが必要

2 施策展開に当たっての基本的な視点

国民にとっての「統計の有用性の確保」を図ることが統計整備の重要な目標。統計の有用性の向上を図るためには次の4つの視点が重要

- (1) 統計の体系的整備
- (2) 経済・社会の環境変化への対応
- (3) 統計データの有効活用の推進
- (4) 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

加工統計や調査統計を含め、公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として指定し、その有用性を向上

◇既存の大規模統計調査を統廃合し、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスを新たに実施し、これを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算の推計方法の確立

◇4省がそれぞれ作成している製造業の生産動態に関する統計を一つに統合

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

＜国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化＞

◇国民経済計算と産業連関表との連携を強化し、整合性を確保

◇国民経済計算の推計に用いる基礎統計の選択に関する検討、推計方法の見直し

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策（続き）

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

＜ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用＞

- ◇経済センサスの実施や行政記録情報の活用を通じた母集団情報の的確な整備
- ◇各種統計調査結果や行政記録情報との結合による有用な統計の作成に向けた検討

＜福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備＞

- ◇社会保障給付費について各種国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討

＜統計基準の設定＞

- ◇日本標準産業分類、疾病、傷害、死因の統計分類などを統計基準として設定するとともに、設定又は改定からおおむね5年後を目途に当該基準の改定の必要性を検討

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

＜サービス活動に係る統計の整備＞

- ◇高度化する情報通信サービスの実態を府省横断的に把握するための統計を整備
- ◇知的財産活動に関する統計の充実・高度利用

＜少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備＞

- ◇配偶関係、結婚時期、子ども数等の少子化関連データの大規模標本調査による把握を検討
- ◇就業（就業及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係を詳細に分析するため、関連統計調査の充実を検討

＜環境に関する統計の段階的な整備＞

- ◇温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、気候変動による影響に関する統計を整備
- ◇総合エネルギー統計における速報値の公表早期化を推進

＜観光に関する統計の整備＞

- ◇主要な観光統計の充実とともに、共通基準の策定により都道府県間の比較が可能な観光統計の整備を推進

＜企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備＞

- ◇非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査の開始に向けた取組を推進
- ◇事業所の開設・廃止による雇用への影響を把握するため、雇用創出・消失指標を整備

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

<行政記録情報等の活用>

- ◇労働保険及び雇用保険の適用事業所情報、有価証券報告書データ等の活用を検討
- ◇統計調査の実施計画の策定時に、活用可能な行政記録情報等の有無等に関する事前調査・検討を原則化

<民間事業者の活用>

- ◇民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務分野における積極的な活用
- ◇統計調査の民間委託に係るガイドラインの改正など民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境を整備

2 統計リソースの確保及び有効活用

- ◇基本計画の実施に必要な統計リソースの確保、特に国民経済計算に関する課題の着実な解消のため、研究者や中核的職員を集中的に投入
- ◇地方公共団体を経由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化等の多面的な方策の計画的な実施

3 経済・社会の環境変化への対応

- ◇統計利用者との意見交換を通じて把握したニーズを統計の整備・改善等に活用
- ◇統計の品質に関する評価を通じた既存統計の見直し、統計作成方法の効率化を推進
- ◇統計に対する国民の理解を得るための広報・啓発活動の効果的な実施

4 統計データの有効活用の推進

- ◇新たに制度化されたオーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供を適切に開始し、その対象とする統計調査を段階的に拡大

5 その他

- ◇政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進
- ◇統計の中立性を確保する観点から、統計作成過程の一層の透明化を推進

第4 基本計画の推進・評価等

- ◇公的統計基本計画推進会議を開催し、政府一体となって基本計画を推進
- ◇統計委員会による基本計画の実施に関する各府省の取組状況の評価・検証、改善意見の提示等

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制

公的統計基本計画推進会議の設置について

平成 21 年 4 月 23 日
各府省統計主管部局長等会議申合せ
平成 25 年 2 月 27 日一部改正

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）に掲げられた施策の推進及び同計画の見直しに必要な政府部内の連絡、調整及び検討を行うことを目的として、下記により、「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

記

- 1 推進会議の構成
推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。
推進会議は、総務省政策統括官（統計基準担当）が招集する。
- 2 推進会議は、必要と認めるときには、構成員以外の者の意見を聴くことができる。
- 3 推進会議の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）が行う。

【別紙】

推進会議構成員

人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房総括審議官	内閣府経済社会総合研究所次長
宮内庁長官官房審議官	公正取引委員会事務総局総括審議官	警察庁情報通信局長
金融庁総務企画局長	消費者庁審議官	復興庁統括官
総務省統計局長	総務省政策統括官（統計基準担当）	法務省大臣官房司法法制部長
外務省大臣官房長	財務省大臣官房総括審議官	文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省大臣官房統計情報部長	農林水産省大臣官房統計部長	経済産業省大臣官房調査統計審議官
国土交通省総合政策局情報政策本部長 （オブザーバー）	環境省大臣官房審議官	防衛省大臣官房長
内閣府大臣官房統計委員会担当室長	日本銀行調査統計局長	

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進について（抄）

平成 21 年 4 月 23 日
各府省統計主管部局長等会議申合せ

公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、下記により、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）に掲げられた各施策の具体的推進を図る。

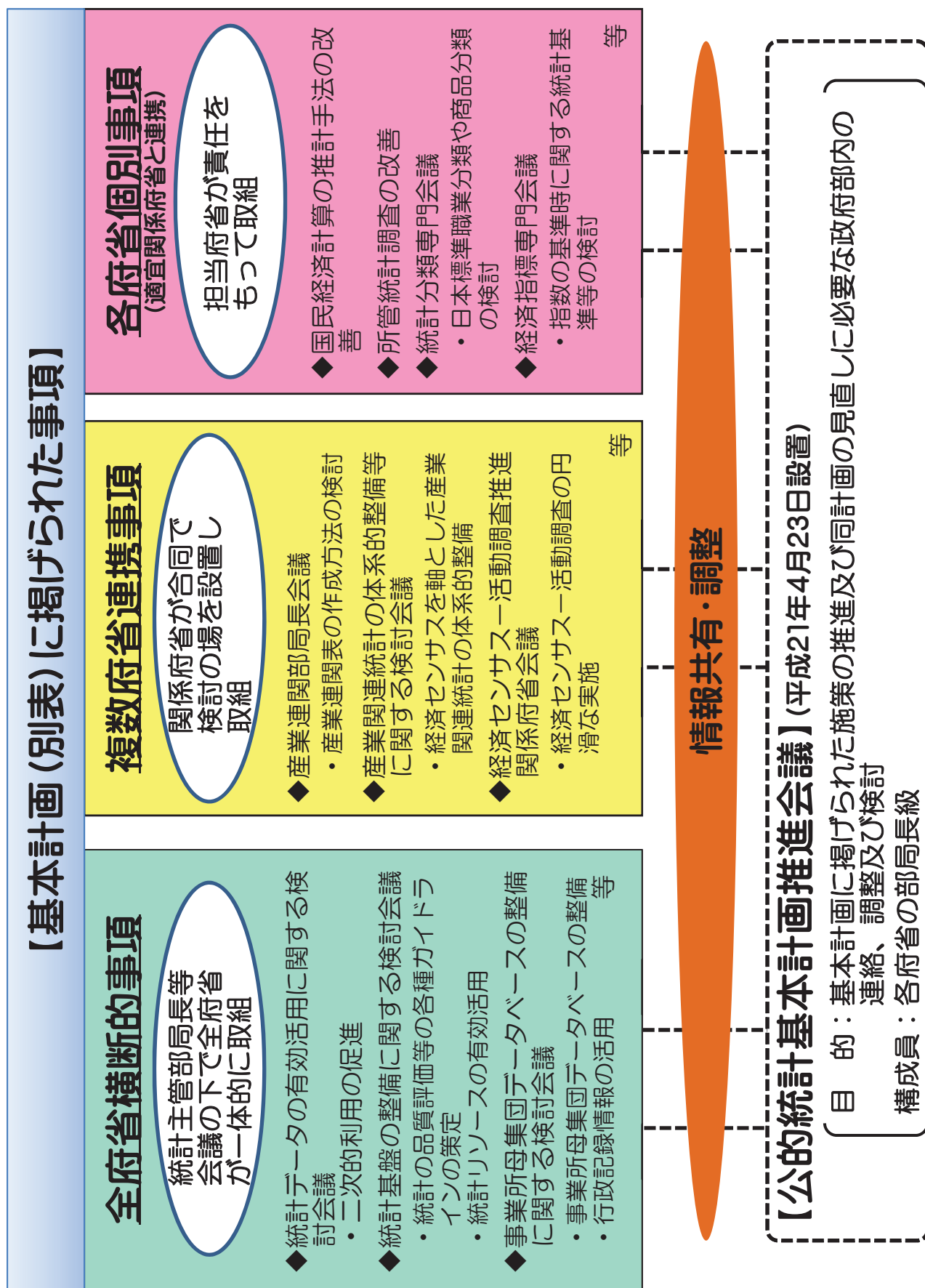
- 1 推進体制
公的統計基本計画に掲げられた諸施策については、以下の区分に応じた推進体制を整備し、その推進を図る。
 - (1) 府省横断的に取り組むことが必要な事項については、各府省統計主管部局長等会議の下に、各府省の課長等から構成される検討会議を設けるとともに、既存の連絡会議の枠組みを活用して、検討を行う。
なお、設置する検討会議及び活用する連絡会議並びにその主な検討事項については、別紙のとおりとする。
 - (2) 関係府省間で連携して取り組むことが必要な事項については、関係府省間において取組の窓口となる府省を決定し、当該府省が中心となって検討を行う。
なお、産業関連統計の体系的整備については、関係府省の課長等から構成される検討会議を設けるほか、産業連関表の作成方法の見直し及び経済センサス活動調査の実施に向けた調整等に関する事項については、既存の会議を活用して、検討を行う。
 - (3) 各府省が個別に取り組むべき事項については、各府省が主体的に検討を行う。
なお、総務省政策統括官（統計基準担当）において、サービス分野の統計整備については、各府省及び学識経験者等から構成される研究会を設けて、また、統計基準の設定に関する事項については、既存の専門会議の枠組みを活用して、検討を行う。

【別紙】

設置する検討会議及び活用する連絡会議並びにその主な検討事項

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 統計データの有効活用に関する検討会議 <ol style="list-style-type: none"> ① 統計データ・アーカイブの整備 ② 調査票情報等の保管に関するガイドラインの策定 ③ その他統計データの有効活用に関する事項 2 統計基盤の整備に関する検討会議 <ol style="list-style-type: none"> ① 統計リソースの確保及び有効活用 ② 民間事業者の活用の見直し・改善 ③ その他の統計基盤の整備に関する事項 | <ol style="list-style-type: none"> 3 事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議 <ol style="list-style-type: none"> ① ビジネスレジスターの整備・充実 ② 行政記録情報等の活用に関する環境整備 ③ その他の事業所母集団データベースの活用等に関する事項 4 国際統計に関する関係府省等連絡会議（既存） <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種の統計国際会議、国際機関及び諸国の諸情報に係る府省等間における報告・連絡、国際協力の推進に関する事項 |
|---|--|

基本計画の推進（枠組み）



資料４ 統計調査の見直し・効率化

基本計画において、各府省は、新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行うこととされている。これに係る平成25年度の実施状況は以下のとおりであり、基幹統計調査7件、一般統計調査19件、計26件の調査において、見直し・効率化措置が図られている。

表１ 統計調査見直し実績 （平成25年度）

統計調査の種別		基幹統計調査	一般統計調査	計
見直し・効率化がなされた統計調査数		7	19	26
見直し措置内容	実施時期の適正化	1	5	6
	調査客体数の削減	1	6	7
	調査事項の削減	4	2	6
	調査方法の改善	2	11	13
見直し措置数（計） ^{（注）}		8	24	32

注）一つの調査において、複数の見直し措置が図られている場合があるため、「見直し・効率化がなされた統計調査数」と「見直し措置数（計）」は一致していない。

表２ 府省別統計調査見直し実績 （平成25年度）

府省等	基幹統計調査	一般統計調査	計
内閣府	—	0	0
総務省	0	0	0
財務省	0	1	1
文部科学省	1	0	1
厚生労働省	1	5	6
農林水産省	0	7	7
経済産業省	4	1	5
国土交通省	1	4	5
環境省	—	1	1
人事院	—	0	0
合 計	7	19	26

資料５ 統計関連業務の民間委託の状況

１ 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は表１及び図１のとおりであり、平成25年度に実施した統計調査に係る事務については、232統計調査中192統計調査（全体の82.8％）において、何らかの事務について民間委託を実施している。

表１ 統計事務の種類別民間委託の状況 （平成25年度）

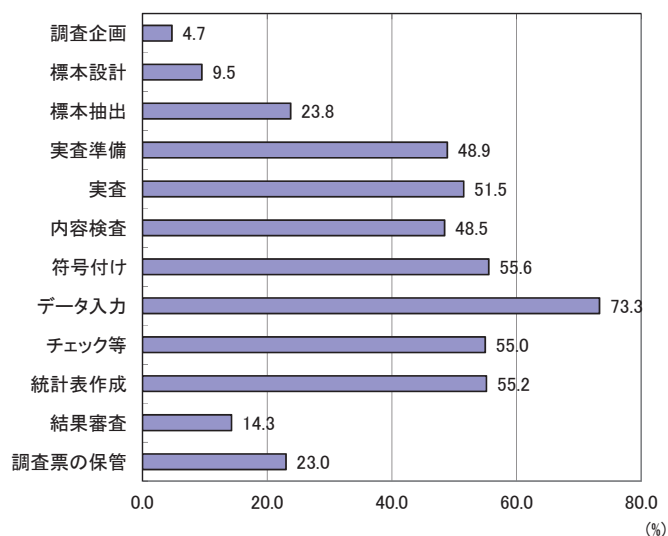
			統計事務の種類												全統計調査件数 (注２)
			調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け (注３)	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管	
府省全体	当該事務が存在する統計調査件数		232	168	164	225	231	229	81	221	231	232	231	230	232
	うち民間委託を実施しているもの	件数	11	16	39	110	119	111	45	162	127	128	33	53	192
		(割合：％)	(4.7)	(9.5)	(23.8)	(48.9)	(51.5)	(48.5)	(55.6)	(73.3)	(55.0)	(55.2)	(14.3)	(23.0)	(82.8)
	(参考)うち独立行政法人への委託を実施しているもの	件数	0	0	2	1	1	10	7	12	18	18	10	10	22
		(割合：％)	(0.0)	(0.0)	(1.2)	(0.4)	(0.4)	(4.4)	(8.6)	(5.4)	(7.8)	(7.8)	(4.3)	(4.3)	(9.5)
	当該事務が存在する統計調査件数		3	2	24	25	43	39	6	25	25	4	17	25	45
地方支分部局	うち民間委託を実施しているもの(件数)		1	1	1	2	2	1	1	3	3	1	1	0	5

注１）共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件として計上している。

注２）「全統計調査件数」は、国の機関において平成25年度に実施された統計調査の総件数である。

注３）「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図１ 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表 2 のとおりである。

表 2 府省別民間委託の状況（統計事務）（平成25年度）

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)	(参考) うち独立行政法人への委託を実施しているもの(件数)	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)
内閣府	13	11	0	1	0
総務省	14	13	10	0	0
財務省	7	7	2	4	0
文部科学省	15	10	0	0	0
厚生労働省	57	51	4	5	0
農林水産省	38	27	0	24	2
経済産業省	39	33	0	3	0
国土交通省	40	33	4	8	3
環境省	6	6	0	0	0
人事院	3	1	2	0	0
合 計	232	192	22	45	5

注) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件として計上している。

2 データベース関連事務の民間委託の状況

統計調査に基づく統計データを収録しているデータベース（国の行政機関の統計関係部局の管理下にあるものに限る。）の整備に関する事務の民間委託状況は表 3 及び表 4 のとおりであり、平成25年度末時点においては、8 件のデータベースのうち、7 件（全体の87.5%）について、1 と同様に何らかの事務について民間委託が行われている。

表 3 データベース関連事務の種類別民間委託の状況（平成25年度）

	データベース関連事務の種類					全データベース件数
	企画	開発	データ収集、入力	運用、管理等	提供	
当該事務が存在するデータベース件数	8	8	8	8	7	8
うち民間委託を実施しているもの(件数)	1	6	1	5	1	7

表 4 府省別民間委託の状況（データベース関連事務）
（平成25年度）

府 省 名	データベース件数	うち民間委託を実施しているもの（件数）
内閣府	－	－
総務省	2	1
法務省	－	－
財務省	1	1
文部科学省	1	1
厚生労働省	2	2
農林水産省	1	1
経済産業省	－	－
国土交通省	1	1
環境省	－	－
防衛省	－	－
人事院	－	－
合 計	8	7

資料6 基幹統計調査の承認一覧

(平成25年度)

実施府省	基幹統計調査の名称	承認年月日
総務省	経済センサス-基礎調査	平成25年 8 月 6 日
	科学技術研究調査	平成25年12月26日
	全国消費実態調査	平成26年 1 月23日
厚生労働省	医療施設調査	平成25年10月 9 日
	国民生活基礎調査	平成26年 1 月14日
農林水産省	農林業センサス	平成25年 9 月 2 日
経済産業省	商業統計調査	平成25年 7 月30日
	経済産業省生産動態統計調査	平成25年 8 月23日
	特定サービス産業実態調査	平成25年 8 月21日
	工業統計調査	平成25年10月22日
国土交通省	造船造機統計調査	平成25年12月19日

注) 本表は、法第9条又は第11条の規定に基づき平成25年度に総務大臣に申請された基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料7 統計委員会における諮問・答申実績

(平成25年度)

諮問名	諮問者	諮問日	答申日
経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について	総務大臣	平成25年 3月28日	平成25年 6月21日
経済産業省生産動態統計調査の変更について	総務大臣	平成25年 5月17日	平成25年 7月26日
農林業センサスの変更について	総務大臣	平成25年 5月17日	平成25年 8月26日
日本標準産業分類の変更について	総務大臣	平成25年 5月17日	平成25年 9月27日
特定サービス産業実態調査の変更について	総務大臣	平成25年 6月21日	平成25年 7月26日
工業統計調査の変更について	総務大臣	平成25年 7月26日	平成25年 9月27日
工業統計調査の指定の変更について	総務大臣	平成25年 8月26日	平成25年 9月27日
国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について	厚生労働 大臣	平成25年 8月20日	平成25年 9月27日
公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について	総務大臣	平成25年 10月30日	平成26年 1月31日
造船造機統計調査の変更について	総務大臣	平成25年 10月30日	平成25年 12月13日
科学技術研究調査の変更について	総務大臣	平成25年 10月30日	平成25年 12月13日
全国消費実態調査の変更について	総務大臣	平成25年 10月30日	平成25年 12月13日
医療施設調査の変更について	総務大臣	平成25年 12月13日	平成26年 3月24日
患者調査の変更について	総務大臣	平成25年 12月13日	平成26年 3月24日
家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与実態調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査、薬事工業生産動態統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の指定の変更について	総務大臣	平成26年 1月31日	平成26年 1月31日
商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について	総務大臣	平成26年 3月24日	審議中

注) 本表は、平成25年度に統計委員会において行われた諮問又は答申の実績についてまとめたものである。

資料 8 基幹統計調査の年度別承認件数

(平成21～25年度)

府省名	平成 25年度	平成 24年度	平成 23年度	平成 22年度	平成 21年度
総務省	3	4*	5*	3*	4(2)
財務省	0	1	2	1	0
文部科学省	0	2	3	4	1
厚生労働省	2	1	8(6)	3	1
農林水産省	1	3	9(6)	0	2
経済産業省	4	5*	2*	7(4)*	4
国土交通省	1	1	1	0	4(2)
合計	11	16	29(6)	17(2)	16(2)

注1) () 内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

注2) 「*」は複数の府省が共同で行う調査(平成22、23、24年度は経済センサス-活動調査)。共管府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の申請及び承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(参考) 旧統計法に基づく指定統計調査の承認件数

(平成16～20年度)

府省名	平成 20年度	平成 19年度	平成 18年度	平成 17年度	平成 16年度
総務省	8	6(2)	6(2)	2	4(2)
財務省	2	1	1	1	1
文部科学省	3	3	3(2)	2	3(2)
厚生労働省	2	4	4(2)	4	5(2)
農林水産省	2	3	4(2)	12(8)	1
経済産業省	4	4	5	5(2)	7(2)
国土交通省	11(8)	2	4	3(2)	5(4)
合計	32(4)	23(1)	27(4)	29(6)	26(6)

注) () 内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

資料 9 基幹統計の公表までの期間

経常調査により作成された基幹統計の公表状況 (平成 24、25 年度)

府省名	公表を行った件数 (件)		公表までの平均期間 (日)	
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
総務省	5	5	44	43
財務省	2	2	60	63
文部科学省	2	2	85	88
厚生労働省	6	6	90	91
農林水産省	5	5	41	49
経済産業省	7	6	72	43
国土交通省	8	8	34	60
合計/全体平均	35	34	58	60

注 1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注 2) 1 つの基幹統計の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注 3) 統計調査以外の方法により作成される基幹統計である国民経済計算（内閣府）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）並びに周期調査により作成される基幹統計の公表までの平均期間は算出していない。

周期調査により作成された基幹統計の公表までの期間 (平成 25 年度)

府省名	基幹統計調査 の名称	調査の 周期	公表までの期 間（今回調査）	公表までの期 間（前回調査）	公表までにかか った期間の前回 調査との差
総務省	地方公務員給 与実態調査	5年	207 日 (H26.3 公表)	210 日 (H 21.3 公表)	-3 日

注) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

資料10 一般統計調査の承認一覧

(平成25年度)

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	平成25年 9 月11日
	職種別民間給与実態調査	平成26年 3 月31日
	民間企業における役員報酬（給与）調査	平成26年 3 月31日
内閣府	特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査	平成25年 6 月28日
	青少年のインターネット利用環境実態調査	平成25年 8 月23日
	公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関する実態調査	平成25年 9 月 9 日
	企業のワーク・ライフ・バランスに関する調査	平成25年 9 月25日
	東日本大震災における原子力発電所事故に伴う避難に関する実態調査	平成26年 2 月 5 日
総務省	平成27年国勢調査第2次試験調査	平成25年 4 月24日
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	平成25年 8 月 6 日
	通信利用動向調査	平成26年 1 月21日
	全国単身世帯収支実態調査	平成26年 1 月23日
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	平成26年 2 月13日
	平成27年国勢調査第3次試験調査	平成26年 2 月27日
財務省	たばこ小売販売業経営実態調査	平成25年 6 月18日
文部科学省	学術情報基盤実態調査	平成25年 7 月11日
	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	平成25年 9 月 5 日
	民間企業の研究活動に関する調査	平成25年 9 月25日
	子供の学習費調査	平成26年 2 月20日
厚生労働省	医療経済実態調査	平成25年 4 月 4 日
	平成23年産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	平成25年 4 月 8 日
	港湾運送事業雇用実態調査	平成25年 5 月20日
	歯科技工料調査	平成25年 5 月24日
	介護事業実態調査	平成25年 6 月20日
	就労条件総合調査	平成25年 6 月20日
	公的年金加入状況等調査	平成25年 6 月26日
	健康保険・船員保険被保険者実態調査	平成25年 7 月24日
	21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）	平成25年 7 月31日
	若年者雇用実態調査	平成25年 8 月 5 日
	障害者雇用実態調査	平成25年 8 月 7 日
	雇用均等基本調査	平成25年 8 月 7 日
	子どもを守る地域ネットワーク等調査	平成25年 8 月21日
	国民健康・栄養調査	平成25年 8 月21日
	労働安全衛生調査	平成25年 8 月21日
	能力開発基本調査	平成25年 8 月23日

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
厚生労働省	介護事業実態調査	平成25年 8 月30日
	21世紀出生児縦断調査	平成25年 9 月13日
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	平成25年10月17日
	雇用動向調査	平成25年12月 5 日
	院内感染対策サーベイランス	平成25年12月13日
	労務費率調査	平成26年 1 月 8 日
	社会保障・人口問題基本調査	平成26年 1 月21日
	介護サービス施設・事業所調査	平成26年 2 月12日
	介護事業実態調査	平成26年 2 月21日
	障害福祉サービス等経営実態調査	平成26年 3 月11日
	国民年金被保険者実態調査	平成26年 3 月17日
	受療行動調査	平成26年 3 月24日
	労使関係総合調査	平成26年 3 月26日
農林水産省	地域特産野菜生産状況調査	平成25年10月10日
	水産物流通調査	平成25年10月28日
	生産者の米穀在庫等調査	平成25年12月13日
	食品製造業におけるH A C C Pの導入状況実態調査	平成26年 1 月16日
	食品循環資源の再生利用等実態調査	平成26年 3 月10日
	6次産業化総合調査	平成26年 3 月31日
経済産業省	純粋持株会社実態調査	平成25年 4 月16日
	エネルギー消費統計調査	平成25年 5 月 8 日
	平成23年産業連関構造調査（輸入品需要先調査）	平成25年 7 月29日
	平成23年産業連関構造調査（商業マージン調査）	平成25年 7 月29日
	専門量販店販売統計調査	平成25年 7 月29日
	知的財産活動調査	平成25年 8 月19日
	情報処理実態調査	平成25年10月18日
	鉄鋼生産内訳月報	平成25年11月15日
	商品流通調査	平成25年11月22日
	スポットL N G 価格調査	平成26年 1 月20日
	海外現地法人四半期調査	平成26年 3 月17日
国土交通省	建築物実態調査	平成25年 5 月14日
	住生活総合調査	平成25年 7 月 3 日
	全国輸出入コンテナ貨物流動調査	平成25年 7 月 8 日
	東京都市圏物資流動調査	平成25年 8 月 6 日
	マンション総合調査（管理組合調査票）	平成25年 9 月 2 日
	平成26年空き家実態調査試験調査	平成25年10月25日
	訪日外国人消費動向調査	平成25年12月25日

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
国土交通省	土地動態調査	平成26年 1 月22日
	建築物リフォーム・リニューアル調査 平成26年度試験調査	平成26年 3 月31日
環境省	環境にやさしい企業行動調査	平成25年11月22日

注1) 本表は、法第19条又は第21条の規定に基づき平成25年度に総務大臣に申請された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

注2) 周期的に行われる調査については、調査名に「平成〇年」を付して申請されている場合についても、「平成〇年」を除いた名称で掲載している。

注3) 平成25年度に複数回承認されているものについては、最終承認年月日のみ掲載している。

資料 11 一般統計調査の年度別承認件数

(平成 21～25 年度)

府省名	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
内閣府	5	5	4	5	4(1)
総務省	6	8(1)	3	6	10(2)
法務省	0	0	1	0	0
財務省	1	0	1	3	3(1)
文部科学省	4	3(1)	1	5	9(1)
厚生労働省	28	22(1)	28	31	44(1)
農林水産省	6	9	7	15(1)	26
経済産業省	9	9(1)	4	13(2)	18(2)
国土交通省	9	11	6	20(1)	17
環境省	1	4	3	5	6
防衛省	0	0	0	0	0
人事院	3	3	1	4	3
合計	72	72(2)	59	105(2)	136(4)

注 1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 2) 産業連関構造調査については、総務省において 1 件と計上している。

(参考) 統計報告調整法に基づく統計報告の徴集の承認件数及び 旧統計法に基づく届出統計調査の受理件数 (年度別)

(平成 16～20 年度)

	平成 20 年度		平成 19 年度		平成 18 年度		平成 17 年度		平成 16 年度	
	承認	届出	承認	届出	承認	届出	承認	届出	承認	届出
合計	156	37	167	24	163	39	160	42	121	29

資料 12 一般統計調査の結果の公表までの期間

一般統計調査（経常調査）結果の公表までの平均期間（平成 25 年度）

府省名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
内閣府	8(1)	57
総務省	5(1)	56
財務省	3(1)	205
文部科学省	11(1)	196
厚生労働省	32(1)	206
農林水産省	28(1)	93
経済産業省	28(2)	88
国土交通省	20	100
環境省	5	157
人事院	2	183
合計/全体平均	141(4) <133(4)>	129 <125>

注 1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注 2) 1つの一般統計調査において、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注 3) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の結果の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の結果の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 4) 表中< >内は、平成 24 年度における実績。

一般統計調査（周期調査）の結果の公表までの期間

（平成 25 年度）

府省名	一般統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 （今回調査）	公表までの期間 （前回調査）	公表までの 期間の前回 調査との差
文部科学省	子供の学習費調査	2年	240 日 (H26.1 公表)	271 日 (H24.2 公表)	-31 日
厚生労働省	派遣労働者実態調査	不定期	279 日 (H26.1 公表)	258 日 (H21.8 公表)	+21 日
	医療経済実態調査	2年	39 日 (H25.11 公表)	57 日 (H23.11. 公表)	-18 日
	介護事業実態調査	3年	132 日 (H25.12 公表)	142 日 (H22.12 公表)	-10 日
	障害福祉サービス等従 事者処遇状況等調査	不定期	91 日 (H26.3 公表)	88 日 (H25.3 公表)	+3 日
	訪問看護療養費実態 調査	2年	91 日 (H25.10 公表)	108 日 (H23.11 公表)	-17 日
	労使関係総合調査	5年	333 日 (H25.6 公表)	350 日 (H20.7 公表)	-17 日
	医師・歯科医師・薬剤 師調査	2年	292 日 (H25.12 公表)	281 日 (H23.12 公表)	+11 日
	社会保障・人口問題基 本調査	5年	338 日 (H25.7 公表)	847 日 (H21.12 公表)	-509 日
	所得再分配調査	3年	773 日 (H25.10 公表)	736 日 (H22.9 公表)	+37 日
	労働安全衛生特別調 査	5年	266 日 (H25.9 公表)	310 日 (H20.10 公表)	-44 日
農林水産省	地域特産野菜生産状 況調査	2年	264 日 (H25.4 公表)	179 日 (H22.11 公表)	+85 日
	森林づくり活動につい ての実態調査	3年	201 日 (H25.12 公表)	201 日 (H22.12 公表)	0 日
経済産業省	商品流通調査	5年	455 日 (H25.11 公表)	前回非公表	—
環境省	大気汚染物質排出量 総合調査	3年	71 日 (H25.6 公表)	477 日 (H23.7 公表)	-406 日

注 1）公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

注 2）一般統計調査(周期調査)のうち、調査の周期が 1 回限りとなっている調査及び複数の統計調査や行政記録情報等と組み合わせて結果表章を行っている調査（産業連関構造調査及び国際比較プログラムに関する小売物価調査）については、記載していない。

資料 13 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 25 年度)

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
北海道	2		2	1	滋賀県	1	7	14	1
青森県	8		14		京都府		3	4	
岩手県	2	4	7		大阪府	5	3	12	
宮城県	2	2	7		兵庫県		1	3	
秋田県	1		4		奈良県	8	3	15	
山形県			11		和歌山県	1	2	3	
福島県	3	1	20		鳥取県	5	5	13	
茨城県	1	2	9		島根県		2	7	
栃木県	2	2	11		岡山県	1		4	
群馬県			1		広島県	1	2	7	
埼玉県	5	1	12		山口県		3	7	
千葉県	1	2	20		徳島県	2		7	
東京都	7	6	29		香川県			6	
神奈川県	2	6	14		愛媛県		1	3	
新潟県	2	8	25		高知県	4	1	14	
富山県			1		福岡県	1	2	10	
石川県	1		9		佐賀県	4	2	10	
福井県	4		12		長崎県	1		2	
山梨県	1	1	6		熊本県	1	1	2	
長野県			8		大分県	1		7	
岐阜県	1	1	9	1	宮崎県	1	2	11	2
静岡県		1	10		鹿児島県			10	
愛知県	9	3	17		沖縄県	2		12	
三重県	1		7		合計	94	80	448	5

注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

資料 14 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 25 年度)

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
札幌市	3		3		京都市	2	4	6	2
仙台市	1	1	4		大阪市	3	2	5	
さいたま市	5		5		堺市	4	2	6	
千葉市	2		2		神戸市	7	10	17	
横浜市	2		2		岡山市	2		2	
川崎市	2	3	5		広島市	1	3	3	
相模原市	4		4		北九州市	3	5	11	
新潟市		1	2		福岡市	7		7	
静岡市	2	3	5		熊本市	1		1	
浜松市	3		3		合計	56	36	98	
名古屋市	2	2	5						

注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件数の外数である。

資料15 法第32条に基づく調査票情報の二次利用(実績)(平成25年度)

区分	利用件数	統計の作成等	
		統計の作成等	名簿作成
内閣府	5	5	0
法人企業景気予測調査	2	2	0
消費動向調査	2	2	0
民間企業投資・除却調査	1	1	0
総務省	33	33	0
国勢調査(※)	8	8	0
家計調査(※)	5	5	0
住宅・土地統計調査(※)	3	3	0
労働力調査(※)	3	3	0
経済センサス-基礎調査(事業所・企業統計調査)(※)	3	3	0
経済センサス-活動調査(※)	6	6	0
全国消費実態調査(※)	1	1	0
小売物価統計調査(※)	1	1	0
社会生活基本調査(※)	1	1	0
科学技術研究調査(※)	2	2	0
財務省	8	7	1
法人企業統計調査(※)	5	4	1
民間給与実態統計調査(※)	1	1	0
法人企業景気予測調査	2	2	0
文部科学省	99	89	10
学校基本調査(※)	80	71	9
学校教員統計調査(※)	7	7	0
社会教育調査(※)	3	2	1
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	3	3	0
地方教育費調査	4	4	0
子供の学習費調査	2	2	0
厚生労働省	174	164	10
医療施設調査(※)	15	8	7
患者調査(※)	8	8	0
国民生活基礎調査(※)	22	22	0
人口動態調査(※)	27	26	1
毎月勤労統計調査(※)	1	1	0
賃金構造基本統計(※)	7	7	0
21世紀出生児縦断調査	1	1	0
21世紀成年者縦断調査	3	3	0
中高年者縦断調査	2	2	0
介護サービス施設・事業所調査	11	9	2
介護給付費実態調査	17	17	0
公的年金加入状況等調査	2	2	0
国民年金被保険者実態調査	1	1	0
雇用動向調査	5	5	0
社会医療診療行為別調査	16	16	0
社会福祉施設等調査	10	10	0
就労条件総合調査	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査)	5	5	0
社会保障・人口問題基本調査(人口移動調査)	2	2	0
社会保障・人口問題基本調査(世帯動態調査)	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査(生活と支え合いに関する調査)	1	1	0
パートタイム労働者総合実態調査	2	2	0
派遣労働者実態調査	1	1	0
病院報告	8	8	0
福祉行政報告例	4	4	0
平成24年福島県患者調査	1	1	0

区分	利用件数	統計の作成等	
		統計の作成等	名簿作成
農林水産省	116	111	5
牛乳乳製品統計調査(※)	2	2	0
農林業センサス(※)	27	25	2
漁業センサス(※)	2	1	1
農業経営統計調査(※)	48	48	0
木材統計調査(※)	1	0	1
6次産業化総合調査	6	6	0
集落営農実態調査	18	18	0
新規就農者調査	2	2	0
水産物流通調査(水産加工統計調査)	2	1	1
畜産物流通調査	2	2	0
農業構造動態調査	4	4	0
農業物価統計調査	1	1	0
農道整備状況調査	1	1	0
経済産業省	143	121	22
経済産業省生産動態統計調査(※)	20	19	1
経済産業省企業活動基本調査(※)	37	31	6
経済産業省特定業種石油等消費統計(※)	4	3	1
経済センサス-活動調査(※)	22	16	6
工業統計調査(※)	5	5	0
商業統計調査(※)	3	2	1
商業動態統計調査(※)	11	11	0
特定サービス産業実態調査(※)	2	1	1
石油製品需給動態統計調査(※)	2	1	1
海外現地法人四半期調査	1	1	0
海外事業活動基本調査	11	9	2
外資系企業動向調査	2	2	0
情報通信業基本調査	1	0	1
専門量販店販売統計調査	8	8	0
中小企業実態基本調査	12	10	2
特定サービス産業動態統計調査	2	2	0
国土交通省	65	63	2
建設工事統計調査(建設工事受注動態統計調査、建設工事施工統計調査)(※)	5	3	2
建築着工統計調査(※)	11	11	0
内航船舶輸送統計調査(※)	1	1	0
法人土地・建物基本調査(※)	4	4	0
観光地域経済調査	2	2	0
建設副産物実態調査	1	1	0
建築物リフォーム・リニューアル調査	1	1	0
住生活総合調査	1	1	0
全国貨物純流動調査	9	9	0
東京都市圏物流流動調査	1	1	0
京阪神都市圏物流流動調査	1	1	0
全国都市交通特性調査	1	1	0
東京都市圏パーソントリップ調査	5	5	0
中京都市圏パーソントリップ調査	2	2	0
京阪神都市圏パーソントリップ調査	4	4	0
パーソントリップ調査	5	5	0
訪日外国人消費動向調査	5	5	0
旅行・観光消費動向調査	1	1	0
宿泊旅行統計調査	5	5	0
合 計	643	593	50

注1) 平成25年度に利用を開始したものの件数であり、24年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 1件の申請で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料16 法第33条に基づく調査票情報の提供(実績)(平成25年度)

区分	33条第1号			33条第2号			
		統計の作成等	名簿作成		公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)
内閣府	0	0	0	2	0	2	0
法人企業景気予測調査	0	0	0	1	0	1	0
消費動向調査	0	0	0	1	0	1	0
総務省	404	284	120	35	1	34	0
国勢調査(※)	28	28	0	2	0	2	0
住宅・土地統計調査(※)	15	15	0	0	0	0	0
労働力調査(※)	47	47	0	5	0	5	0
小売物価統計調査(※)	34	34	0	0	0	0	0
家計調査(※)	12	12	0	2	0	2	0
科学技術研究調査(※)	8	6	2	0	0	0	0
就業構造基本調査(※)	6	6	0	8	1	7	0
全国消費実態調査(※)	8	8	0	2	0	2	0
社会生活基本調査(※)	1	1	0	3	0	3	0
経済センサス-基礎調査(※)	98	44	54	10	0	10	0
経済センサス-活動調査(※)	143	79	64	1	0	1	0
サービス産業動向調査	1	1	0	0	0	0	0
家計消費状況調査	1	1	0	0	0	0	0
単身世帯収支調査	0	0	0	1	0	1	0
貯蓄動向調査	1	1	0	1	0	1	0
産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	1	1	0	0	0	0	0
財務省	12	9	3	5	0	5	0
法人企業統計調査(※)	12	9	3	4	0	4	0
法人企業景気予測調査	0	0	0	1	0	1	0
文部科学省	233	233	0	1	0	1	0
学校基本調査(※)	222	222	0	1	0	1	0
社会教育調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
学校教員統計調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
民間企業の研究活動に関する調査	2	2	0	0	0	0	0
体力・運動能力調査	2	2	0	0	0	0	0
地方教育費調査(教育行政調査)	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,181	1,175	6	178	5	169	4
人口動態調査(※)	863	862	1	39	4	33	2
毎月勤労統計調査(※)	0	0	0	1	0	1	0
薬事工業生産動態統計調査(※)	38	38	0	0	0	0	0
医療施設調査(※)	55	55	0	15	0	15	0
患者調査(※)	1	1	0	11	0	11	0
賃金構造基本統計調査(※)	57	57	0	9	1	8	0
国民生活基礎調査(※)	9	6	3	21	0	20	1
21世紀出生児縦断調査	1	1	0	9	0	9	0
21世紀成年者縦断調査	1	1	0	8	0	7	1
医師・歯科医師・薬剤師調査	51	51	0	6	0	6	0
介護サービス施設・事業所調査	2	2	0	4	0	4	0
介護給付費実態調査	0	0	0	3	0	3	0
国民健康・栄養調査	20	20	0	18	0	18	0
雇用均等基本調査	1	1	0	0	0	0	0
雇用動向調査	2	2	0	3	0	3	0
社会医療診療行為別調査	0	0	0	1	0	1	0
社会福祉施設等調査	2	2	0	1	0	1	0
就労条件総合調査	0	0	0	2	0	2	0
受療行動調査	0	0	0	3	0	3	0
全国家庭児童調査	0	0	0	1	0	1	0
地域児童福祉事業等調査	0	0	0	1	0	1	0
地域保健・健康増進事業報告	18	18	0	0	0	0	0
中高年者縦断調査	0	0	0	7	0	7	0
病院報告	56	56	0	9	0	9	0
福祉行政報告例	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査	4	2	2	2	0	2	0
労働災害防止対策等重点調査	0	0	0	1	0	1	0
労働者健康状況調査	0	0	0	1	0	1	0
医療扶助実態調査	0	0	0	1	0	1	0

区分	33条第1号			33条第2号			
	統計の作成等	名簿作成		公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)	
農林水産省	39	35	4	0	0	0	0
農林業センサス(※)	13	10	3	0	0	0	0
漁業センサス(※)	2	1	1	0	0	0	0
牛乳乳製品統計調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
作物統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
木材統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
農業経営統計調査(※)	4	4	0	0	0	0	0
漁業経営統計調査	1	1	0	0	0	0	0
漁業就業動向調査	1	1	0	0	0	0	0
集落営農実態調査	5	5	0	0	0	0	0
食品産業活動実態調査	1	1	0	0	0	0	0
農業・農村の6次産業化総合調査	2	2	0	0	0	0	0
農業構造動態調査	2	2	0	0	0	0	0
農産物地産地消等実態調査	1	1	0	0	0	0	0
内水面漁業生産統計	2	2	0	0	0	0	0
経済産業省	495	481	14	9	0	9	0
工業統計調査(※)	73	64	9	0	0	0	0
経済産業省生産動態統計調査(※)	68	68	0	0	0	0	0
経済センサス-活動調査(※)	153	153	0	0	0	0	0
商業統計調査(※)	9	9	0	0	0	0	0
商業動態統計調査(※)	17	16	1	0	0	0	0
特定サービス産業実態調査(※)	2	1	1	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	37	37	0	4	0	4	0
外資系企業動向調査	3	3	0	0	0	0	0
石油等消費構造調査	1	1	0	0	0	0	0
専門量販店販売統計調査	1	1	0	0	0	0	0
商品流通調査	50	49	1	0	0	0	0
情報処理実態調査	1	0	1	2	0	2	0
情報通信業基本調査	1	0	1	0	0	0	0
中小企業実態基本調査	2	2	0	0	0	0	0
特定サービス産業動態統計調査	5	5	0	0	0	0	0
非鉄金属海外鉱等受入調査	1	1	0	0	0	0	0
非鉄金属等需給動態統計調査	2	2	0	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	12	12	0	3	0	3	0
工場立地動向調査	54	54	0	0	0	0	0
国土交通省	140	137	3	14	4	7	3
建築着工統計調査(※)	4	4	0	0	0	0	0
法人土地・建物基本調査(※)	4	4	0	0	0	0	0
自動車輸送統計調査(※)	1	1	0	1	0	1	0
内航船舶輸送統計調査(※)	0	0	0	1	0	1	0
造船造機統計調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
鉄道車両等生産動態統計調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
全国貨物純流動調査	8	8	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	11	11	0	0	0	0	0
大都市交通センサス	8	8	0	3	3	0	0
東京都市圏パーソントリップ調査	9	8	1	2	0	2	0
中京都市圏パーソントリップ調査	18	17	1	1	0	1	0
京阪神都市圏パーソントリップ調査	16	15	1	1	0	1	0
パーソントリップ調査	39	39	0	5	1	1	3
宿泊旅行統計調査	12	12	0	0	0	0	0
観光地域経済調査	1	1	0	0	0	0	0
訪日外国人消費動向調査	4	4	0	0	0	0	0
合 計	2,504	2,354	150	244	10	227	7
(参考) 内訳(提供先)							
国	165	142	23	2	0	2	0
地方公共団体	2,171	2,054	117	0	0	0	0
大学	60	54	6	201	5	192	4
独立行政法人等その他	108	104	4	41	5	33	3

注1) 平成25年度に利用を開始したものの件数であり、24年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めている。

注4) 1件の申請で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料17 オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査

(1) オーダーメイド集計の利用可能な統計調査

(平成21～25年度)

府省名	統計調査名	提供対象	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
内閣府			1	5	3	12	3	16	3	19	3	22
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	平成16年4～6月期～25年7～9月期	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～平成24年度	0	0	1	3	1	5	1	6	1	7
	消費動向調査	平成19年度～平成24年度	0	0	1	3	1	4	1	5	1	6
総務省			1	4	8	36	8	52	8	74	8	94
	国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	6
	労働力調査	昭和55年1月～平成24年12月(月次調査)	0	0	1	20	1	22	1	23	1	33
	家計消費状況調査	平成14年1月～平成24年12月(月次調査)	0	0	1	2	1	9	1	10	1	11
	住宅・土地統計調査	昭和63年、平成5年、10年、15年、20年	0	0	1	2	1	4	1	4	1	5
	就業構造基本調査	昭和57年、62年、平成4年、9年、14年、19年	0	0	1	2	1	4	1	4	1	6
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年	0	0	1	1	1	4	1	4	1	7
	家計調査	平成元年1月～平成24年12月(月次調査)	0	0	1	4	1	4	1	23	1	24
	全国消費実態調査	平成16年、21年	0	0	1	1	1	1	1	2	1	2
財務省			1	5	2	33	2	35	2	37	2	39
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	平成16年4～6月期～25年7～9月期	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9
	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～平成24年度	0	0	1	27	1	28	1	29	1	30
文部科学省			1	1	1	2	1	3	1	4	1	5
	学校基本調査	平成20年度～24年度	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5
厚生労働省			1	1	3	4	5	9	5	14	5	17
	賃金構造基本統計調査	平成18年～24年	1	1	1	2	1	3	1	6	1	7
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年～22年	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年～24年	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4
	医療施設(静態)調査	平成20年	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	患者調査	平成20年	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
農林水産省			2	3	3	5	3	6	4	7	5	15
	農林業センサス	平成17年、22年	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
	漁業センサス	平成15年、20年	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	海面漁業生産統計調査	平成19～23年	0	0	1	2	1	2	1	2	1	5
	木材統計調査(製材月別統計調査)	平成23年、24年	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2
	農業経営統計調査	平成20～23年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
経済産業省			0	0	0	0	1	3	1	4	1	5
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年度調査～24年度調査(19年度実績～23年度実績)	0	0	0	0	1	3	1	4	1	5
国土交通省			0	0	1	1	1	2	1	4	1	5
	建築着工統計調査	平成21年4月～平成25年3月(月次調査)	0	0	1	1	1	2	1	4	1	5
(国の行政機関)小計			6	14	20	87	23	119	24	155	25	193
日本銀行			1	5	1	6	1	7	1	8	1	10
	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査から平成25年12月調査までの各調査回	1	5	1	6	1	7	1	8	1	10
合計			7	19	21	93	24	126	25	163	26	203

注) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(2) 匿名データの利用可能な統計調査

(平成21～25年度)

府省名	統計調査名	提供対象	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
総務省			4	13	4	13	5	33	5	34	6	37
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	1	3	1	3	1	4	1	4	1	4
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
	労働力調査	平成元年1月～平成21年12月(月次調査)	0	0	0	0	1	19	1	20	1	21
厚生労働省			0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	国民生活基礎調査	平成13年、16年、19年	0	0	0	0	1	1	1	2	1	3
合計			4	13	4	13	6	34	6	36	7	40

資料18 オーダーメイド集計及び匿名データの提供(実績)

(1)オーダーメイド集計の提供実績

(平成21～25年度)

府省名	統計調査名	提供件数					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	累 計
内閣府	(小計)	0	1	0	1	1	3
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	0	1	0	0	0	1
	企業行動に関するアンケート調査		0	0	0	0	0
	消費動向調査		0	0	1	1	2
総務省	(小計)	4	9	9	16	9	47
	国勢調査	4	8	2	8	5	27
	労働力調査		1	0	3	0	4
	家計消費状況調査		0	0	0	0	0
	住宅・土地統計調査		0	4	3	2	9
	就業構造基本調査		0	0	1	2	3
	社会生活基本調査		0	1	0	0	1
	家計調査		0	1	1	0	2
	全国消費実態調査		0	1	1	0	2
財務省	(小計)	0	1	0	0	0	1
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	0	1	0	0	0	1
	年次別法人企業統計調査		0	0	0	0	0
文部科学省	(小計)	0	1	0	0		1
	学校基本調査	0	1	0	0	0	1
厚生労働省	(小計)	0	0	1	3	3	7
	賃金構造基本統計調査	0	0	0	1	2	3
	人口動態調査		0	1	1	0	2
	毎月勤労統計調査(特別調査)		0	0	0	0	0
	医療施設(静態)調査			0	0	0	0
	患者調査			0	1	1	2
農林水産省	(小計)	0	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	0	0	0	0
	漁業センサス	0	0	0	0	0	0
	海面漁業生産統計調査		0	0	0	0	0
	木材統計調査(製材月別統計調査)				0	0	0
	農業経営統計調査					0	0
経済産業省	(小計)		0	0	0	0	0
	経済産業省企業活動基本調査			0	0	0	0
国土交通省	(小計)		1	0	0	0	1
	建築着工統計調査		1	0	0	0	1
(国の行政機関)小 計		4	12	10	19	13	58
日本銀行	(小計)	0	0	0	0	0	0
	短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	0	0	0	0
合 計		4	12	10	19	13	58

注1) 利用目的は、平成25年度の住宅・土地統計調査に係る1件の利用が高等教育目的であり、その他の利用は全て学術研究目的である。

注2) 平成22年度については、共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績が1件(法人企業景気予測調査(内閣府及び財務省))あり、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

注3) 平成24年度については、1件の提供で複数の統計調査に係るオーダーメイド集計の提供を行ったもの(国勢調査(総務省)、労働力調査(総務省)及び賃金構造基本統計調査(厚生労働省))がある。このため、1)総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致せず、2)各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	累 計
合 計	4	12	10	21	13	60

(2) 匿名データの提供実績

(平成21～25年度)

府省名	統計調査名	提供件数					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	累 計
総務省	(小計)	20	38	31	27	33	149
	学術研究目的	18	36	28	24	30	136
	高等教育目的	2	2	3	3	3	13
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	23	42	36	30	39	170
	学術研究目的	19	40	31	26	33	149
	高等教育目的	4	2	5	4	6	21
	全国消費実態調査	6	17	12	13	8	56
	学術研究目的	5	17	10	11	7	50
	高等教育目的	1	0	2	2	1	6
	社会生活基本調査	10	9	16	11	10	56
	学術研究目的	9	9	15	11	9	53
	高等教育目的	1	0	1	0	1	3
	就業構造基本調査	7	10	7	5	15	44
	学術研究目的	5	8	6	3	12	34
	高等教育目的	2	2	1	2	3	10
	住宅・土地統計調査	0	6	1	1	3	11
	学術研究目的	0	6	0	1	3	10
	高等教育目的	0	0	1	0	0	1
	労働力調査			0	0	2	2
	学術研究目的			0	0	1	1
	高等教育目的			0	0	1	1
厚生労働省	(小計)			2	5	8	15
	学術研究目的			2	5	7	14
	高等教育目的			0	0	1	1
	国民生活基礎調査			2	5	8	15
	学術研究目的			2	5	7	14
	高等教育目的			0	0	1	1
合 計		20	38	33	32	41	164
学術研究目的		18	36	30	29	37	150
高等教育目的		2	2	3	3	4	14

注) 1件の提供で複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致しない。

(参考) 統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	累 計
合 計	23	42	38	35	47	185
学術研究目的	19	40	33	31	40	163
高等教育目的	4	2	5	4	7	22

資料19 統計委員会委員名簿

(平成 25 年 4 月 1 日～25 年 10 月 13 日)

委員長	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
委員長代理	深尾 京司	一橋大学経済研究所教授
委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
	安部 由起子	北海道大学大学院経済学研究科教授
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	竹原 功	(株)ニッセイ基礎研究所顧問
	椿 広計	統計数理研究所教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

注) 役職は平成25年10月13日時点

(平成 25 年 10 月 14 日～26 年 1 月 31 日)

委員長	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
委員長代理	深尾 京司	一橋大学経済研究所教授
委員	川崎 茂	日本大学経済学部教授
	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
	黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	中山 弘子	新宿区長
	野呂 順一	(株)ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
	廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
	前田 栄治	日本銀行調査統計局長

注) 役職は平成26年1月31日時点

(平成 26 年 2 月 1 日～平成 26 年 2 月 16 日)

委員長 委員長代理 委員	川崎 茂 北村 行伸 黒澤 昌子 西郷 浩 白波瀬 佐和子 津谷 典子 中村 洋一 中山 弘子 野呂 順一 廣松 毅 前田 栄治	日本大学経済学部教授 一橋大学経済研究所教授 政策研究大学院大学教授 早稲田大学政治経済学術院教授 東京大学大学院人文社会系研究科教授 慶應義塾大学経済学部教授 法政大学理工学部教授 新宿区長 (株)ニッセイ基礎研究所代表取締役社長 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 日本銀行調査統計局長
--------------------	--	--

注) 役職は平成26年 2 月16日時点

(平成 26 年 2 月 17 日～)

委員長 委員長代理 委員	西村 清彦 中島 隆信 川崎 茂 北村 行伸 黒澤 昌子 西郷 浩 白波瀬 佐和子 津谷 典子 中村 洋一 中山 弘子 野呂 順一 廣松 毅 前田 栄治	東京大学大学院経済学研究科教授 慶應義塾大学商学部教授 日本大学経済学部教授 一橋大学経済研究所教授 政策研究大学院大学教授 早稲田大学政治経済学術院教授 東京大学大学院人文社会系研究科教授 慶應義塾大学経済学部教授 法政大学理工学部教授 新宿区長 (株)ニッセイ基礎研究所代表取締役社長 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 日本銀行調査統計局長
--------------------	--	--

注) 役職は平成26年 3 月末時点

資料20 統計委員会臨時委員名簿

(平成 25 年 10 月 30 日～平成 26 年 1 月 31 日)

部会名	委員名	
基本計画部会	樺 広計	統計数理研究所教授

注) 役職は平成25年10月30日時点

資料21 統計委員会専門委員名簿

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 10 月 13 日)

部会名	委員名	
国民経済計算 部会	上記期間の開催なし	
人口・社会統計 部会	上記期間の開催なし	
産業統計部会	岩村 洋 小西 葉子 ^{注1} 近藤 正彦 納口 るり子 橋口 卓也 原 ひろみ	前全国農業協同組合中央会上席専門員 独立行政法人経済産業研究所研究員 中央大学経済学部兼任講師 筑波大学生命環境系教授 明治大学農学部准教授 日本女子大学家政学部准教授
サービス統計・ 企業統計部会	菅 幹雄 ^{注1} 野辺地 勉 小西 葉子 ^{注1}	法政大学経済学部教授 太陽A S G有限責任監査法人代表社員 独立行政法人経済産業研究所研究員
統計基準部会	菅 幹雄 ^{注1} 佐藤 聖	法政大学経済学部教授 (財)流通システム開発センター客員研究員
匿名データ部会	伊藤 伸介 加藤 久和 安田 聖	明海大学経済学部准教授 明治大学政治経済学部教授 一橋大学名誉教授

注1) 複数の部会に所属しているため、重複している。

注2) 平成 25 年度 (4 月 1 日～10 月 13 日) に開催された部会に属する委員を記載。

注3) 役職は、指名時点

注4) 基本計画部会については、統計委員会専門委員は任命された実績はない。

(平成 25 年 10 月 14 日～平成 26 年 3 月 31 日)

部会名	委員名	
国民経済計算 部会	上記期間の開催なし	
人口・社会統計 部会	荒木 万寿夫 久我 尚子 佐藤 香 伏見 清秀 松原 由美	青山学院大学経済学部教授 ニッセイ基礎研究所准主任研究員 東京大学社会科学研究所准教授 東京医科歯科大学大学院医療政策情報学分野教授 明治安田生活福祉研究所福祉研究部主席研究員
産業統計部会	相本 伸幸 田井 宏介 寺門 雅史	一般社団法人日本中小型造船工業会事務局長 大和証券株式会社企業調査部副部長シニアアナリスト 一般社団法人日本造船工業会企画部長
サービス統計・ 企業統計部会	家 泰弘 鷺谷 いづみ	東京大学物性研究所教授 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
統計基準部会	上記期間の開催なし	
匿名データ部会	上記期間の開催なし	

注 1) 平成 25 年度（平成 25 年 10 月 14 日～平成 26 年 3 月 31 日）に開催された部会に属する委員を記載。

注 2) 役職は、指名時点

注 3) 基本計画部会については、統計委員会専門委員は任命された実績はない。

資料22 統計委員会開催状況（第64回～第74回）

回数	開催年月日	審議事項
第64回	平成25年 5 月17日	・統計法の施行状況について ・諮問第51号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」 ・諮問第52号「農林業センサスの変更について」 ・諮問第53号「日本標準産業分類の変更について」 ・専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第65回	平成25年 6 月21日	・統計法の施行状況について ・諮問第50号の答申「経済センサス基礎調査及び商業統計調査の変更について」 ・諮問第54号「特定サービス産業実態調査の変更について」 ・専門委員の指名等について ・部会の審議状況について
第66回	平成25年 7 月26日	・諮問第51号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」 ・諮問第54号の答申「特定サービス産業実態調査の変更について」 ・諮問第55号「工業統計調査の変更について」 ・部会に属すべき専門委員の指名等 ・部会の審議状況について
第67回	平成25年 8 月26日	・諮問第52号の答申「農林業センサスの変更について」 ・諮問第56号「工業統計調査の指定の変更について」 ・諮問第57号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」 ・部会の審議状況について
第68回	平成25年 9 月27日	・諮問第53号の答申「日本標準産業分類の改定について」 ・諮問第55号の答申「工業統計調査の変更について」 ・諮問第56号の答申「工業統計調査の指定の変更について」 ・諮問第57号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」 ・平成24年度統計法施行状況に関する審議結果について
第69回	平成25年10月30日	・統計委員会委員の発令について ・委員長の互選及び委員長代理、部会長の指名等について ・諮問第58号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」 ・諮問第59号「造船造機統計調査の変更について」 ・諮問第60号「科学技術研究調査の変更について」 ・諮問第61号「全国消費実態調査の変更について」 ・統計委員会臨時委員、専門委員の発令等について
第70回	平成25年11月22日	・部会の審議状況について
第71回	平成25年12月13日	・諮問第59号の答申「造船造機統計調査の変更について」 ・諮問第60号の答申「科学技術研究調査の変更について」

回数	開催年月日	審議事項
		・諮問第61号の答申「全国消費実態調査の変更について」 ・諮問第62号「医療施設調査の変更について」 ・諮問第63号「患者調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について
第72回	平成26年 1 月31日	・諮問第58号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」 ・諮問第64号「家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与実態調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査、薬事工業生産動態統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の指定の変更について（諮問）」
第73回	平成26年 2 月17日	・統計委員会委員の発令について ・委員長の互選及び委員長代理、部会長の指名等について ・部会の審議状況について
第74回	平成26年 3 月24日	・諮問第62号の答申「医療施設調査の変更について」 ・諮問第63号の答申「患者調査の変更について」 ・諮問第65号「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について」（諮問） ・統計委員会専門委員の発令等について

資料 23 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日

統計委員会決定

- 1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいものの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

- (2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

附 則

- 1 この決定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年10月5日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

資料24 統計職員等の人材の育成・確保 各府省一覧表

府省等名	内閣府	総務省	財務省	文部科学省
統計事務局における大学等との人事交流の実績(相手先所属派遣者数、受入者数等)	無	【派遣】 ・大学(4人) 【受入】 ・大学(1人) ・大学(12人)	無	【受入】 ・大学(1人)
統計事務局の主催する統計関係の研究会等(後計委、懇談会等を含む。)への外部有識者の活用実績	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 1 2 参加している外部有識者の延べ員数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 7人(1人) 3 上記2のうち平成25年度新規参加者の数 ⇒ 0人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 1 2 参加している外部有識者の延べ員数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 104人(23人) 3 上記2のうち平成25年度新規参加者の数 ⇒ 62人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ員数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 16人(1人) 3 上記2のうち平成25年度新規参加者の数 ⇒ 2人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ員数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 5人(0人) 3 上記2のうち平成25年度新規参加者の数 ⇒ 0人
統計事務局職員による学会の大会等への参加実績、論文の発表実績(参加者数/発表論文数)	【大会等参加実績】 ・日本品質管理学会第144回シンポジウム(3人) ・日本統計学会第65回大会(1人) ・第59回国際統計学会(SI)世界大会(1人) ・第233年度統計関連学会連合大会(6人) ・経済統計学会第57回全国研究大会(3人) ・日本経済学会春季大会(1人) ・日本統計学会春季大会(1人) 【論文発表実績】 ・日本人口学会第65回大会(2本) ・第59回国際統計学会ISI世界大会(1本) ・2013年度統計関連学会連合大会(3本) ・経済統計学会第57回全国研究大会(1本)	【大会等参加実績】 ・日本人口学会第65回大会(4人) ・日本統計学会第65回大会(1人) ・第59回国際統計学会(SI)世界大会(1人) ・第233年度統計関連学会連合大会(6人) ・経済統計学会第57回全国研究大会(3人) ・日本経済学会春季大会(1人) ・日本統計学会春季大会(1人) 【論文発表実績】 ・日本人口学会第65回大会(2本) ・第59回国際統計学会ISI世界大会(1本) ・2013年度統計関連学会連合大会(3本) ・経済統計学会第57回全国研究大会(1本)	無	無
統計事務局職員による留学制度や自己啓発等休業制度の活用による大学及び大学院の就職等の活用実績	無	無	無	無
統計事務局における統計関係研修・セミナー等の実施状況	【国内研修】 ・計量経済分析入門 ・計量経済分析実習 ・国民経済計算(93SNA)入門 ・EViews入門研修(eラーニング) ・Stata技能研修 ・計量経済分析入門2 ・計量経済個票分析 ・SNA統計研修 ・季節調整法研修 受講者数179人 【外国人研修】 ・SNA統計研修(研修所直轄招聘) 受講者数7人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:9人	【国内研修】 ・本科「調査設計」(32人) ・専科「人口推計」(19人) ・専科「経済予測」(26人) ・専科「PCを用いた統計入門」(237人) ・専科「PCを用いた統計分析」(58人) ・専科「国民・県民経済計算」(63人) ・専科「産業連関分析」(37人) ・特別講座「一般職員課程」(108人) ・特別講座「中堅職員課程」(55人) ・特別講座「経済統計入門」(40人) ・特別講座「地域分析とGIS(地理情報システム)入門」(27人) ・特別講座「政策と統計」(39人) ・特別講座「統計解析ソフトRで学ぶミクロデータ利用入門」(18人) ・特別講座「統計調査基礎課程(基礎)」(339人) ・特別講座「統計調査基礎課程(応用)」(117人) ・特別講座「地域別統計セミナー」(58人) ※延べ受講者数:1,297人 ※大学等外部講師の活用延べ人数:119人	無	無
総務省統計研修所の研修受領実績	・専科「国民・県民経済計算」(1人) ・特別講座「統計調査基礎課程(基礎)」(3人) ・特別講座「政策と統計」(3人)	【本科(7人)】 ・専科「調査設計」(8人) ・専科「人口推計」(2人) ・専科「PCを用いた統計入門」(19人) ・専科「PCを用いた統計分析」(3人) ・専科「国民・県民経済計算」(4人) ・専科「産業連関分析」(3人) ・特別講座「一般職員課程」(4人) ・特別講座「中堅職員課程」(11人) ・特別講座「経済統計入門」(8人) ・特別講座「地域分析とGIS(地理情報システム)入門」(5人) ・特別講座「政策と統計」(2人) ・特別講座「統計解析ソフトRで学ぶミクロデータ利用入門」(9人) ・特別講座「統計調査基礎課程(基礎)」(57人) ・特別講座「統計調査基礎課程(応用)」(22人) ・特別講座「地域別統計セミナー」(9人)	・本科(2人) ・専科「調査設計」(1人) ・専科「PCを用いた統計入門」(17人) ・専科「PCを用いた統計分析」(7人) ・特別講座「一般職員課程」(5人) ・特別講座「政策と統計」(3人) ・特別講座「統計調査基礎課程(基礎)」(8人) ・特別講座「統計調査基礎課程(応用)」(1人)	無
その他、統計事務局員としての人材育成に關する取組	無	統計研修所が統計局及び統計センター職員に対して、標本理論などの専門的知識向上を目的に「統計専門研修」を統計局と共同で実施(通1回で、9回実施)	無	無

府省名	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	日本銀行
統計事務局における大学等との人事交流の実績(相手先所属派遣者数、受入者数等)	無	【派遣】 ・大学(2人)	【受入】 ・大学(2人)	無	【派遣】 ・OECB(1人)
統計事務局の主催する統計関係の研究会等(後計委、懇談会等を含む。)への外部有識者の活用実績	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 5 2 参加している外部有識者の延べ員数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 16人(0人) 3 上記2のうち平成25年度新規参加者の数 ⇒ 19人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ員数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 16人(0人) 3 上記2のうち平成25年度新規参加者の数 ⇒ 0人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ員数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 8人(1人) 3 上記2のうち平成25年度新規参加者の数 ⇒ 3人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ員数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 16人(3人) 3 上記2のうち平成25年度新規参加者の数 ⇒ 6人	無
統計事務局職員による学会の大会等への参加実績、論文の発表実績(参加者数/発表論文数)	【大会等参加実績】 ・2013年度統計関連学会連合大会(13人) ・統計数理研究所研究会(2人) ・専攻二次分析研究会(1人) ・統計の品質評価に関する研究会(1人) 【論文発表実績】 ・2013年度統計関連学会連合大会(1本) ・統計数理研究所研究会(1本)	【論文発表実績】 ・農業経済学会(1本)	【大会等参加実績】 ・第24回環太平洋産業連関分析学会(2人) 【論文発表実績】 ・第24回環太平洋産業連関分析学会(3本)	無	【大会等参加実績】 ・第59回ISI世界統計大会(3人) ・2013年度統計関連学会連合大会(3人) ・経済統計学会第57回(2013年度)全国研究大会(1人) 【論文発表実績】 ・第59回ISI世界統計大会(3本) ・2013年度統計関連学会連合大会(2本) ・経済統計学会第57回(2013年度)全国研究大会(1本)
統計事務局職員による留学制度や自己啓発等休業制度の活用による大学及び大学院の就職等の活用実績	無	無	無	無	無
統計事務局における統計関係研修・セミナー等の実施状況	【部内実施】 ・統計基礎コース(29人) ・統計実務コース(27人) ・統計活用コース(22人) ・統計利用コース(29人) ・適宜企画する研修(59人) 【外部実施】 ・総務省統計研修(5人) ・内閣府経済社会総合研究所経済研修所での研修(2人) ・SPSSトレーニングコース(基礎編)(2人) ・SPSSトレーニングコース(応用編)(2人) ・統計実務講習会(1人)	・農林水産統計専門職員研修(統計調査実務コース(基 本)) ・農林水産統計専門職員研修(統計調査実務コース(応 用)) ・農林水産統計専門職員研修(監理者コース) 延べ受講者数117人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数(9人)	・パソコンによる産業連関分析(19人) ・統計基礎研修(28人) ・ミクロ経済学基礎(11人) ・マクロ経済学基礎(9人) ・経済分析基礎(9人) ・経済分析応用(11人) ・産業・企業分析(12人) ・産業界指数(29人) ・産業連関(35人) ・経済・産業分析短期集中(8人)	無	・内部向けセミナー「公的統計をめぐる最近の議論」(約100人) ・内部向けセミナー「ISI世界統計大会の模様」(約30人) ・内部向けセミナー「オーダーメイド統計における情報の安 全性の確保」(約30人) ・内部向けセミナー「2008SNAを踏まえた資金循環統計の 見直しの方針」(約30人) ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数(2人)
総務省統計研修所の研修受 取実績	・専科「調査設計」(1人) ・専科「PCを用いた統計分析」(1人) ・専科「産業連関分析」(2人) ・特別講座「統計調査基礎課程(基礎)」(1人)	・本科(1人) ・専科「PCを用いた統計入門」(3人) ・専科「国民・県民経済計算」(1人) ・専科「産業連関分析」(1人) ・特別講座「中堅職員研修」(1人) ・特別講座「政策と統計」(3人) ・特別講座「統計調査基礎課程(基礎)」(2人) ・特別講座「統計調査基礎課程(応用)」(26人)	無	・政府統計共同利用システム研修(3人)	無
その他、統計事務局員としての人材育成に關する取組	第1回MDGs指標に係る統計の作成能力の向上コース(9 か国13人) ：アジア太平洋研修所に講師として派遣(1人)	無	・経済調査事務研修(産業連関分析について地域間産業連 関表を用いた分析、生産統計の見方について)(財務省主 権)3人に講師として参加。 ・国連アジア太平洋統計研修所が実施する研修に、講師と して職員1人を派遣し、また、聴講生として職員1人を参加さ せた(参加日数は延べ1日)。また、海外出張の際に若手職 員の参加を積極的に促しており、2013年度は2人の若手 職員が国際会議等に参加した。 ・生産動能統計調査に必要な勉強会を2回開催。 「シェールガス・オイルの開発情勢について」、「ロボット産 業の現状と展望について」	無	研究協力者(2人)を内閣府に派遣。

【注】掲載していない府省等においては、特徴の取組を行っていない。

資料 25 行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査結果の概要

I 行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計（業務統計）の実態

行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査（以下「本実態調査」という。）の平成 25 年度結果では、表 1 のとおり、行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計（業務統計）として各府省等から報告された統計は 319 件である。政府統計一覧等に加え、各府省等のホームページに掲載されている近年の報道発表資料等の中から、行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計（業務統計）と考えられるものについても実態調査の調査対象となることについて、改めて示した上で各府省等から報告を求めた結果、174 件増となった。

表 1 行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計（業務統計）

府省等	件数				府省等	件数			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度		平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
人事院	4	4	4	14	農林水産省	16	16	19	34
内閣府	0	0	1	1	（林野庁）	（2）	（2）	（3）	（4）
公正取引委員会	1	1	1	1	（水産庁）	（2）	（2）	（3）	（7）
警察庁	2	2	3	2	経済産業省	5	5	8	13
消費者庁	0	2	3	4	（資源エネルギー庁）	（4）	（4）	（4）	（5）
総務省	18	18	21	68	（特許庁）	（1）	（1）	（1）	（2）
（公害等調整委員会）	（1）	（1）	（1）	（1）	（中小企業庁）	（0）	（0）	（0）	（1）
（消防庁）	（2）	（2）	（3）	（14）	国土交通省	14	13	16	21
法務省	12	12	12	12	（観光庁）	（0）	（0）	（1）	（1）
外務省	4	4	4	4	（気象庁）	（0）	（0）	（0）	（2）
財務省	8	8	13	29	（海上保安庁）	（1）	（1）	（1）	（1）
（国税庁）	（3）	（3）	（3）	（3）	環境省	5	7	10	22
文部科学省	4	4	5	21	防衛省	0	0	0	12
（文化庁）	（0）	（0）	（1）	（2）	共管	0	0	0	5
厚生労働省	16	19	25	56	計	109	115	145	319

注）括弧書きの件数は、外局分であり、内数である。以下同様

II 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例

本実態調査の平成 25 年度結果では、表 2 のとおり、母集団情報の整備等、行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査は 44 件となっている。

表 2 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査（各省別）

省	件数			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
総務省	3	4	4	3
法務省	0	1	1	1

省	件数			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
財務省	1	1	1	2
国税庁	(1)	(1)	(1)	(1)
厚生労働省	11	14	17	16
農林水産省	5	5	8	8
経済産業省	4	5	5	5
(資源エネルギー庁)	(3)	(3)	(3)	(3)
(特許庁)	(1)	(1)	(1)	(1)
国土交通省	6	7	9	10
計	30	36	44	44

注) 経済センサス-活動調査については、総務省及び経済産業省の両省にそれぞれ計上しているが、重複を排除し、計には 1 件として計上している。

また、行政記録情報等の活用が既に図られている 44 件を活用形態別に分類すると、表 3 のとおりである。

表 3 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査（活用形態別）

活用形態		件数				該当する統計 調査の例
		平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
調査対象 の把握関係	母集団情報の整備	20	23	25	25	家計消費状況調査 等
	新設の事業所等を調査 対象候補として把握する ために活用	1	1	1	1	毎月勤労統計調査
統計作成 の活用関係	行政記録情報等として 得られた情報を基に調査 票を作成 等	15	17	24	24	医療施設調査（医療施設 動態調査）等
	統計調査結果と合わせ 統計作成	0	2	2	1	社会医療診療行為別調査
欠測値等補完等		2	2	2	3	国勢調査 等
計		30	36	44	44	—

注) 複数の活用形態が採られている統計調査については、それぞれに計上しているため、計は一致しない。

なお、行政記録情報等の活用が既に図られている 44 件を、統計調査を実施する機関（統計調査実施機関）と当該調査に活用が図られている行政記録情報等を保有する機関（行政記録情報等保有機関）との関係について、活用する行政記録情報等の保有機関別に分類すると、表 4 のとおりである。

表4 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査（保有機関別）

活用形態	件数				該当する統計調査の例
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	
統計調査実施機関が自ら保有する行政記録情報等を活用	17	19	19	18	医療施設調査（医療施設静態調査）等
統計調査実施機関が他の行政機関等の保有する行政記録情報等を活用	13	17	22	23	民間給与実態統計調査等
統計調査実施機関が自ら保有する行政記録情報等と他の行政機関等の保有する行政記録情報等を活用	0	0	3	3	消費生活協同組合（連合会）実態調査等
計	30	36	44	44	—

Ⅲ 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例

本実態調査の平成25年度結果では、表5のとおり、行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の合計件数は3件である。これは、平成24年度に行政記録情報等の活用が検討されていた統計調査4件のうち、行政記録情報等の活用が図られたもの1件及び行政記録情報等以外の情報を活用するとの結論に至ったもの1件（計2件）が減少し、新たに行政記録情報等の活用について検討がなされているもの1件が追加となったためである。

表5 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査（各省別）

省	件数			
	平成22年度	23年度	24年度	25年度
総務省	1	0	0	0
財務省	1	1	1	0
厚生労働省	4	4	1	0
農林水産省	2	2	1	1
経済産業省	1	0	0	0
国土交通省	1	1	1	2
計	9	8	4	3

注）「平成22年度」欄において、経済センサス活動調査については、総務省及び経済産業省の両省にそれぞれ計上しているが、重複を排除し、計には1件として計上している。

資料26 国連アジア太平洋統計研修所 研修事業参加者数

(1970年～2014年3月末)

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
合計(128)	14003	3596	9807	600
ESCAP 域内国(58)	13678	3328	9780	570
アフガニスタン	151	51	95	5
アルメニア	51	15	36	0
米領サモア	9	0	9	0
オーストラリア	26	3	23	0
アゼルバイジャン	31	19	12	0
バングラデシュ	514	176	292	46
ブータン	233	63	166	4
ブルネイ	202	15	187	0
カンボジア	399	95	288	16
中華人民共和国	746	149	585	12
クック諸島	88	27	61	0
北朝鮮	88	0	88	0
ミクロネシア連邦	78	29	47	2
フィジー	262	70	185	7
グルジア	26	15	11	0
グアム	35	0	35	0
香港	231	89	138	4
インド	416	170	197	49
インドネシア	569	184	380	5
イラン	452	111	305	36
日本	99	59	40	0
カザフスタン	39	26	12	1
キリバス	143	23	119	1
キルギス	26	15	11	0
ラオス	431	83	295	53
マカオ	136	6	121	9
マレーシア	574	160	401	13
モルディブ	474	68	401	5
マーシャル諸島	90	13	76	1
モンゴル	588	105	392	91
ミャンマー	514	96	402	16
ナウル	8	6	2	0
ネパール	661	119	530	12
ニューカレドニア	28	1	27	0
ニュージーランド	12	0	12	0
ニウエ	43	7	36	0
北マリアナ諸島	2	0	2	0
パキスタン	567	138	415	14
パラオ	8	4	3	1
パプアニューギニア	286	64	221	1
フィリピン	911	192	689	30
大韓民国	386	104	282	0
ロシア	14	2	12	0
サモア	151	59	86	6
シンガポール	99	48	44	7
ソロモン諸島	111	22	79	10
スリランカ	761	167	570	24
タジキスタン	79	31	48	0
タイ	819	179	586	54
東ティモール	67	16	49	2
トンガ	114	41	71	2
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0
トルコ	23	13	10	0
トルクメニスタン	9	6	3	0
ツバル	44	10	34	0
ウズベキスタン	45	28	6	11
バヌアツ	99	25	73	1
ベトナム	570	104	447	19
ESCAP 域外国(70)	325	268	27	30
アルバニア	2	2	0	0
アルジェリア	1	1	0	0

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
アルゼンチン	1	1	0	0
バルバドス	1	1	0	0
ベリーズ	2	2	0	0
ベナン	1	1	0	0
ボリビア	4	4	0	0
ブラジル	7	6	1	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	2	0	0
ボツワナ	2	2	0	0
ブルガリア	2	2	0	0
カメルーン	1	1	0	0
コロンビア	1	1	0	0
コモロ	1	1	0	0
コートジボワール	1	1	0	0
キューバ	3	3	0	0
チェコ共和国	1	1	0	0
ドミニカ国	2	2	0	0
ドミニカ共和国	1	1	0	0
エジプト	10	10	0	0
エチオピア	12	12	0	0
赤道ギニア	1	1	0	0
フランス	8	0	8	0
ドイツ	1	0	1	0
ガーナ	18	9	0	9
グアテマラ	5	5	0	0
ホンジュラス	4	4	0	0
イラク	20	20	0	0
ジャマイカ	4	4	0	0
ケニア	6	6	0	0
コソボ	4	4	0	0
ラトビア	1	1	0	0
レバノン	1	1	0	0
レソト	6	6	0	0
ルクセンブルグ	2	0	2	0
マダガスカル	1	1	0	0
マラウイ	5	5	0	0
モリタニア	1	1	0	0
モリシャス	1	1	0	0
モルドバ	3	3	0	0
モザンビーク	10	4	0	6
ニジェール	2	2	0	0
ブルウェー	1	0	1	0
ナイジェリア	18	18	0	0
オマーン	10	10	0	0
パレスチナ	14	14	0	0
パナマ	2	2	0	0
パラグアイ	2	2	0	0
ペルー	6	6	0	0
ルーマニア	3	3	0	0
ルワンダ	9	9	0	0
セントルシア	2	1	1	0
サウジアラビア	2	2	0	0
セネガル	4	4	0	0
セルビア	1	1	0	0
セーシェル	1	1	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
スロバキア	1	1	0	0
セントビンセント及びグレナディーン諸島	3	3	0	0
スワジランド	8	8	0	0
スイス	2	0	2	0
シリア	18	8	0	10
タンザニア	30	25	0	5
ウガンダ	1	1	0	0
ウクライナ	2	2	0	0
ウルグアイ	1	1	0	0
米国	10	0	10	0
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	8	8	0	0
ジンバブエ	2	2	0	0

資料 27 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。



The screenshot shows the e-Stat homepage with the following elements:

- Header:** e-Stat logo, navigation links (お問い合わせ, ヘルプ, English, 文字拡大・読み上げ), and a tagline "数字で見る日本" (Japan seen through numbers).
- Navigation Bar:** Buttons for "統計データを探す" (Search for statistics data), "地図や図表で見る" (View by map or chart), "調査項目を調べる" (Check survey items), "統計サイト検索・リンク集" (Search for statistics sites/link collection), and "ログイン" (Login).
- Main Content Area:**
 - 統計データを探す (Search for statistics data):** Includes a search box and links like "主要な統計から探す" (Search from major statistics) and "政府統計全体から探す" (Search from all government statistics).
 - 地図や図表で見る (View by map or chart):** Includes links like "図表で見る日本の主要指標" (View Japan's major indicators by chart) and "地図で見る統計(統計GIS)" (View statistics by map (Statistics GIS)).
 - 調査項目を調べる (Check survey items):** Includes links like "統計に用いる分類(産業、職業等)・用語" (Classification (industry, occupation, etc.) and terminology used in statistics) and "市区町村名・コード" (Municipality names and codes).
- Right Sidebar:** Includes "アンケート" (Survey), "統計について勉強しよう" (Let's study about statistics), and a "ランキング" (Ranking) table.

Callout 1 (Left): Explains that users can download statistics tables and create various graphs like population pyramids. It shows a screenshot of a population pyramid.

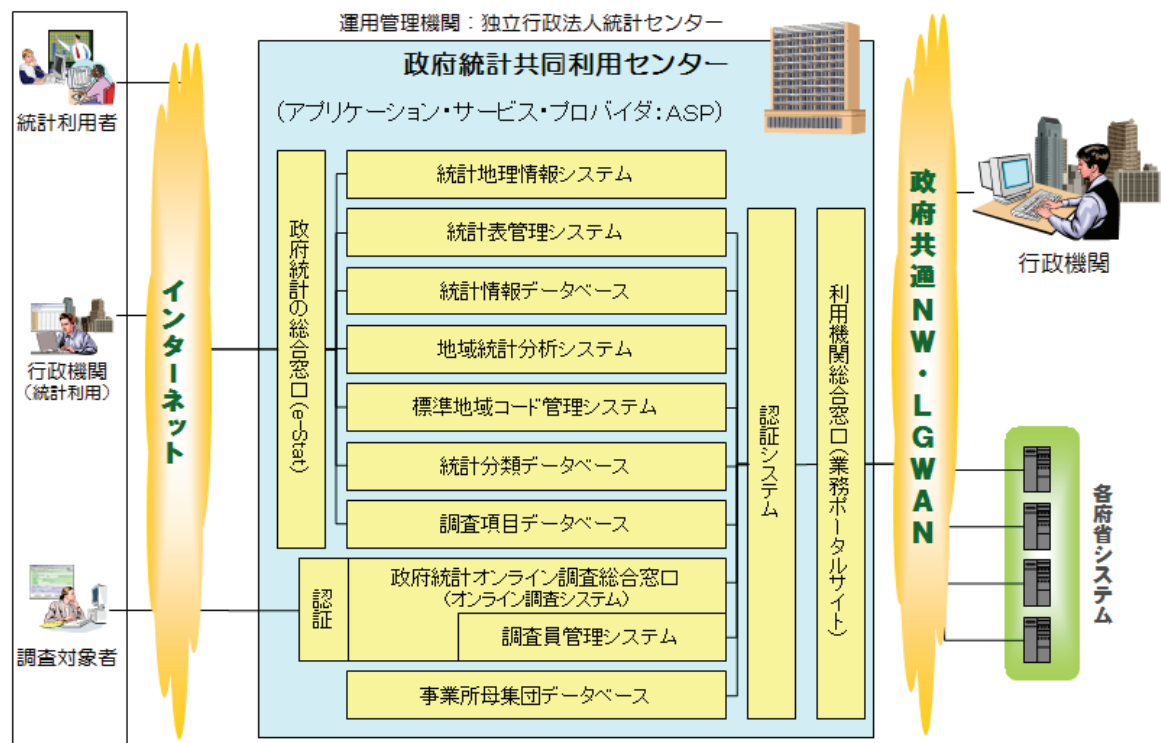
Callout 2 (Right): Explains that using Statistics GIS allows users to see statistics by region. It shows a screenshot of a map with colored regions.

※政府統計の総合窓口（e-Stat）は、平成 25 年 1 月にリニューアルしました。

資料 28 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成20年4月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。



※政府統計の総合窓口 (e-Stat) は、平成25年1月にリニューアルしました。